
墨田区障害福祉総合計画(案)

令和6年度～令和8年度

(第6期墨田区障害者行動計画)

(墨田区障害福祉計画【第7期】)

(墨田区障害児福祉計画【第3期】)



ひと、つながる。

墨田区

目次

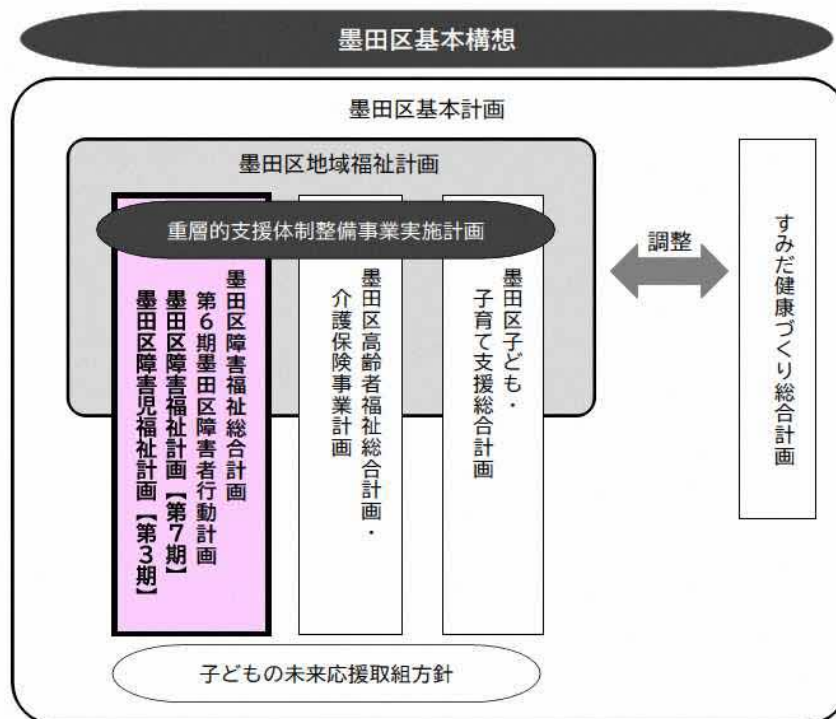
はじめに	1
第1章 墨田区における障害福祉の状況	3
1 総人口の推移	5
2 障害者数の推移	6
(1) 身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者数の推移	6
(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移	7
3 障害の種別・程度・年齢構成	8
4 サービスの利用状況	10
(1) 自立支援給付・障害児通所支援給付	10
(2) 地域生活支援事業	14
(3) 区の施設整備・利用状況	17
(4) 区の主な取組	18
第2章 第6期墨田区障害者行動計画	19
1 計画の策定に当たって	21
(1) 計画の目的と位置づけ	21
(2) 計画期間	22
(3) 計画の策定体制	23
2 障害者を取り巻く状況	24
(1) 国における障害福祉施策の動向	24
(2) 都における障害福祉施策の動向	25
3 計画に係るアンケート調査について	26
(1) 行動計画アンケート調査の結果分析	26
(2) 第1回医療的ケア児（者）実態調査の結果分析	33
4 計画の基本的な考え方	41
計画の基本理念	41
関連するSDGsの目標	41
5 施策体系	42
6 施策の方向と展開	43
(基本目標1) 子どもとその家族を支援する	43
(基本目標2) 社会参加を支援する	48
(基本目標3) 就労を支援する	52
(基本目標4) 地域生活を支援する	56
(基本目標5) 相談支援体制の充実及び情報の利用のしやすさを向上し、コミュニケ ーションの充実を図る	64
(基本目標6) 安全・安心に暮らせるまちをつくる	68
(基本目標7) サービスの質を確保する	73
第3章 墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】	77
1 計画の策定に当たって	79
(1) 計画の目的と位置づけ	79
(2) 計画の基本理念	79
(3) 計画期間	80
(4) 計画の策定体制	81

2 基本指針に定める成果目標	82
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	83
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	84
(3) 地域生活支援の充実	85
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	86
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	87
(6) 相談支援体制の充実・強化等	88
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	88
3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその見込の考え方及び確保方策	89
(1) 訪問系サービス	90
(2) 日中活動系サービス	95
(3) 居住系サービス	107
(4) 相談支援	111
(5) 障害児通所支援	114
(6) 障害児相談支援	118
(7) 発達障害者等に対する支援	120
(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	122
(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組	127
(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	129
4 地域生活支援事業の実施に関する事項	130
(1) 必須事業	130
(2) 任意事業	136
資料編	137
(1) 墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱	137
(2) 墨田区障害者施策推進協議会委員	138
(3) 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱	139
(4) 墨田区障害者行動計画検討経過	141
(5) 墨田区地域自立支援協議会に関する要綱	142
(6) 墨田区地域自立支援協議会委員	144
(7) 墨田区障害福祉計画・墨田区障害児福祉計画検討経過	145
(8) 計画策定アンケート調査結果（概要）	147

はじめに

「墨田区障害福祉総合計画」（以下「本総合計画」といいます。）は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「墨田区障害者行動計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条の規定に基づく「墨田区障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「墨田区障害児福祉計画」の改定に当たり、計画期間を3か年にそろえ、3計画を一体的に策定したものです。

本総合計画は、区の将来像を描いた「墨田区基本構想」、基本構想に基づく「墨田区基本計画」及び区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」と整合性を保って作成しています。



【計画期間】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
墨田区 障害者行動計画	第4期（後期）					第5期				第6期		
墨田区 障害福祉計画												
墨田区 障害児福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期		
				第1期			第2期			第3期		

第1章

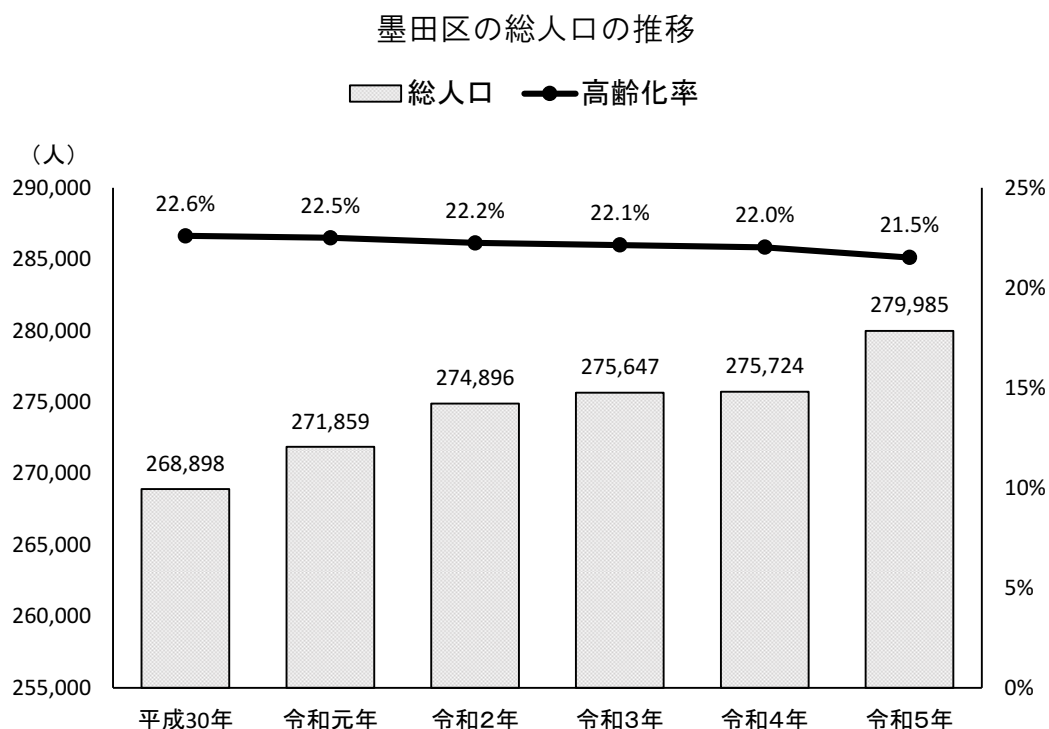
墨田区における障害福祉の状況

1 総人口の推移

本区における総人口（外国人登録者を含む）は、交通利便性向上の効果や、東京スカイツリー開業による住宅地としての魅力向上を背景に、人口増加が進んでおり、平成30年の268,898人から、令和5年には279,985人へと増加しています。（令和5年1月1日現在）

しかしながら、我が国が本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えているなか、本区においても合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均の子ども数）は令和3年全国平均の1.30を下回っており、令和3年は1.08となっています。

一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成30年以降ほぼ横ばいの傾向となっており、令和5年1月1日現在では21.5%と、全国平均の高齢化率29.0%、東京都の高齢化率22.7%に比べて低くなっています。



※墨田区「住民基本台帳人口」各年1月1日現在

※墨田区「令和3年度版行政基礎資料集」

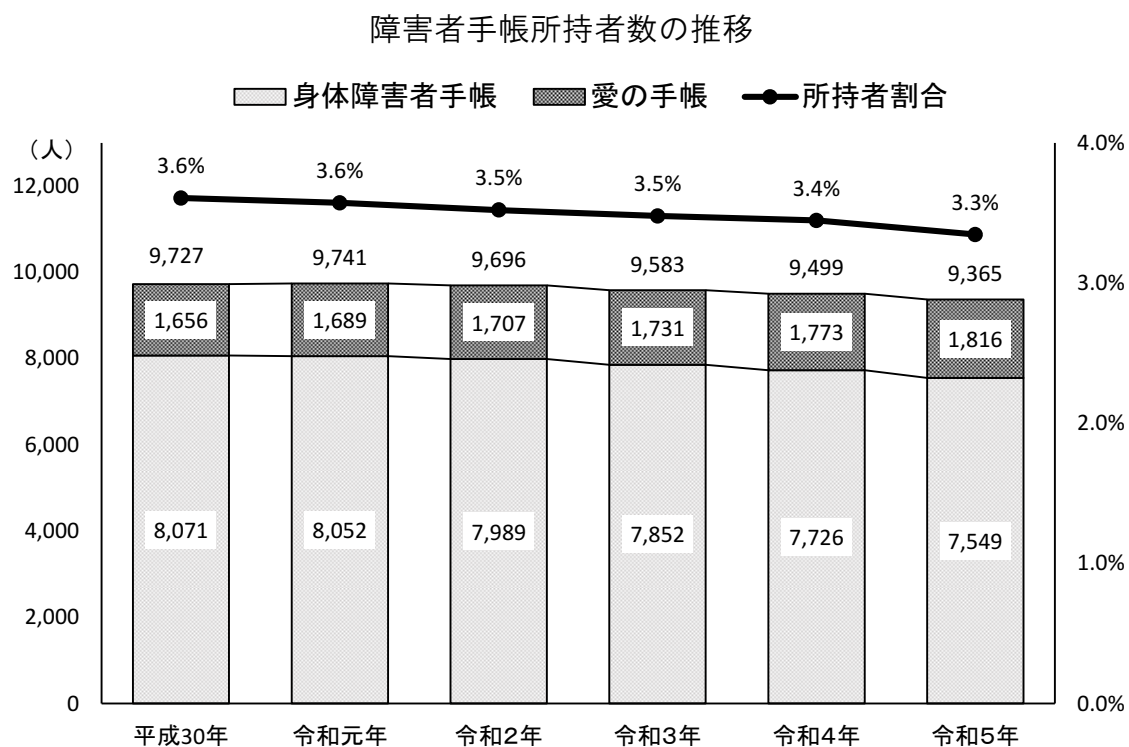
※総務省統計局「人口推計」令和5年1月確定値

※東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」令和5年1月現在

2 障害者数の推移

（１）身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者数の推移

令和５年３月３１日現在の本区における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者 7, 5 4 9 人、愛の手帳（知的障害者の手帳）所持者 1, 8 1 6 人となっており、第４期墨田区障害者行動計画（後期）が策定された平成２７年以降、身体障害者数は微減、知的障害者数は微増の傾向にあります。



※各年３月３１日

※身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複所持者は、それぞれに計上している。

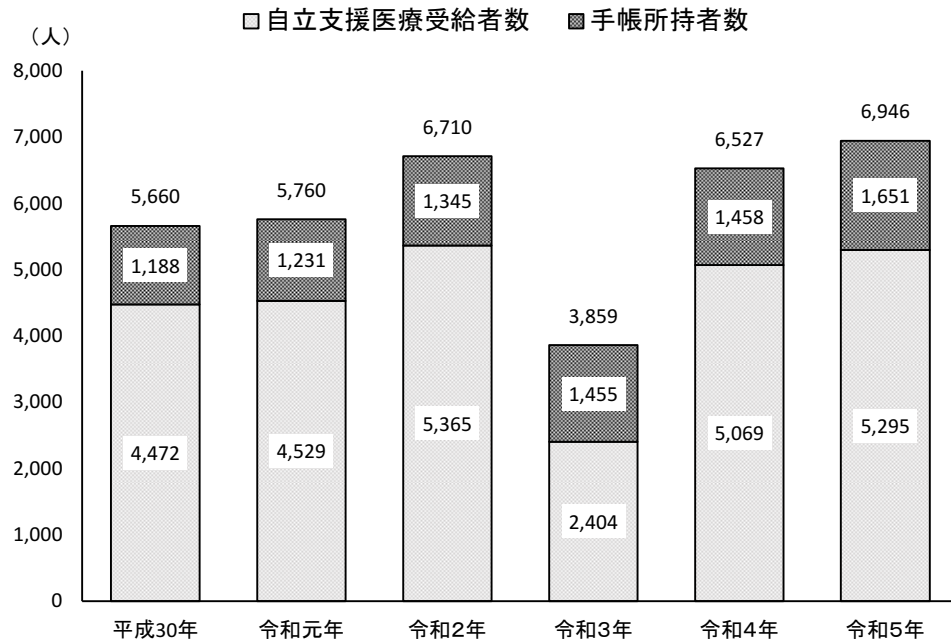
※手帳所持者割合＝手帳交付台帳登載者数合計／総人口（各年４月１日現在の住民基本台帳）

※資料：障害者福祉課調べ

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者数を精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の人数で捉えると、令和5年3月31日現在6,946人であり、平成30年3月31日時点の5,660人を大きく上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者数の推移



※令和3年に手帳及び受給者数が減少している理由として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から自立支援医療の更新が自動延長となり手続きが不要となったため、更新者が大幅に減少したことが挙げられる。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	1,188	1,231	1,345	1,455	1,458	1,651
自立支援医療受給者数	4,472	4,529	5,365	2,404	5,069	5,295
合計	5,660	5,760	6,710	3,859	6,527	6,946

※各年3月31日

※単位 手帳所持者：人、自立支援医療受給者：件

※精神障害者保健福祉手帳の申請は2年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある。

※資料：保健予防課調べ

精神病床における1年以上の長期入院者数

		65歳未満			65歳以上		
精神疾患別		統合失調症	アルツハイマー等	その他	統合失調症	アルツハイマー等	その他
合計(人)	142	43	4	13	32	29	21

※参考資料) 2021精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)

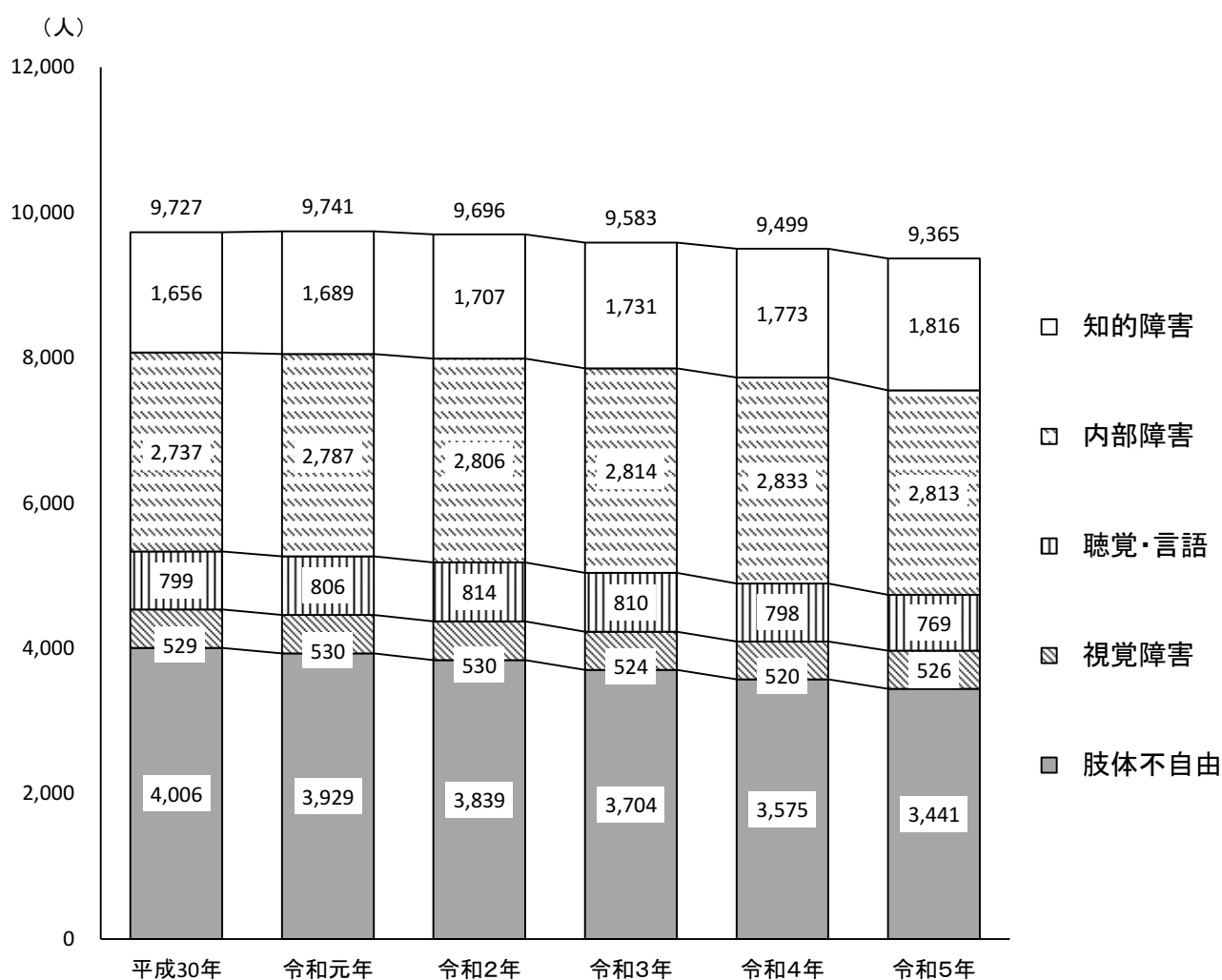
※墨田区民で国保・社保被保険者、家族等

3 障害の種別・程度・年齢構成

身体障害者手帳所持者の障害の種別は、令和5年3月31日現在、「肢体不自由」3,441人、「視覚障害」526人、「聴覚・言語障害」769人、「内部障害」2,813人であり、特に内部障害の人の増加率が高くなっています。身体障害者手帳所持者のほぼ半数は1～2級の重度の障害者となっています。

愛の手帳（知的障害者の手帳）所持者は、令和5年3月31日現在、1,816人であり、特に軽度（4度）の人の増加率が高くなっています。

障害の種別の推移



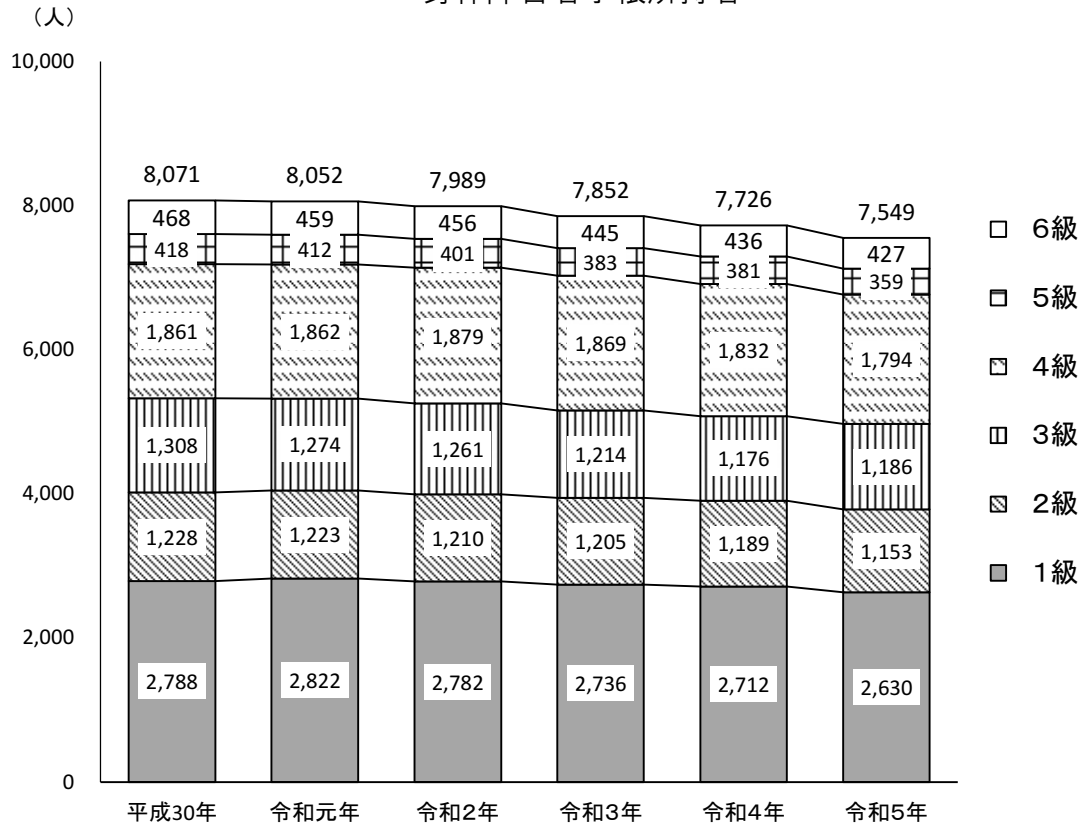
※各年3月31日

※身体障害者手帳所持者＝手帳交付台帳登載者数であり、重複障害の方は重複してカウントされている。

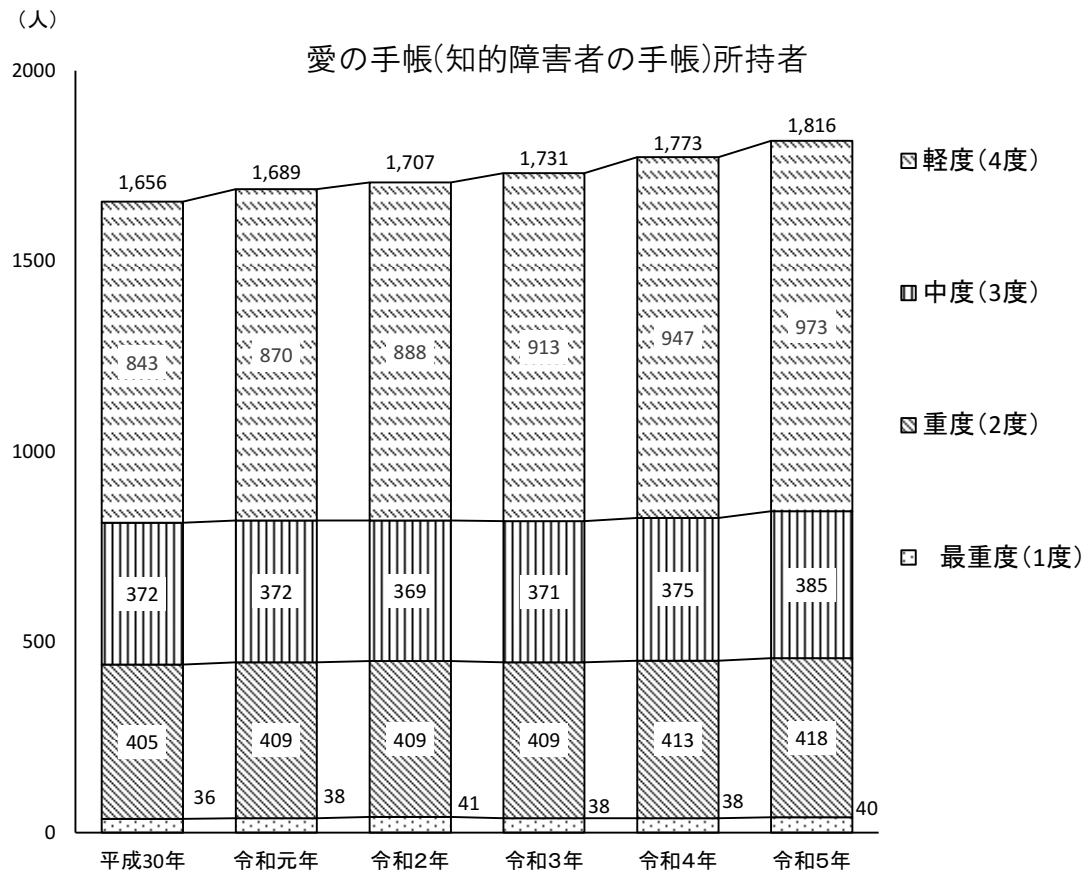
※資料：障害者福祉課調べ

障害の程度の推移

身体障害者手帳所持者



愛の手帳(知的障害者の手帳)所持者



※各年3月31日

※資料：障害者福祉課調べ

4 サービスの利用状況

(1) 自立支援給付・障害児通所支援給付

自立支援給付・障害児通所支援給付の利用者数の主な推移は以下の通りです。

【身体障害】

利用者数の推移をみると、日中活動系サービスでは「療養介護」が令和3年以降、増加傾向にあります。また居住系サービスでは「共同生活援助」が年々増加にあります。

【知的障害】

利用者数の推移をみると、日中活動系サービスでは「生活介護」、「就労継続支援B型」、「短期入所（福祉型）」が令和3年以降、増加傾向にあります。また居住系サービスでは「施設入所支援」は平成30年以降、ほぼ横ばいからやや減少傾向にあり、「共同生活援助」では令和3年以降、増加傾向にあります。

【精神障害】

利用者数の推移をみると、日中活動系サービスでは「自立訓練（生活訓練）」、「就労定着支援」が令和3年以降、増加傾向にあり、「就労継続支援B型」は平成30年以降、ほぼ横ばいからやや減少傾向にあります。また居住系サービスでは「共同生活援助」が令和3年以降、増加傾向にあります。

【障害児】

利用者数の推移をみると、障害児通所支援では「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とも年により変動が大きくなっています。また「保育所等訪問支援」は令和4年以降、急増しています。

障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者数

< 身体障害 >

(単位：人)

	種別	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	2 6 5	2 6 5	2 7 4	2 3 7	2 3 2	2 3 1
日中活動系 サービス	生活介護	7 6	8 1	8 0	5 6	7 1	7 5
	自立訓練（機能訓練）	2	2	1	0	1	1
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	1	0	1
	就労移行支援	9	1 1	1 2	7	4	5
	就労継続支援 A 型	6	5	4	7	5	5
	就労継続支援 B 型	2 1	2 8	2 5	2 1	2 2	2 2
	就労定着支援		1	3	1	5	4
	療養介護	2 4	2 3	2 2	2 3	2 4	2 7
	短期入所（福祉型）	2 0	2 8	2 0	2	1 5	1 4
	短期入所（医療型）	5	5	4	3	1	4
居住系 サービス	自立生活援助		0	0	0	0	0
	施設入所支援	3 3	2 9	2 8	2 7	2 4	2 3
	共同生活援助	1 2	1 4	1 5	1 7	1 7	1 9

※各年 3 月実績

※各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

※資料：障害者福祉課調べ

< 知的障害 >

(単位：人)

	種別	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	4 1	3 9	4 9	3 7	4 8	4 3
日中活動系 サービス	生活介護	2 8 2	2 8 0	2 8 7	2 6 3	2 7 6	2 9 3
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	1 0	1 0	8	9	1 0	1 1
	就労移行支援	1 1	1 2	2 0	2 9	3 4	2 1
	就労継続支援 A 型	3	2	2	3	7	7
	就労継続支援 B 型	2 4 9	2 4 9	2 3 7	2 2 4	2 4 3	2 6 2
	就労定着支援		6	8	1 1	9	1 8
	療養介護	0	0	1	1	0	0
	短期入所（福祉型）	5 0	5 1	5 3	3 1	4 6	5 9
	短期入所（医療型）	1	1	0	0	0	0
居住系 サービス	自立生活援助		0	0	1	1	0
	施設入所支援	1 7 9	1 7 7	1 7 8	1 6 8	1 5 6	1 6 7
	共同生活援助	1 2 4	1 2 7	1 2 6	1 3 9	1 4 0	1 4 9

< 精神障害 >

(単位：人)

	種別	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	1 7 8	1 7 8	1 9 2	1 6 5	1 9 6	2 1 7
日中活動系 サービス	生活介護	5	6	5	3	5	8
	自立訓練（生活訓練）	1 1	1 2	8	1 0	2 6	2 7
	就労移行支援	5 0	5 6	6 7	5 9	5 5	5 6
	就労継続支援 A 型	1 6	1 6	1 3	1 5	1 6	1 2
	就労継続支援 B 型	1 7 1	1 6 9	1 6 8	1 4 0	1 5 4	1 6 3
	就労定着支援		1 6	1 2	2 1	2 2	3 8
	短期入所（福祉型）	4	0	1	0	0	0
	短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0
居住系 サービス	自立生活援助		0	0	3	9	7
	施設入所支援	0	0	0	1	0	0
	共同生活援助	3 8	3 5	3 5	4 1	4 4	6 4

※各年 3 月実績

※各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

※資料：障害者福祉課調べ

< 障害児 >

(単位：人)

	種別	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	3 3	2 5	3 0	2 8	2 5	2 5
日中活動系 サービス	短期入所（福祉型）	7	6	7	1	2	2
	短期入所（医療型）	9	4	8	5	5	2
障害児 通所支援	児童発達支援	6 6 4	7 9 5	8 7 7	8 0 1	6 7 7	6 8 8
	医療型児童発達支援	1	2	3	5	5	2
	放課後等デイサービス	5 1 8	5 6 4	5 1 7	5 6 5	4 1 0	4 4 5
	居宅訪問型児童発達支援			1	0	1	2
	保育所等訪問支援	1 2	1 0	6	9	1 9	1 5

※各年 3 月実績

※各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

※資料：障害者福祉課調べ

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の主な状況は以下の通りです。

「成年後見制度利用支援事業」は令和3年度から2人の利用実績があります。

「意思疎通支援事業」では、手話通訳者派遣事業（利用者数）、要約筆記者派遣事業（利用者数）が令和2年度以降、増加傾向にあります。令和4年度に墨田区独自の試験から全国統一試験に切り替え事務を行い、手話の選考試験レベルが全国レベル水準になったことや、この資格を既にパスしている転入者などが登録申請できるため、間口が広がりました。今後登録者数が増える可能性が見込めます。

「移動支援事業」の年間延べ利用時間数の月平均は、コロナ禍で令和2年度大きく減少したものの4年度から増加傾向にあります。

< 理解促進研修・啓発事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施の有無	有	有	有	有	有

< 自発的活動支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施の有無	有	有	有	有	有

< 相談支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
障害者相談支援事業 （実施箇所数）	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター （実施の有無）	検討	検討	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能 強化事業（実施の有無）	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業 （実施の有無）	有	有	有	無	有

< 成年後見制度利用支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
利用者数	0	0	0	2	2

< 成年後見制度法人後見支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施の有無	検討	有	有	有	有

< 意思疎通支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
手話通訳者派遣事業 (利用者数)	1,122	1,076	1,131	1,598	1,701
要約筆記者派遣事業 (利用者数)	81	48	49	51	105
手話通訳者設置事業 (設置者数)	2	2	2	2	2

< 日常生活用具給付等事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
介護訓練支援用具	8	12	7	1	0
自立生活支援用具	76	67	46	42	31
在宅療養等支援用具	31	28	39	45	27
情報・意思疎通支援用具	70	62	45	44	50
排泄管理支援用具	386	373	378	380	364
住宅改修費	6	12	4	6	5

(単位：件)

< 手話奉仕員養成研修事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
養成研修終了数	8	4	4	0	5

< 移動支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
年間延べ利用時間 数の月平均	3, 4 5 1	3, 5 7 5	3, 1 2 6	3, 1 0 0	3, 2 3 4
年間延べ利用者数 の月平均	3 8 7	3 5 2	2 9 6	3 0 6	3 2 1

< 地域活動支援センター事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
実利用者数	1 4 8	1 2 5	1 0 6	1 0 2	1 0 4

< 地域生活支援広域調整会議等事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施の有無	有	有	有	有 (10回)	有 (10回)

(3) 区の施設整備・利用状況

障害のある人を支援するための区内施設の整備状況をみると、特別支援学校卒業者の内就労継続支援B型、就労移行支援及び生活介護事業所を利用予定の方が毎年10人前後で推移すると見込まれており、こうした状況を踏まえた事業所の確保が必要となってきますが、令和5年4月現在、必要な施設整備は行われています。

また、グループホーム（共同生活援助）については、令和5年3月現在、区内の利用実績は85人となっており、必要な施設整備は行われています。重度の障害のある方が入居するグループホームについては、区が主体的に整備する必要があり、令和7年度末に重度身体障害者のグループホームを開設する予定です。

障害のある人が親なき後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、重度知的障害者グループホームを令和3年3月に開設したほか、重度身体障害者グループホームについても、令和7年度末の開設を目指して整備していきます。

区内の障害者関連施設の整備・利用状況

事業種別	事業所数	定員数	利用者数
就労継続支援B型	15カ所	469人	351人
就労移行支援	8カ所	139人	40人
自立訓練（生活訓練）	0カ所		
自立生活援助	2カ所		6人
生活介護	5カ所	131人	114人
共同生活援助	8カ所		85人
地域活動支援センター	1カ所		77人

※令和5年3月サービス提供実績

※利用者に区外施設利用者を含まない

※資料：障害者福祉課調べ

特別支援学校卒業予定者の利用サービス見込推移

事業種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	5	10	4
就労移行支援	1	0	1
生活介護	2	2	★7

※★…7人の内1名、医療と療育を行う通所施設と併用する者を含む

※墨田特別支援学校、墨東特別支援学校の卒業生が対象

※資料：障害者福祉課調べ

（４）区の主な取組

第５期墨田区障害福祉総合計画期間中（令和３年度から令和５年度）に新たに取り組んだ区の事業は、次のとおりです。

①心身障害者福祉手当（区制度）対象の拡充（令和３年度）

令和３年１０月から障害者福祉手当の支給対象となる障害区分に、精神障害保健福祉手帳１級を加えました。

②障害者グループホームの支援体制強化支援（令和３年度）

重度障害者を受け入れるグループホームに対して、支援体制を強化する補助を行いました。

③ステップハウスおおぞらの移転（令和４年度）

墨田区立花三丁目の旧たちばな高齢者在宅サービスセンターを改修し、１、２階は障害児通所支援を行う「にじの子」、３、４階は生活介護を行う「ひだまり」のフロアとし、令和５年１月から業務を開始しました。

④障害児支援の提供体制の整備等（令和４年度）

令和元年度に設置した「墨田区医療的ケア児に関する協議会」からの提言より、医療的ケア児等に対する適切な支援や情報を一括して提供できるよう、パンフレット「ライフステージに応じた医療的ケア児への支援」を作成しました。

⑤自立生活体験事業「くらし体験ふるさと」の実施（令和４年度）

令和４年１１月から精神障害者が地域での自立を目指すために、マンションで一人暮らしを体験できる事業を開始しました。

⑥障害者施設利用者による新商品開発（令和４年度）

障がい者アートを活用した商品開発及びSDGsをテーマとした商品開発を行い、すみだみやげとして販売しました。

⑦障害者グループホームの整備支援（令和５年度）

重度身体障害者を対象とするグループホームについて、整備・運営事業者の公募を行いました。

⑧重度障害者の大学等への就学支援（令和５年度）

令和５年４月から重度障害者が大学等において就学するに当たり、通学中及び大学等の敷地内における必要な身体介護等を支援する事業を開始しました。

⑨相談支援体制の充実・強化等（令和５年度）

令和６年１月から相談支援事業所の育成支援等を行う、障害者基幹相談支援センターを開設します。

⑩心のバリアフリー事業（令和５年度）

心のバリアフリー事業啓発冊子「すみダックといっしょに『心のバリアフリー探検ツアー』」を発行し、令和３～５年にかけて区内小中学校や区立施設等で配布しました。

第2章

第6期墨田区障害者行動計画

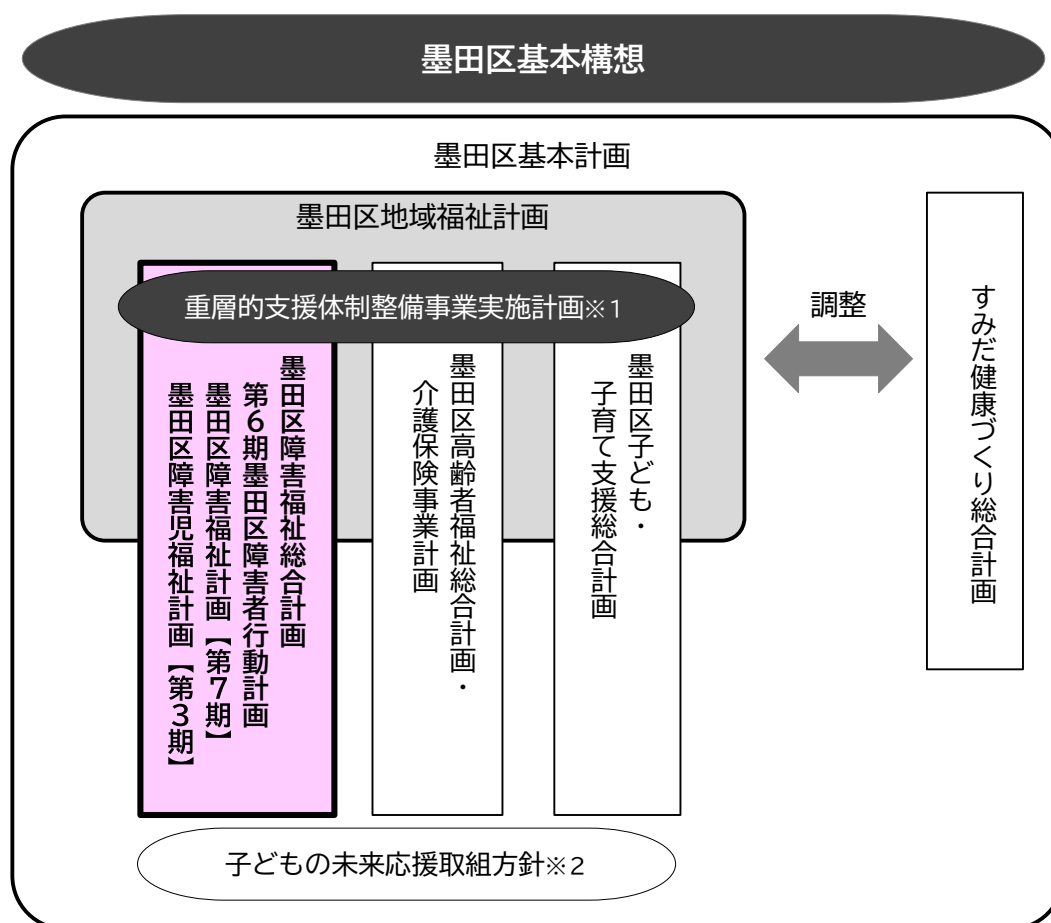
1 計画の策定に当たって

(1) 計画の目的と位置づけ

「第6期墨田区障害者行動計画」（以下「本行動計画」といいます。）は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として策定し、区が今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

なお、本行動計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく墨田区障害福祉計画【第7期】及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく墨田区障害児福祉計画【第3期】と併せ、「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に推進します。

（「墨田区障害福祉総合計画」については、「P1 はじめに」を参照）



※1 地域共生社会の実現に向けて、本区では属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を展開。この事業を適切かつ効果的に実施するために策定された計画（令和4年度から令和8年度までの5年間）。

※2 本区では、国の「子どもの貧困対策の推進に対する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」、東京都の「東京都子供・子育て支援総合計画」や「ひとり親家庭自立支援計画」等の動向も踏まえ、「子どもの貧困問題」にフレキシブルに対応する必要があることから「墨田区子どもの未来応援取組方針」（平成30年3月）を策定。

（２）計画期間

本行動計画は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間を計画期間としています。

計画名	計画期間
第 1 期	昭和 5 6 年度～平成 2 年度 (1981 年度～1990 年度)
第 2 期	平成 3 年度～平成 1 2 年度 (1991 年度～2000 年度)
第 3 期（前期）	平成 1 3 年度～平成 1 7 年度 (2001 年度～2005 年度)
第 3 期（後期）	平成 1 8 年度～平成 2 2 年度 (2006 年度～2010 年度)
第 4 期（前期）	平成 2 3 年度～平成 2 6 年度 (2011 年度～2014 年度)
第 4 期（後期）	平成 2 7 年度～令和 2 年度 (2015 年度～2020 年度)
第 5 期	令和 3 年度～令和 5 年度 (2021 年度～2023 年度)
第 6 期	令和 6 年度～令和 8 年度 (2024 年度～2026 年度)

(3) 計画の策定体制

① 計画の策定体制

本行動計画は、区内における障害者団体の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」が中心となり、関連部署と連携・調整を図りながら審議・検討しました。

また、区内在住で障害のある人へのアンケート調査や、医療的ケア児（者）を対象としたアンケート調査の実施、パブリック・コメントの実施など、区民から広く意見聴取を行い、計画への反映を図りました。

② 計画の評価

本行動計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」において、各年度に事業の進捗状況の報告及び計画達成状況の評価を行います。

2 障害者を取り巻く状況

(1) 国における障害福祉施策の動向

我が国では、昭和57年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定して以降、平成5年に同長期計画の後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」を策定、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく障害者基本計画を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。その後、平成16年の障害者基本法の改正では、障害者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定されました。この障害者基本法に基づき、平成25年9月には「障害者基本計画（第3次）」、平成30年3月には「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定されました。この基本計画は、平成19年に我が国が署名した、障害者の権利擁護に関する条約批准後に策定される障害者基本計画として条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取組が示され、それぞれの施策分野で着実に取組が進められてきました。この「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）が令和4年度をもって満了することから、地域社会における共生等、差別の禁止、国際協調を基本原則とした新たな「第5次障害者基本計画」（令和5年度から令和9年度）が令和5年3月に閣議決定され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

福祉における総合的な流れでは、令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定され、令和3年4月より施行されました。

第5期墨田区障害者行動計画の期間内（令和3年度から令和5年度）における法改正等の動向については、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職の防止、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月に公布されました。また、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年5月に公布・制定されました。

（２）都における障害福祉施策の動向

東京都では、平成４年に障害者福祉の長期計画である「ノーマライゼーション推進東京プラン」を策定し、平成１０年に同計画を改定しました。その後、平成１２年１２月に「東京都福祉改革推進プラン」、平成１４年２月には「ＴＯＫＹＯ福祉改革ＳＴＥＰ２」がまとめられ、施設偏重の施策から地域生活を重視した福祉への転換、多様なサービス提供主体の参入促進による利用者選択を支えるしくみづくりを基本的な視点とする、大都市東京の特性に基づいた独自の取組が図られました。

平成１９年５月には「東京都障害者計画・第１期東京都障害福祉計画」（平成１９年度から平成２３年度）が策定され、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関われる社会の実現に向けた施策の展開が示されました。続いて、平成２１年３月には、「第２期東京都障害福祉計画」（平成２１年度～平成２３年度）、平成２４年４月には、「東京都障害者計画・第３期東京都障害福祉計画」（平成２４年度～平成２６年度）、平成２７年４月には、「東京都障害者計画・第４期東京都障害福祉計画」（平成２７年度～平成２９年度）が策定されました。平成２８年１２月には、「２０２０年に向けた実行プラン」が策定され、このプランの中では「障害者がいきいきと暮らせる社会」が政策の柱のひとつに掲げられ、「障害がある人もない人も、お互いに尊重し、共に生活する」ことを目標としています。この指針のもと、平成３０年３月に、「東京都障害者計画」、「第５期東京都障害福祉計画」及び「第１期東京都障害児福祉計画」を一体的なものとした「東京都障害者・障害児施策推進計画」（計画期間：平成３０年度～平成３２年度）が策定されました。同年１０月には、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた基本理念を定め、東京都、都民、事業者の責務を明らかにする「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。

令和３年６月には、障害者を取り巻く環境の変化及び社会状況に対応した障害者施策の一層の充実に取り組むため、新たな「東京都障害者・障害児施策推進計画」（東京都障害者計画、第６期東京都障害福祉計画及び第２期東京都障害児福祉計画）（計画期間：令和３年度～令和６年度）が策定されました。本計画では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」の実現を目指しています。

また、令和４年９月には、手話を使用しやすい環境づくりを推進するために制定した「東京都手話言語条例」が施行され、同月に「障害者雇用・就労推進連携プログラム２０２２」が策定され、障害者雇用に向けた取組や関係機関連携を着実に進められています。

3 計画に係るアンケート調査について

(1) 行動計画アンケート調査の結果分析

計画策定に当たり、障害のある方の意見を計画に取り入れるため、区内在住で障害のある方への「第6期墨田区障害者行動計画」「第7期墨田区障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定のためのアンケート調査（以下「計画策定アンケート調査」といいます。）を実施しました。（対象：1,061人、回答：697人、回答率：65.7%）

本項では、アンケート結果（今回）を分野ごとに整理し、分析したものを掲載します。

※アンケートの回答者は、ご本人に代わりご家族が回答している場合があります。

1 相談について

悩んでいること、相談したいことに関する質問の回答としては、「自分の健康や治療のこと」は手帳の種類にかかわらず上位にあげられている一方、身体障害者手帳所持者の場合、「緊急時や災害時のこと」が2位、愛の手帳所持者の場合、「親亡き後のくらしのこと」が1位、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「仕事や就業のこと」が3位となっており、それぞれ悩みや相談事が異なる点も見うけられます。

悩んでいること、相談したいこと（上位3項目）【問5】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	自分の健康や治療のこと (34.0%)	緊急時や災害時のこと (26.1%)	生活費など経済的なこと (21.2%)
愛の手帳所持者	今回	親亡き後のくらしのこと (48.6%)	自分の健康や治療のこと (27.9%)	緊急時や災害時のこと (25.8%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	自分の健康や治療のこと (55.3%)	生活費など経済的なこと (51.5%)	仕事や就業のこと (42.7%)

※難病、高次機能障害、発達障害は調査数が少ないため、掲載は控える（以下、同様）

悩みごと・困りごとの主な相談先としては、「家族・パートナー・親せき」が身体障害者手帳所持者の場合で68.7%、愛の手帳所持者で62.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者で54.4%と、手帳の種類にかかわらず1位となっています。また、身体障害者手帳所持者の場合、2位が20.2%で「医療機関（病院や診療所等）」、3位が19.6%で「ケアマネジャー」となっています。愛の手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者の場合では、2位が「福祉施設・サービス事業所」となっており、普段利用している福祉施設・サービス事業所が相談先の上位にあげられています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、3位の「医療機関（病院や診療所等）」も39.8%と高く、病院先も身近な相談先となっています。

悩みごと・困りごとの主な相談先（上位3項目）【問6】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	家族・パートナー・親せき (68.7%)	医療機関（病院や診療所等） (20.2%)	ケアマネジャー (19.6%)
愛の手帳所持者	今回	家族・パートナー・親せき (62.2%)	福祉施設・サービス事業所 (39.0%)	区役所・保健センターなどの関係窓口 (18.0%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	家族・パートナー・親せき (54.4%)	福祉施設・サービス事業所 (43.7%)	医療機関（病院や診療所等） (39.8%)

墨田区の福祉施策において特に力を入れてほしいこととしては、前回調査との順位の変動は身体障害者手帳所持者の場合、3位に「短期入所の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、3位に「企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備」「人権を守る仕組み」が入りました。

今回の調査結果をみると、身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者とも共通で「緊急時や災害時の対策促進」が1位となっています。また、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者とも共通で「相談支援や情報アクセシビリティの充実」が上位に入っています。また、愛の手帳所持者では、「グループホームなど地域での生活の場の整備」と「短期入所の充実」がともに上位に入っています。

墨田区の福祉政策において特に力を入れてほしいこと（上位3項目）【問10】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	緊急時や災害時の対策促進 (35.6%)	相談支援や情報アクセシビリティの充実 (20.9%)	短期入所の充実 (19.3%)
	前回	緊急時や災害時の対策促進 (43.1%)	相談支援や情報保障の充実 (30.5%)	日常生活に必要な移動支援や同行援護の充実 (19.5%)
愛の手帳所持者	今回	緊急時や災害時の対策促進 (42.9%)	グループホームなど地域での生活の場の整備 (38.7%)	短期入所の充実 (37.2%)
	前回	緊急時や災害時の対策促進 (45.8%)	グループホームなど地域での生活の場の整備 (35.6%)	短期入所の充実 (33.1%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	相談支援や情報アクセシビリティの充実 (39.8%)	障害や病気に対する理解促進や障害者差別解消法の周知・啓発 (35.0%)	企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備 人権を守る仕組みの充実 (25.2%)
	前回	相談支援や情報保障の充実 (41.7%)	障害や病気に対する理解促進や障害者差別解消法の周知・啓発 (35.0%)	緊急時や災害時の対策促進 (31.1%)

福祉施策への力点として相談支援の充実の要望が高い中、障害者等が地域において自立した日常生活を営むためには各種ニーズに対応するとともに、障害者やその家族が抱える複合的な課題の把握や各種支援につなげる支援体制、アクセスしやすい相談支援体制の充

実が求められています。また必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、情報アクセシビリティの充実が求められています。

2 住まいや暮らしについて

現在の生活形態は、身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者とも共通で「家族・パートナーと生活している」が1位で、それぞれ67.8%、77.5%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は、「一人で暮らしている」(45.6%)が1位、「家族・パートナーと生活している」(43.7%)が2位となっています。また、愛の手帳所持者の場合、「グループホームで生活している」が2位で、14.4%となっています。

将来、希望する生活の場では、身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者とも共通で「家族が住んでいる家で暮らしたい」が1位で、それぞれ43.9%、36.0%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「一般の住宅で一人で暮らしたい」が43.7%で1位、「家族が住んでいる家で暮らしたい」が32.0%で2位となっており、現在の生活の形態の結果と大きな差はでていません。また、愛の手帳所持者の場合、「グループホームで暮らしたい」が29.1%で2位となっています。

現在の生活の形態（上位3項目）【問7（1）】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	家族・パートナーと生活している (67.8%)	一人で生活している (20.2%)	入所施設に入所している (4.3%)
愛の手帳所持者	今回	家族・パートナーと生活している (77.5%)	グループホームで生活している (14.4%)	一人で生活している (4.8%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	一人で生活している (45.6%)	家族・パートナーと生活している (43.7%)	グループホームで生活している (5.8%)

将来、希望する生活の場（上位3項目）【問8】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	家族が住んでいる家で暮らしたい (43.9%)	一般の住宅で一人で暮らしたい (15.0%)	入所施設で暮らしたい (11.3%)
愛の手帳所持者	今回	家族が住んでいる家で暮らしたい (36.0%)	グループホームで暮らしたい (29.1%)	入所施設で暮らしたい (14.1%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	一般の住宅で一人で暮らしたい (43.7%)	家族が住んでいる家で暮らしたい (32.0%)	グループホームで暮らしたい 入所施設で暮らしたい (ともに6.8%)

グループホームでの暮らしや入所施設での暮らしを将来希望する割合が現在よりも多い状況から、地域生活への移行を進める観点からも、希望する一人暮らし等の実現に向けた支援の充実、重度化・高齢化した障害者等を含めた地域生活を支える支援の充実が求められています。

3 外出について

回答者が外出する際に困ることについて、身体障害者手帳所持者では「道路や駅に階段や段差・障害物が多い」が28.5%、愛の手帳所持者では「困った時にどうすればいいのか心配」が34.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」が30.1%でそれぞれ1位が異なっています。

前回調査と比べて順位の異なるもの（上位3項目）は、身体障害者手帳所持者の3位と精神障害者保健福祉手帳所持者の2位に「困った時にどうすればいいのか心配」が入り、精神障害者保健福祉手帳所持者の3位に「発作など、突然の身体の変化が心配」が入りました。

外出する際に困ること（上位3項目）【問10】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	道路や駅に階段や段差・障害物が多い（28.5%）	電車やバスの乗り降りが難しい（21.2%）	困った時にどうすればいいのか心配（19.9%）
	前回	道路や駅に階段や段差・障害物が多い（30.8%）	電車やバスの乗り降りが難しい（25.3%）	外出先の建物の設備が不便（19.5%）
愛の手帳所持者	今回	困った時にどうすればいいのか心配（34.2%）	電車やバスの乗り降りが難しい（22.2%）	道路や駅に階段や段差・障害物が多い（14.4%）
	前回	困った時にどうすればいいのか心配（29.7%）	電車やバスの乗り降りが難しい（21.1%）	道路や駅に階段や段差・障害物が多い（12.4%）
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	外出にお金がかかる（30.1%）	困った時にどうすればいいのか心配（25.2%）	発作など、突然の身体の変化が心配（23.3%）
	前回	外出にお金がかかる（37.9%）	周囲の目が気になる（25.2%）	困った時にどうすればいいのか心配（24.3%）

障害種別によって、外出時の困難の内容は異なるため、障害の特性に応じた外出支援ニーズへの対応が求められています。また、バリアフリー化などの移動しやすい環境の整備や困ったときの相談先等の情報、障害に対する理解促進、相手に伝える手段の確保などが求められています。

4 働くことについて

現在の就労状況について、「働いている」との回答は、身体障害者手帳所持者で 31.3%、愛の手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者でそれぞれ 59.5%、58.3%となっています。

現在の就労の状況【問 11】

		働いている	働いてない
身体障害者手帳所持者	今回	31.3%	61.0%
愛の手帳所持者	今回	59.5%	34.2%
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	58.3%	38.8%

将来、一般企業（企業や官公庁で働くこと）への就労の希望について、「希望する」との回答は、身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者でそれぞれ 12.3%、7.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 36.8%となっています。前回調査に比べると、「希望する」との回答が全体的に減っており、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「わからない」との回答が 36.8%と約 2 倍に増えています。

一般企業への就労希望【問 11（6）】

		希望する	希望しない	わからない
身体障害者手帳所持者	今回	12.3%	61.5%	16.9%
	前回	20.9%	51.2%	19.8%
愛の手帳所持者	今回	7.0%	69.4%	19.4%
	前回	11.8%	64.6%	16.3%
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	36.8%	21.1%	36.8%
	前回	52.4%	23.8%	17.5%

障害者が地域で自立した生活を営むために就労は重要です。働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、障害特性に応じた就労支援や多様な就業機会の確保が求められています。

5 日常生活での合理的配慮について

日常生活を送る上で障害の状況にあった配慮を受けられずに困る経験の有無について、「困ることが多い」と「困ることが時々ある」を合わせた＜困ることがある＞との回答は、精神障害者保健福祉手帳所持者で 36.9%、愛の手帳所持者で 23.4%、身体障害者手帳所持者で 21.8%となっています。

日常生活を送る上で障害の状況にあった配慮を受けられずに困る経験の有無

【問 14（1）】

		困ることが多い	困ることが時々ある	困ることはない
身体障害者手帳所持者	今回	4. 9 %	1 6. 9 %	5 0. 6 %
愛の手帳所持者	今回	2. 7 %	2 0. 7 %	5 1. 1 %
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	5. 8 %	3 1. 1 %	5 1. 5 %

障害の状況にあった配慮を受けられずに「困ることが多い」または「困ることが時々ある」方に配慮を受けられずに困る場所を聞いたところ、「鉄道・バスなどの交通機関」が 41.6%で 1 位、以下、「病院・福祉施設など」、「小売店・飲食店」の順となっています。これは前回調査と同様の順位となっています。ただし「鉄道・バスなどの交通機関」の割合は前回に比べて、10 ポイント減少しました。

配慮を受けられずに困る場所（上位 3 項目）【問 14（2）】

	1 位	2 位	3 位
今回	鉄道・バスなどの交通機関 (4 1. 6 %)	病院・福祉施設など (2 6. 5 %)	小売店・飲食店 (2 4. 1 %)
前回	鉄道・バスなどの交通機関 (5 1. 6 %)	病院・福祉施設など (2 6. 1 %)	小売店・飲食店 地域や近隣など (2 1. 0 %)

障害の有無に関わらず、だれもが、相互理解と人権尊重により、自分らしく安心して暮らせる社会の構築を図るために、今後とも障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、区民・事業者により一層の周知・啓発が求められています。

6 災害時の避難などについて

いざというときに助けてくれる人について、「いる」との回答は、愛の手帳所持者で 89.7%、身体障害者手帳所持者で 80.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 69.4%となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者が一番低くなっています。

いざというときに助けてくれる人の有無【問 15（1）】

		いる	いない
身体障害者手帳所持者	今回	80.3%	17.2%
愛の手帳所持者	今回	89.7%	8.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	69.4%	27.4%

災害時に困ることや不安に思うことについて、「薬や治療、医療的ケアについて」との回答は、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者で最も高い一方、愛の手帳所持者の場合では「避難場所のトイレ・整備」が 50.2%で 1 位となっています。

前回調査と比べて順位の異なるもの（上位 3 項目）は、身体障害者手帳所持者の 1 位と 2 位、愛の手帳所持者の 1～3 位すべてとなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者に順位の変動はありませんでした。

災害時に困ることや不安に思うこと（上位 3 項目）【問 16】

		1 位	2 位	3 位
身体障害者手帳所持者	今回	薬や治療、医療的ケアについて (60.1%)	安全な場所までの移動 (54.9%)	避難場所のトイレ・設備 (50.9%)
	前回	安全な場所までの移動 (52.7%)	薬や治療、医療的ケアについて (51.9%)	避難場所のトイレ・設備 (46.7%)
愛の手帳所持者	今回	避難場所のトイレ・設備 (50.2%)	安全な場所までの移動 (49.2%)	薬や治療、医療的ケアについて (48.6%)
	前回	安全な場所までの移動 (44.9%)	薬や治療、医療的ケアについて (42.7%)	避難場所のトイレ・設備 (38.1%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	薬や治療、医療的ケアについて (71.8%)	避難場所のトイレ・設備 (40.8%)	知らない人と一緒にいること (38.8%)
	前回	薬や治療、医療的ケアについて (63.1%)	避難場所のトイレ・設備 (40.8%)	知らない人と一緒にいること (38.8%)

災害時の困難や不安点は前回調査からの変動、障害種別による違いも見受けられます。障害特性に配慮した情報保障や避難支援、福祉・医療サービスの継続的な支援等の対応ができるよう、事業所をはじめ様々な機関と区が連携した体制の整備が重要です。

(2) 第1回医療的ケア児（者）実態調査の結果分析

計画策定に当たり、医療的ケア児（者）等を対象としたアンケートによって、ご本人及びご家族の実態やニーズ等を把握するために実施しました。

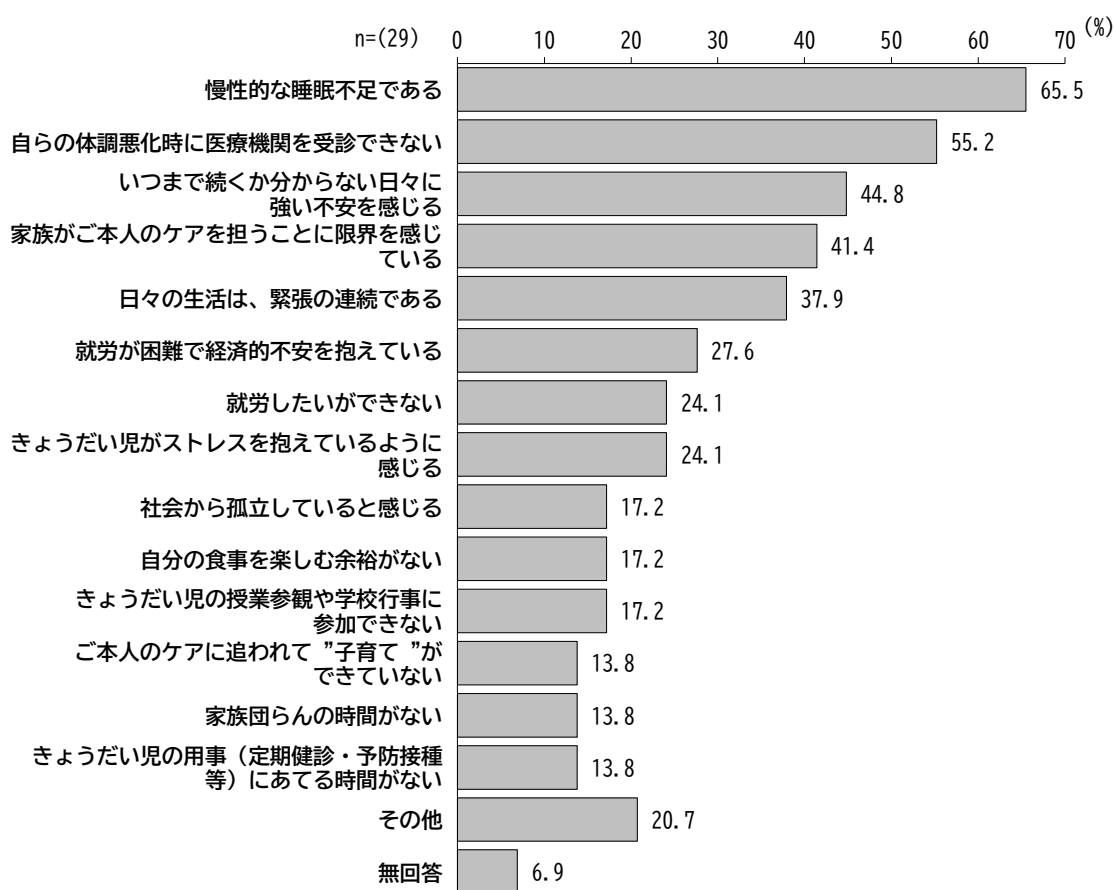
（対象：70人※推定値、回答：29人、回答率：41.4%）

本項は、アンケート結果を一部抽出・整理し、分析したものを掲載します。

1 介護者（主にケアを担う方）について

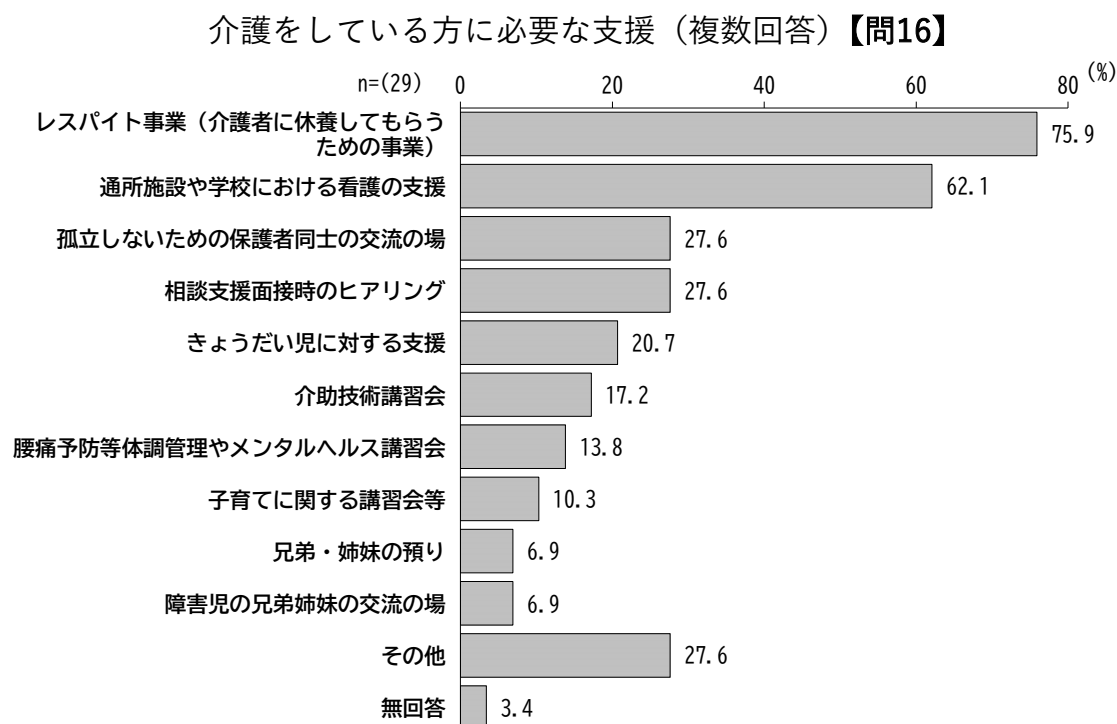
主な介護者を「父」「母」「祖父母」「兄弟・姉妹」「その他」と回答した人に、介護者を感じている日々の負担感や不安感を聞いたところ、「慢性的な睡眠不足である」が65.5%で最も高く、次いで「自らの体調悪化時に医療機関を受診できない」が55.2%、「いつまで続くかわからない日々の強い不安を感じる」が44.8%と上位3項目は自身の心身の健康を懸念する回答が多くなっています。

主に介護をしている方が感じている日々の負担感や不安感（複数回答）【問15】



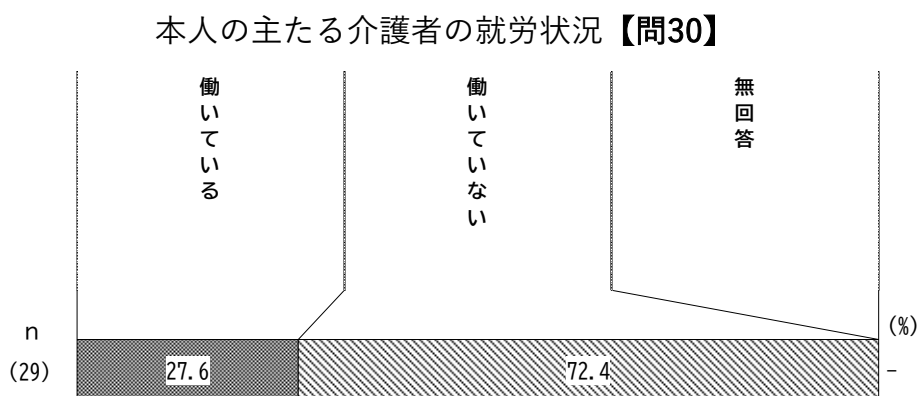
日常生活でのケアの中で、主に介護をしている方が慢性的な睡眠不足であったり、自らの体調悪化時に受診できないこと、将来の強い不安、限界を感じるといった回答が多く、医療的ケア児の家族等介護者への心身のケアが求められています。

介護をしている方に必要な支援を聞いたところ、「レスパイト事業（介護者に休養してもらうための事業）」が 75.9%で最も高く、続く「通所施設や学校における看護の支援」が 62.1%で、この 2 項目が特に多くなっています。



日常生活でのケアの中で、医療的ケア児の家族等介護者への支援として、レスパイト事業や保護者同士の交流の場の確保が求められています。また通所施設や学校に対しては医療的ケアの支援も求められています。

本人の主たる介護者の就労状況は、「働いている」が 27.6%、「働いていない」が 72.4%となっています。なお、働いている方の主な働き方（問 31）は「会社勤めをしている」が 50.0%で、主な雇用形態（問 32）としては「正社員」が 57.1%となっています。

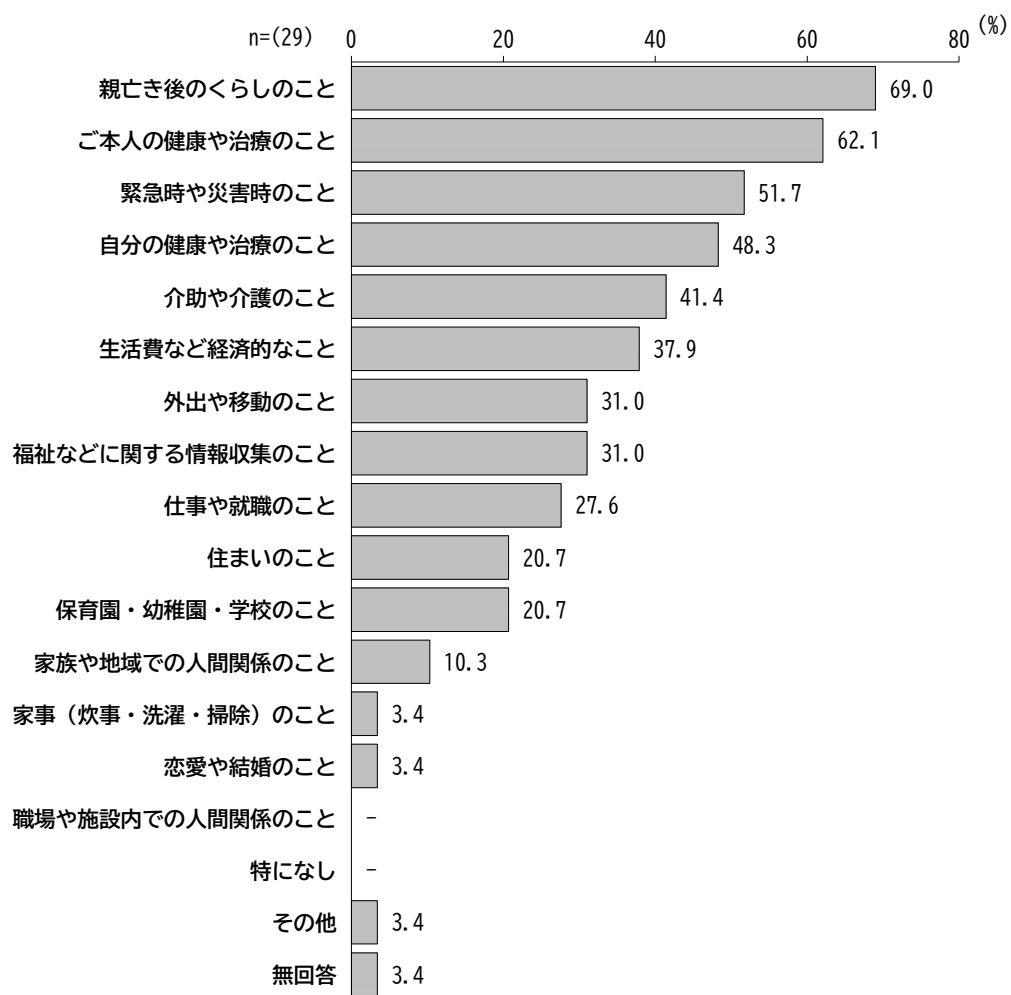


本人の主たる介護者の 27.6%は働いていると回答しています。仕事と育児の両立に向けた支援が求められており、障害児通所支援のニーズの増加への対応も重要な課題です。

2 介護者・保護者の相談について

保護者・介護者の方が悩んでいること、または相談したいことでは、「親亡き後の暮らしのこと」が69.0%で最も高く、次いで「ご本人の健康や治療のこと」が62.1%、「緊急時や災害時のこと」が51.7%となっています。

保護者・介護者の方が悩んでいること、または相談したいこと（複数回答）【問37】

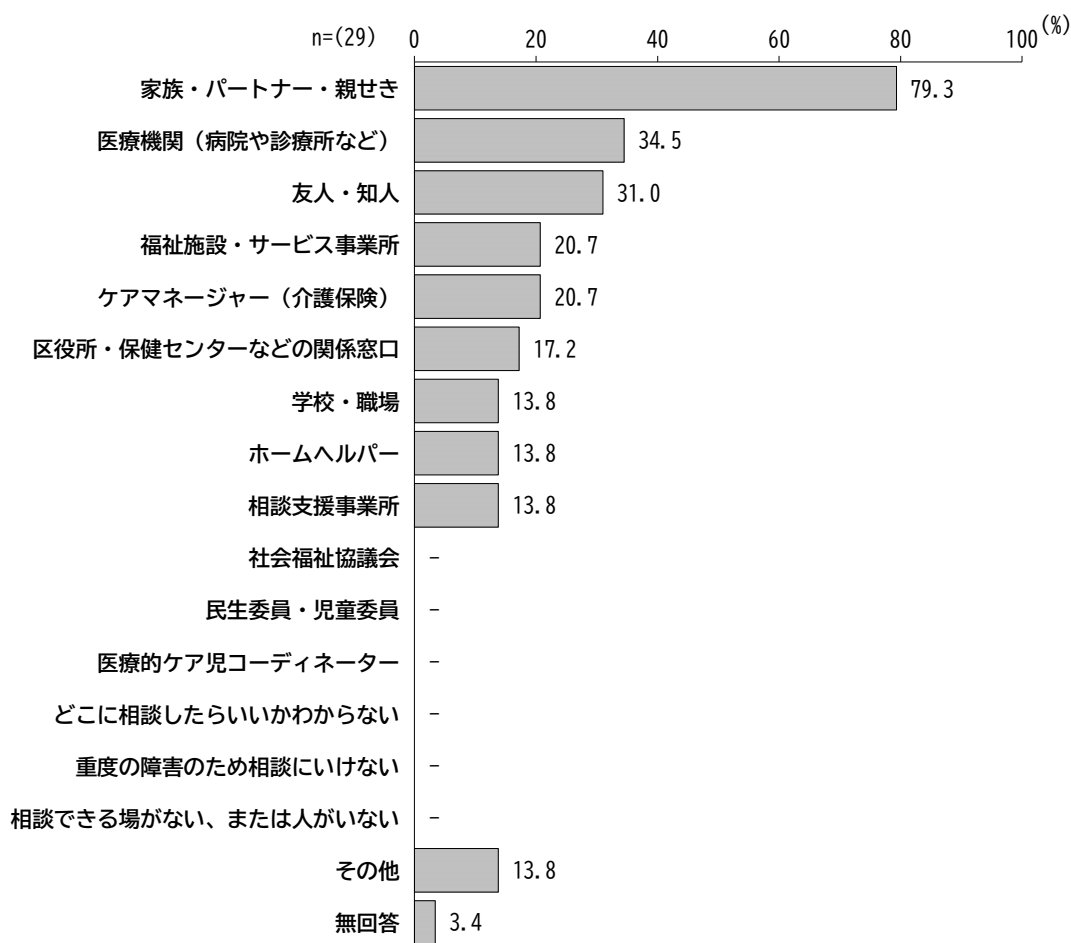


保護者・介護者の悩みや相談ごととして、障害児本人の将来の暮らしや健康や治療のことが上位を占めており、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制づくりと切れ目のない支援が求められています。

保護者・介護者の方の悩みや困ったことがあった場合の相談先は、「家族・パートナー・親せき」が79.3%と特に高く、次いで「医療機関（病院や診療所など）」が34.5%、「友人・知人」が31.0%となっています。

また、「どこに相談したらいいかわからない」、「重度の障害のため相談にいけない」、「相談できる場がない、または人がいない」といった相談先に困難のある方は、今回の調査ではみられませんでした。

保護者・介護者の方の悩みや困ったことがあった場合の相談先（複数回答）【問38】

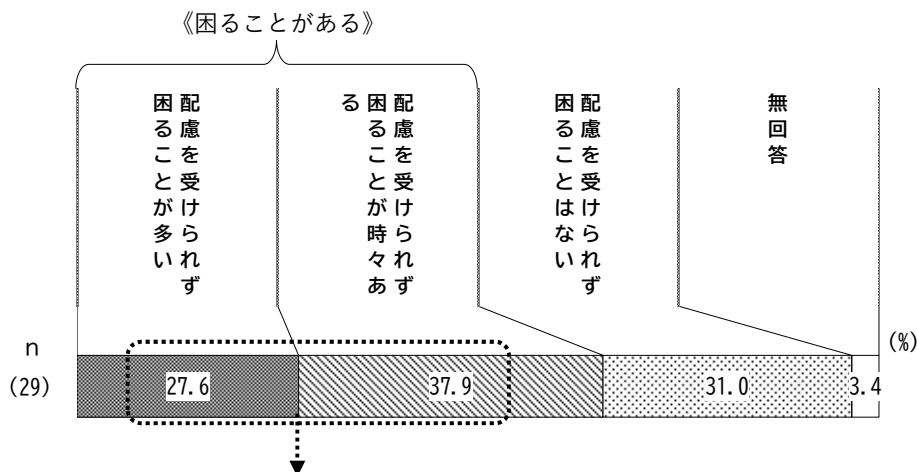


保護者・介護者の相談先として、家族・パートナー・親せき、医療機関、友人・知人が上位を占めており、医療的ケア児及びその家族への相談体制の整備や適切な情報提供が求められています。

3 日常生活での合理的配慮について

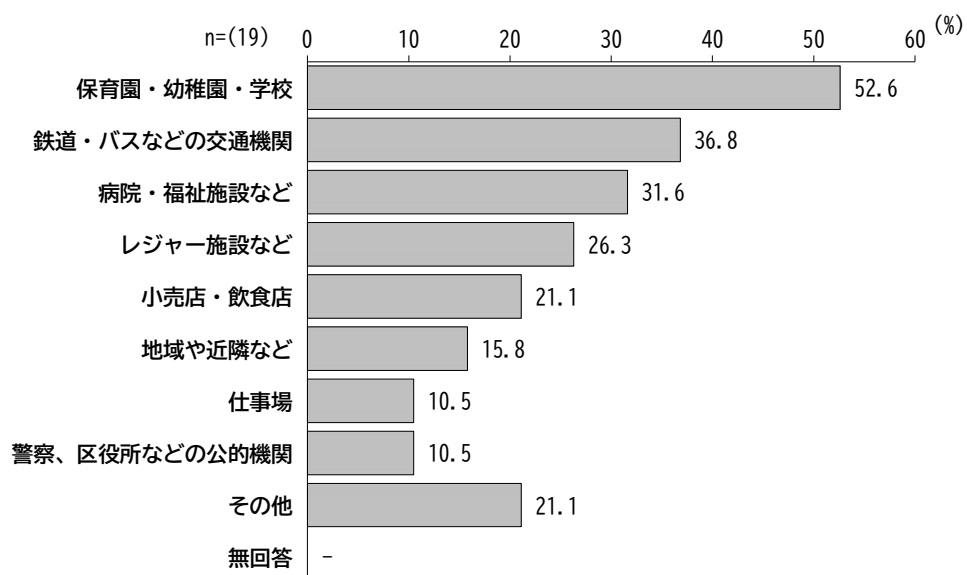
本人が日常生活を送るうえで配慮を受けられずに困ることは、「多い」が27.6%、「時々ある」が37.9%で、両者をあわせた《困ることがある》は65.5%となっています。一方、「困ることはない」は31.0%となっています。

本人が日常生活を送るうえで配慮を受けられずに困ること【問39】



《困ることがある》と回答した人に、どのような場所で困るか聞いたところ、「保育園・幼稚園・学校」が52.6%と最も高くなっています。次いで、「鉄道・バスなどの交通機関」が36.8%、「病院・福祉施設など」が31.6%となっています。

配慮を受けられずに困る場所（複数回答）【問40】

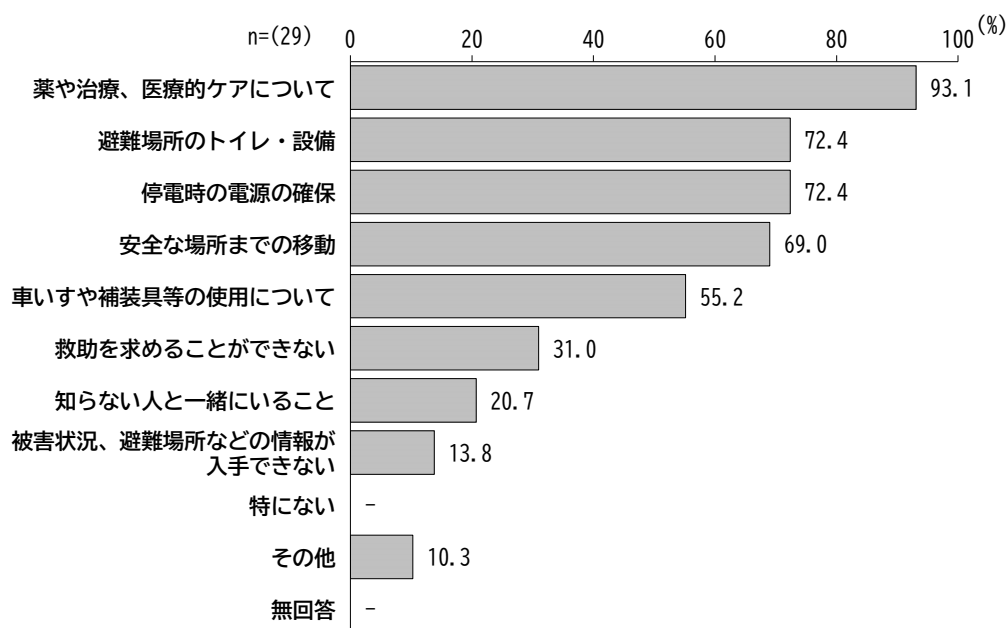


日常生活を送るうえで配慮を受けられずに困ることがあるとの回答が65.5%となっており、保育園・幼稚園・学校のほか、公共機関等に対する合理的配慮の理解促進と啓発が求められています。

4 災害時について

災害時に困ることや不安に思うことは、「薬や治療、医療的ケアについて」が93.1%とほとんどの方からあげられています。次いで、「避難場所のトイレ・設備」と「停電時の電源の確保」が同率で72.4%、「安全な場所までの移動」が69.0%、「車いすや補装具等の使用について」が55.2%となっています。

災害時に困ることや不安に思うこと（複数回答）【問45】

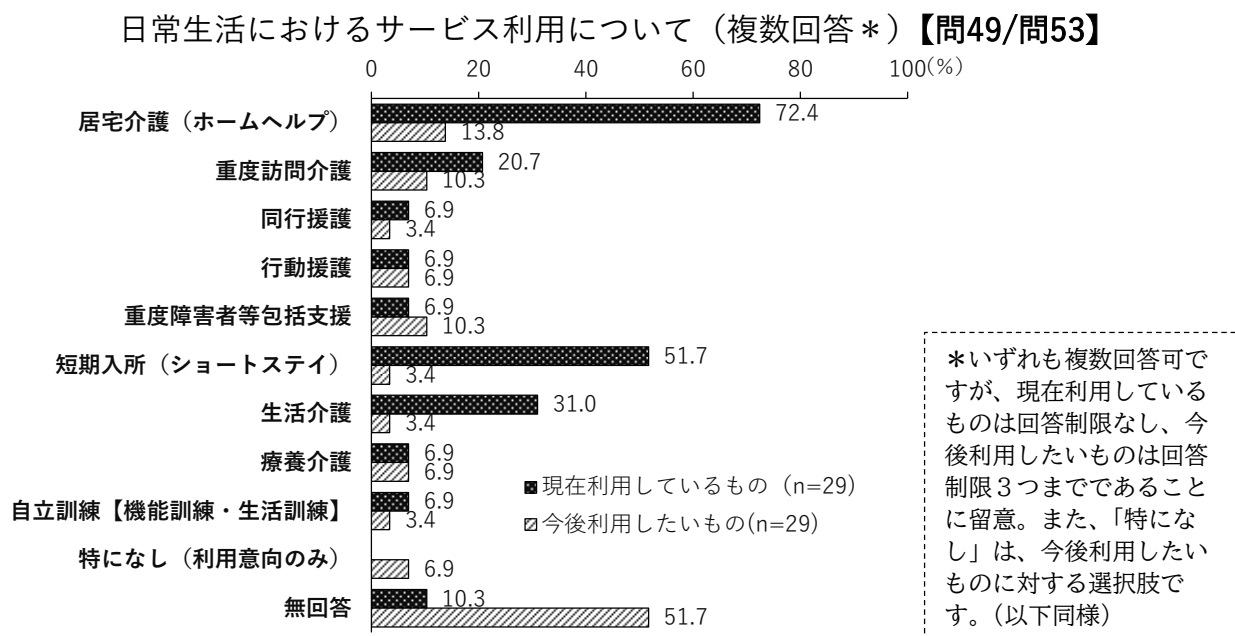


日頃からの不安解消に向けて、災害に関する情報提供や医療的ケアに対応した避難所の確保が求められています。

5 障害福祉サービスの利用について

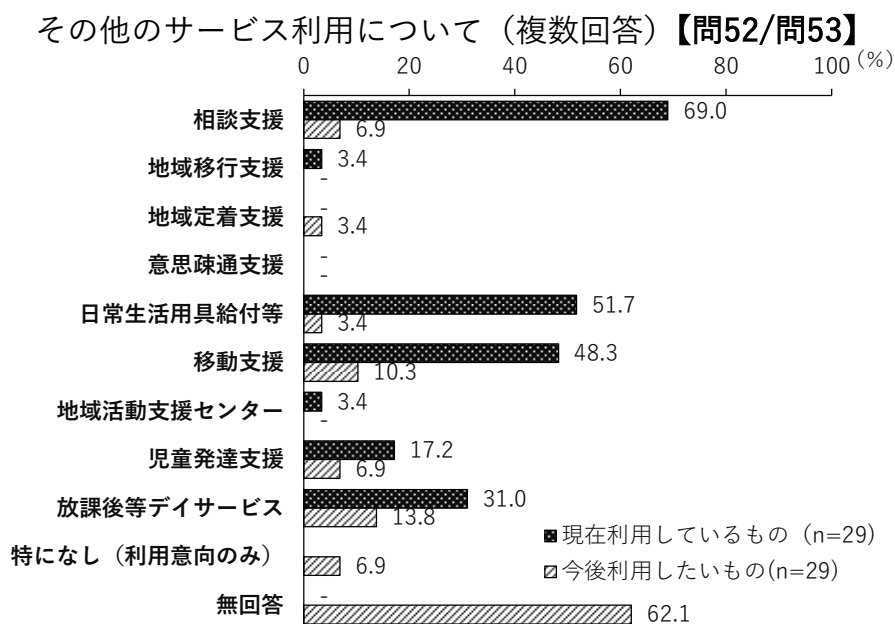
日常生活におけるサービスで、現在利用しているものは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が72.4%で最も高く、「短期入所（ショートステイ）」が51.7%、「生活介護」が31.0%となっています。

今後利用したいものは、「居宅介護（ホームヘルプ）」（13.8%）、「重度訪問介護」と「重度障害者等包括支援」が同率で10.3%となっています。



その他のサービスでは、現在利用しているものは、「相談支援」が69.0%、「日常生活用具給付等」が51.7%、「移動支援」が48.3%となっています。

今後利用したいものは、「放課後デイサービス」が13.8%、「移動支援」が10.3%となっています。

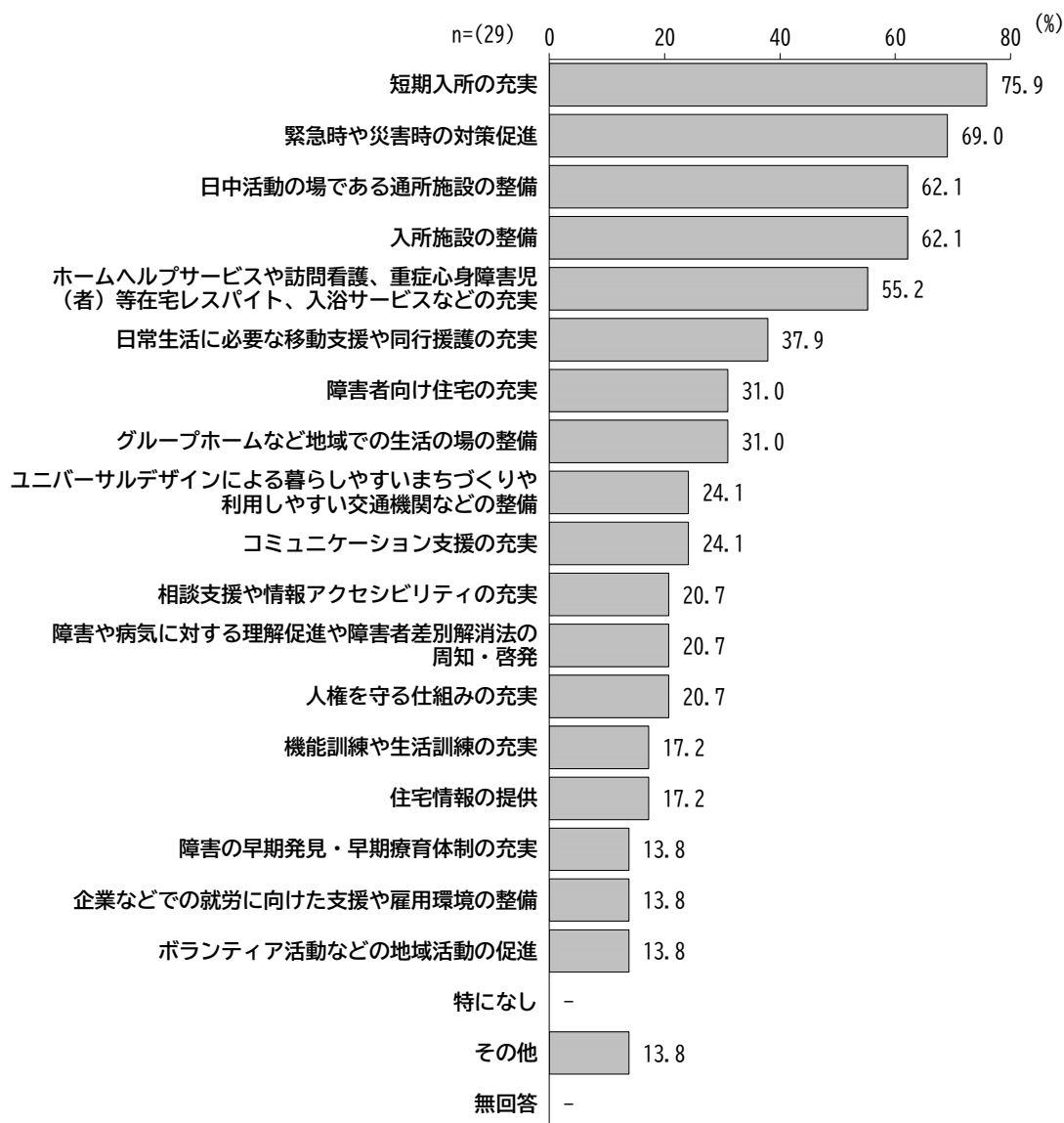


日常生活におけるサービスやその他サービスの今後の利用意向を把握し、サービス提供基盤の確保に向けた連携・調整が重要になります。

6 福祉施策などについて

障害者施策を推進するうえで特に力を入れてほしい施策は、「短期入所の充実」が75.9%で最も高く、次いで「緊急時や災害時の対策促進」が69.0%、「日中活動の場である通所施設の整備」と「入所施設の整備」が同率で62.1%となっています。

障害者施策を推進するうえで特に力を入れてほしい施策（複数回答）【問54】



障害者施策を推進するうえで特に力を入れてほしい施策として、短期入所・通所・入所施設の充実といったサービス基盤、緊急時・災害時の対策が上位にあげられており、医療的ケア児とその家族の日ごろの居場所づくりや緊急時の支援が求められています。

4 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、本行動計画においては次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進に向けた取組を進めます。また、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働くインクルーシブな社会を目指します。

自己決定の尊重

障害のあるすべての人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

地域における自立生活の支援

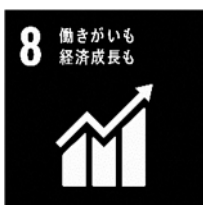
障害のあるすべての人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

ともに生活する社会の創造

障害の有無にかかわらず、個性や特性、多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。

また、本計画は上位計画である「墨田区基本計画」において、政策や施策と SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の17の目標との関係性を明確にし、SDGsの目標を踏まえて区政運営を推進していくとしていることから、本計画においてもこの方針に沿って、SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方のもと、策定していきます。

関連するSDGsの目標



5 施策体系

基本
理念

自己決定の尊重

地域における自立生活の支援

ともに生活する社会の創造

基本目標

施策の方向

1 子どもとその家族を支
援する

1-1 早期発見と早期療育

1-2 幼児教育・保育の充実

1-3 特別支援教育の推進

1-4 放課後活動等の充実

2 社会参加を支援する

2-1 移動手段の確保

2-2 日中活動の場の充実

2-3 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

2-4 区民参画の推進

3 就労を支援する

3-1 企業等での就労への移行促進

3-2 障害者施設における就労等の支援の充実

3-3 ライフステージの変化に応じた就労支援の実施

4 地域生活を支援する

4-1 日常生活を支えるサービスの充実

4-2 介護をしている家庭等への支援

4-3 住み慣れた地域での暮らしの支援

4-4 所得の保障及び医療費の助成

5 相談支援体制の充実及び情報の
利用のしやすさを向上し、コミ
ュニケーションの充実を図る

5-1 相談先の確保と権利擁護の推進

5-2 情報のバリアフリーの推進

6 安全・安心に暮らせる
まちをつくる

6-1 障害の理解の推進

6-2 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

6-3 安全・安心な暮らしの支援

7 サービスの質を確保する

7-1 適正な事業所運営の支援

7-2 事業者や団体の支援

7-3 ボランティアの育成

6 施策の方向と展開

基本理念のもと、次に掲げる7つの基本目標を柱に、目標ごとに指標を設定し、施策を推進します。

なお、実施事業で障害福祉計画・障害児福祉計画に同様の事業があるものについては、障害福祉計画・障害児福祉計画を中心に施策推進していくため、参照事業としています。

（基本目標1）子どもとその家族を支援する

乳幼児期の早い段階から、一人ひとりのニーズにあった適切な支援を受けることができるよう、医療、福祉、保健、子育て支援、教育など多分野が連携し、体制の整備を進めます。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことができるよう地域全体で環境を整えていきます。

さらに、国の指針では障害施策の横断的な視点として家族やヤングケアラーを含む介護者など関係者への支援にも留意するよう示されました。そのため「家族」への支援に着目し、基本目標1から7において家族支援に関する事業にハートマーク（♡）を付与しました。

指標	第5期	第5期	第6期
障害のある子どもの発達と成長の支援が整っていると思う方の割合	目標	現状	目標
「とてもそう思う」、「まあそう思う」と回答した方の割合	45.0%以上	掲載予定	掲載予定

出典：令和5年度 子ども・子育て支援ニーズ調査

施策の方向

1-1

早期発見と早期療育

実施事業（☆：重点事業 ◆：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業 ♡：家族支援）

1	新生児聴覚検査の実施
2	経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施
3 ☆♡	児童発達支援センター等の運営
◆☆♡	児童発達支援事業の充実
◆☆♡	医療的ケア児に関するコーディネート

1-2

幼児教育・保育の充実

4 ♡	障害児の保育園等受入れ支援
5 ♡	障害児の幼稚園受入れ支援
6 ☆♡	インクルージョンの推進
7	保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施
8 ♡	保育園及び私立幼稚園への心理相談員等の派遣の実施
9 ♡	就学相談説明会の実施

1-3

特別支援教育の推進

10☆ 特別支援学級の整備

11 特別支援学級の介助員の配置

12♡ 就学相談・体制の充実

13 特別支援教育に関する体制整備

14 個別指導計画に基づく教育の実施

15 交流教育・障害児理解教育の実施

1-4

放課後活動等の充実

16♡ 障害児の学童クラブ受入れ支援

17♡ 就学児に対する心理相談員巡回相談の実施

◆☆♡ 放課後等デイサービスの充実

【事業計画】

1-1 早期発見と早期療育等

乳幼児健康診査等において言語や心身の発達の遅れなどがある、経過観察が必要と判断された子どもとその親や、子どもの発育・発達に不安を感じている親を対象に、専門医等による相談支援体制を充実します。

また、児童発達支援センターであるすみだ福祉保健センター内の「みつばち園」及びすみだステップハウスおおぞら「にじの子」における療育事業を充実するとともに、医療的ケア児に関する協議会の場を活用し、医療・福祉・保健・子育て支援・教育などの分野による連携を推進することで、障害のある子どもや発達に不安がある子どもが早期に適切な療育指導を受けることができるよう支援します。

事業名	事業内容
1 新生児聴覚検査の実施 [本所保健センター]	新生児に聴覚検査を実施し、先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育や支援につなげます。
2 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施 [本所保健センター]	・乳幼児健診後、発育・発達に関し経過観察を必要とする乳幼児に対して健康診査を行い、保護者・乳幼児に適切な保健指導を行います。 ・乳幼児の発達の状態に応じて、関係機関と連携して支援します。
3 児童発達支援センター等の運営 [障害者福祉課] ☆ ♡	・すみだ福祉保健センターみつばち園を区の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターに位置づけ、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言・研修等を拡充します ・すみだステップハウスおおぞら にじの子において、みつばち園と連携し、小学校3年生までの障害児を対象に支援を行います。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

◆ 児童発達支援事業の充実 [障害者福祉課] ☆ ♡	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が安定的に運営できるよう人材育成を含めて支援します。 P114「(5) 障害児通所支援 ①児童発達支援」参照
◆ 医療的ケア児に関するコーディネート ☆ イネート ♡ [障害者福祉課]	P87「(5) 障害児支援の提供体制の整備等 【区の方針】④」参照

1-2 障害児の幼児教育・保育の充実

保育園や幼稚園に障害児を受け入れるための職員配置への支援、職員研修、保育園への心理相談員の巡回指導・相談、児童発達支援センター等との連携の強化などを通じて、障害児の幼児教育・保育の充実を図ります。

また、障害・発達の状況や保護者の意向に応じて、本人にとって最も適切な就学先を選択できるよう、就学前の障害児をもつ保護者を対象とする就学相談体制を充実します。

事業名	事業内容
4 障害児の保育園等受入れ支援 ♡ [子ども施設課]	保育園における障害児保育の充実を図るため、障害児対応の保育士を配置しています。また、集団保育が困難な医療的ケア児を自宅で保育する居宅訪問型保育を行うとともに、保育園等における受け入れの充実を図ります。
5 障害児の幼稚園受入れ支援 ♡ [学務課、子ども施設課]	- 区立幼稚園において障害児の受入れを行うとともに、介助員を配置し、早期教育を実施します。 - 障害児を受け入れている区内の私立幼稚園設置者に対し、障害児教育事業に要する経費を園児数に応じて助成します。
6 インクルージョンの推進 (新規) ☆ ♡ [子ども施設課、学務課、障害者福祉課]	子どもの年齢や国籍、発達などのさまざまな背景を持つ子どもを同じ空間で受け入れ、全ての子どもが、個々の特性に必要な援助を受けながら、ともに成長できる環境の整備を進めます。
7 保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施 [子ども施設課、指導室]	区立保育園では障害児保育の充実を図り、保育士等に対する資質向上研修を実施しています。
8 保育園及び私立幼稚園への心理相談員等の派遣の実施 ♡ [子ども施設課]	心理相談員による保育園及び私立幼稚園への巡回指導・相談を実施し、障害児保育指導の充実を図ります。
9 就学相談説明会の実施 ♡ [学務課]	児童発達支援事業の利用者を含めた区内在住で就学前の児童の保護者を対象に、就学相談説明会、特別支援教育説明会を実施します。

1-3 特別支援教育の推進

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援を行うため、就学相談の充実や学校における体制整備を進めるとともに、医師・専門家等で構成される就学相談委員会の開催といった多職種との連携強化により、特別支援教育を推進します。

また、特別支援学校に籍を置く児童・生徒と地域の小・中学生との交流を推進するなど、障害の有無に関わらず、ともに成長していくことのできる体制づくりを推進します。

事業名	事業内容
特別支援学級の整備 10 [学務課] ☆	特別支援学級固定制（知的障害）及び通級指導学級（ことば・きこえ・コミュニケーション）の区内適正配置を進め、都立盲・ろう・特別支援学校と連携しながら、一人ひとりの特性に応じた教育の充実を図ります。
特別支援学級の介助員の配置 11 [庶務課]	特別支援学級における適切な教育を推進するため、特別支援学級に介助員を配置します。
就学相談・体制の充実 12 [学務課] ♥	・一人ひとりの児童・生徒の障害や特性に応じて、適切な学びの場が確保されるよう、就学相談の充実を図ります。 ・特別支援学級の教育特性について啓発を行い、指導を必要とする児童・生徒の早期対応を促進します。 ・医師・専門家等で構成される就学相談委員会の開催により、就学相談・指導体制の整備並びに機能の充実を図ります。
特別支援教育に関する体制整備 13 [学務課、指導室]	・LD、ADHD、高機能自閉症等も含めた課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うための、学校及び地域における教育推進体制を整備します。 ・事例研究、講演会、施設見学、実技研修等、教職員に対する特別支援教育理解のための各種研修の充実を図ります。
個別指導計画に基づく教育の実施 14 [指導室]	一人ひとりの子どもの障害や能力に応じた個別指導計画を作成し、家庭や専門機関と連携しながら、それぞれの障害の程度や特性に応じた教育を推進します。
交流教育・障害児理解教育の実施 15 [指導室]	墨田区の学校教育における特別支援教育の基本方針の1つとして、児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校等との交流教育の推進を図ります。

1-4 放課後活動等の充実

学童クラブへの障害児の受け入れを充実するとともに、放課後等デイサービスにより、障害のある児童・生徒が放課後や学校休校日に活動できるよう推進します。

事業名	事業内容
16 障害児の学童クラブ受入れ支援 ♡ [子育て政策課]	学童クラブ利用の障害児1～2名につき、1名の臨時（非常勤）職員を配置します。
17 就学児に対する心理相談員巡回相談の実施 ♡ [子育て政策課]	心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、障害児の育成指導の充実を図ります。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

◆ 放課後等デイサービスの充実 ☆ ♡ [障害者福祉課]	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が安定的に運営できるよう、人材育成含めて支援します。 P116「(5) 障害児通所支援 ③放課後等デイサービス」参照
---	--

（基本目標２）社会参加を支援する

障害の有無にかかわらず、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人となない人の交流、趣味やスポーツ・レジャーの場づくりなどを推進します。また、全ての人が等しく、自らの生活にかかわる行政に参画できる仕組みを整備します。

指標	第 5 期	第 5 期	第 6 期
1 週間に外出する頻度	目標	現状	目標
「毎日外出する」、「週に 1 日は外出する」と回答した方の割合	4 5 . 0 %	8 0 . 8 %	現状水準以上

出典：計画策定アンケート調査

施策の方向

実施事業（☆：重点事業 ◆：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業
♡：家族支援）

2 - 1

移動手段の確保

18	通所バスの運行
19	リフト付き福祉タクシー事業の実施
20	心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業の実施
21	ハンディキャブの貸出
22	心身障害者自動車運転教習費補助の実施
23	身体障害者用自動車改造費助成の実施
◆☆♡	障害者（児）移動支援の実施

2 - 2

日中活動の場の充実

24	身体障害者福祉センター事業の実施
25	すみだ教室の実施
26	重度障害者大学等修学支援事業
◆☆	障害者の日中活動事業の充実

2 - 3

地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

27	障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会の実施
28	障害者水泳教室の実施
29	区民行事への参加促進
30	墨田区障害者スポーツ推進協議会

2 - 4

区民参画の推進

31	障害者の投票環境の整備
32	墨田区障害者施策推進協議会の運営
33☆	墨田区地域自立支援協議会の運営

○事業計画

2-1 移動手段の確保

障害のある人が自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のひとつである移動支援事業を実施します。

また、リフト付き福祉タクシーをはじめとする移送サービスや運転免許の取得や自動車改造の際の費用助成等を行います。

	事業名	事業内容
18	通所バスの運行 [障害者福祉課]	自力での通所が困難な障害者に対し、作業所等への通所を支援するための送迎バスを運行します。
19	リフト付き福祉タクシー事業の実施 [障害者福祉課]	車いすやストレッチャーを利用したまま乗降できるリフト付福祉タクシーの利用に係る一部料金を区が負担します。
20	心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業の実施 [障害者福祉課]	心身に一定の障害のある人に対し、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券を支給します。
21	ハンディキャブの貸出 [厚生課]	車いす利用者に対し、ハンディキャブを貸し出すことにより、外出の機会を支援します。
22	心身障害者自動車運転教習費補助の実施 [障害者福祉課]	心身障害者が自動車運転免許等を取得する際、費用の一部を助成します。
23	身体障害者用自動車改造費助成の実施 [障害者福祉課]	身体障害者が所有し、運転するため自動車の一部を改造しなければ障害者自らが運転し利用することが困難な場合に、改造費を助成します。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

◆ ☆ ♡	障害者（児）移動支援の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	P135「(1) 必須事業 ⑨移動支援事業」参照
-------------	---------------------------------	--------------------------

2-2 日中活動の場の充実

障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスや地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、精神障害者のデイケア（通所リハビリ）など、障害のある人の日中活動や、社会参加を支援します。

事業名	事業内容
24 身体障害者福祉センター事業の実施 [厚生課、障害者福祉課]	在宅の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、すみだ福祉保健センター内「身体障害者福祉センター身体障害者福祉法に基づく社会参加支援施設」において、各種の講座を通じた交流の場を提供します。
25 すみだ教室の実施 [地域教育支援課]	区内在住在勤の知的障害者（中学校特別支援学級及び特別支援学校の卒業生等）を対象に、学習・スポーツ・レクリエーションのための教室を開催します。
26 重度障害者大学等修学支援事業（新規） [障害者福祉課]	大学等において重度障害者の修学に必要な支援体制の構築ができるまでの間、対象者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進します。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

◆ 障害者の日中活動事業の充実 ☆ [障害者福祉課、保健予防課]	P95「(2) 日中活動系サービス」参照
-------------------------------------	----------------------

2-3 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律や読書バリアフリー法の施行などを踏まえながら、障害のある人やその家族同士、障害のある人と地域の人々が交流できる機会づくりを推進するとともに、障害者スポーツの普及やレジャーの場の充実により、生きがいづくりを支援します。

事業名	事業内容
27 障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会の実施 [スポーツ振興課、障害者福祉課]	障害者の社会参加と交流の場として、年1回、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会を開催します。
28 障害者水泳教室の実施 [スポーツ振興課]	障害者がスポーツに親しむ場として、障害の程度及び特性に応じた水泳教室を開催します。
29 区民行事への参加促進 [障害者福祉課]	障害者団体がすみだまつりに出店するための、バザー会場の場所を提供します。また、隅田川花火大会において、安全に花火を鑑賞できるよう障害者特別観覧席を設置します。

事業名	事業内容
墨田区障害者スポーツ推進協議会 30 (新規) [スポーツ振興課、障害者福祉課]	障害のある方が日常的にスポーツ・運動に親しめる環境の整備を推進するため、スポーツ・福祉・医療の関係団体が一堂に会する協議体「墨田区障害者スポーツ推進協議会」を運営し、各団体が意見交換を行い、既存事業での連携や新規事業の企画・検討を行います。

2-4 区民参画の推進

選挙時の投票環境を整備し、障害のある人が安心して投票に出かけられるようにするとともに、墨田区障害者施策推進協議会等の運営等を通じて、障害のある人の行政への参画を推進します。

事業名	事業内容
障害者の投票環境の整備 [選挙管理委員会] 31	障害者がより投票しやすい環境づくりを行うため、投票所スロープの設置（一部手すり付き）、車いす用記載台及び照明ランプの設置をします。また、視覚障害のある方への対応として点字器・拡大鏡の配置や音声版選挙のお知らせの配布、聴覚障害のある方への対応としてコミュニケーションボードの配置や耳マークの掲示、重度の身体障害で歩行の困難な方への対応として（郵便投票の実施）等を行います。
墨田区障害者施策推進協議会の運営 [障害者福祉課] 32	墨田区障害者施策推進協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、障害者行動計画の推進及び進行管理を行います。
墨田区地域自立支援協議会の運営 [障害者福祉課] 33 ☆	墨田区地域自立支援協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理を行います。

（基本目標3）就労を支援する

障害のある人が希望する仕事に就き、安心して働き続けることができるよう、企業等での就労に向けた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における就労を支援します。また、企業等で働く人がライフステージの変化等により障害者施設での就労に移行するなど、地域で暮らし続けるための就労支援を行います。

指標	第5期	第5期	第6期
仕事をしている方の割合	目標	現状	目標
「働いている」と回答した方の割合	45.0%以上	47.8%	50.0%以上

出典：計画策定アンケート調査

施策の方向

実施事業（☆：重点事業 ◆：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業）

3-1

企業等での就労への移行促進

34☆	障害者の就労等に関する総合相談の実施
35☆	就労移行・定着支援事業の充実
36☆	働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実
37	区における障害者雇用の促進
38	障害者福祉功労者等顕彰
39	障害者就労支援関係機関連絡会議の開催
40	重度障害者就労支援特別事業

3-2

障害者施設における就労等の支援の充実

41☆	作業所等経営ネットワーク事業の実施
42☆	障害者施設における新商品開発等支援事業の実施
43	障害者優先調達法に基づく優先調達の推進
44	障害者による地域緑化推進事業の実施
45	障害者による公園清掃の実施
46	官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼
47	官公需によるリサイクル業務委託
48	福祉喫茶の運営支援
◆	福祉的就労機会の確保（就労継続支援）

3-3

ライフステージの変化に応じた就労支援の実施

49☆	多様な障害者就労を支援する計画相談の実施
-----	----------------------

○事業計画

3-1 企業等での就労への移行促進

より多くの障害のある人が希望する仕事に就き、経済的に自立できる収入を得ることができるよう、すみだ障害者就労支援総合センターにおいて、障害のある人の就労に関する総合相談、就労の継続・定着支援及び生活支援を充実します。

また、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業により、一般就労を実現するための支援を実施します。あわせて、障害者雇用促進等に関する法律の改正などを鑑み、区や公共団体における障害のある人の雇用を促進するとともに、企業に対し、障害のある人の雇用拡大や労働環境の整備に向けた働きかけを推進します。

事業名	事業内容
障害者の就労等に関する総合相談の実施 34 [障害者福祉課] ☆	・企業等での就労を希望する障害者や既に企業等で就労している障害者、家族、関係機関等からの相談に応じ、就職支援及び各種サービス利用支援等を行います。 ・障害者雇用を検討する企業や既に障害者を雇用する企業等からの相談に応じ、障害に関する事や障害者雇用制度について情報提供等を行います。
就労移行・定着支援事業の充実 35 実 ☆ [障害者福祉課]	就労を希望する障害者に対し、すみだ障害者就労支援総合センターにおいて、就労に必要な知識や技術等の習得のための訓練やアセスメントを実施し、就労の実現と職場定着の支援を行います。
働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実 36 ☆ [障害者福祉課]	企業等で就労する障害者が安心・安定して就労継続ができるように、職場定着支援や生活支援等を関係機関と連携して実施します。
区における障害者雇用の促進 [職員課] 37	・障害者を対象とした特別区統一採用選考に基づき、区職員を採用します。 ・障害者を対象とした区独自の会計年度任用職員を採用します。 ・障害者活躍推進計画に基づき、障害者が活躍することができる取組を推進します。
障害者福祉功労者等顕彰 [障害者福祉課] 38	・障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所に感謝状を贈呈し、その実績を周知することにより、区内事業所への障害者雇用の促進を図ります。 ・障害のある方で自立生活し、他の障害者の模範となる活躍をしている方及び障害者の福祉に携わり、その援護と社会的自立のために貢献した方に対し、その努力を顕彰するとともに、広く区民に紹介し、障害者福祉の一層の進展を図ります。

事業名	事業内容
39 障害者就労支援関係機関連絡 会議の開催 [障害者福祉課]	・ 障害者雇用の促進と就労支援サービスの向上のため、企業、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等の障害者就労支援関係機関と連絡会議を開催し、情報交換や意見交換等を行います。
40 重度障害者就労支援特別事業 (新規) [障害者福祉課]	重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金（雇用施策）を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で区が必要と認めた場合に支援します。

3-2 障害者施設における就労等の支援の充実

企業等で働くことが難しい障害のある人に福祉的な就労の機会を提供するとともに、意欲や能力のある人を企業等での就労につなげるため、就労継続支援事業所における支援を充実します。

また、企業での就労に向けた支援と利用者の工賃向上のため、区役所が実施する物品等調達や各種役務の提供を障害福祉施設等に発注する官公需の拡大や区内にある複数の作業所等で構成する「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、自主生産品の共同販売をはじめ、福祉施設における仕事の確保に向けた取組を推進します。

事業名	事業内容
41 作業所等経営ネットワーク事業の 実施 ☆ [障害者福祉課]	自主生産品の共同販売(スカイワゴン)をはじめ、区内にある複数の作業所等で組織している「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、福祉施設における仕事の受注・販売を拡大します。
42 障害者施設における新商品開発等 支援事業の実施 ☆ [障害者福祉課]	障害者施設における工賃維持向上を目的として、区内のクリエイター等と連携し、障害者施設等における新商品開発・改良を支援するとともに販路開拓を図ります。
43 障害者優先調達法に基づく優先調 達の推進 [障害者福祉課]	障害者優先調達法に基づき、区が行う物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの調達方針を定め、その推進を図ります。
44 障害者による地域緑化推進事業の 実施 [障害者福祉課、保健予防課]	区立公園の花壇等の保全業務、花の苗の配布などの事業を実施し、障害者施設における作業の安定化を支援します。
45 障害者による公園清掃の実施 [障害者福祉課]	区立公園の清掃事業を委託し、障害者施設における作業の安定化を支援します。

事業名	事業内容
官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼 [高齢者福祉課]	地区会館長寿室等の利用者のマッサージ施術事業やマッサージ券等の給付事業に対する施術を障害者が属する関係団体に委託します。
官公需によるリサイクル業務委託 [すみだ清掃事務所]	区内拠点からの未利用食品の回収、それらを立川ストックヤードで仕分、保管し地域食堂等へ配送する作業を障害者が属する関係団体に委託します。
福祉喫茶の運営支援 [障害者福祉課]	区内の障害者団体等が運営する福祉喫茶の運営費の一部を補助し、障害者の雇用の場の確保と障害者と区民との交流の促進を図ります。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

福祉的就労機会の確保（就労継続支援） ◆ [障害者福祉課、保健予防課]	P100～P102「（２）日中活動系サービス ⑥就労継続支援（Ａ型）、⑦就労継続支援（Ｂ型）」参照
--	---

３－３ ライフステージの変化に応じた就労支援の実施

事業名	事業内容
多様な障害者就労を支援する計画相談の実施（新規） 49 [障害者福祉課] ☆	・ 障害者就労サービス利用を切れ目なく効果的に提供できるよう、障害者就労に特化した計画相談を実施します。 ・ 就労準備性に応じたサービス利用や支援により、障害者の一般就労やその定着を支援します。 ・ 就労障害者のライフステージの変化に合わせ、就労サービス利用への移行など、地域で暮らし続けることができるよう支援を行います。

（基本目標4）地域生活を支援する

障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らしていくことができるよう、本人と介護者を支えるサービスの充実や、地域での暮らしを支える場づくり、経済面での支援など、一人ひとりの状況や必要性に応じた支援を進めます。

指標	第5期	第5期	第6期
地域で暮らしている方の割合	目標	現状	目標
「家族と」、「一人」、「グループホーム」と回答した方の割合	95.1%	94.3%	現状水準以上

出典：計画策定アンケート調査

施策の方向

実施事業（☆：重点事業 ◆：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業
♡：家族支援）

4-1

日常生活を支えるサービスの充実

50☆	短期入所施設の運営支援
51	重症心身障害児在宅療育支援事業（都事業）との連携
52	ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成の実施
53	心身障害者理美容サービスの実施
54	心身障害児（者）歯科相談及び健診等の実施
55	在宅リハビリテーション支援の実施
56	保健師による訪問指導の実施
57	補装具費（購入・修理等）の支給
58	重度心身障害者（児）紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施
59	心身障害者福祉電話サービスの実施
60	補助犬の給付
61	中等度難聴児の補聴器購入費助成の実施
62	住宅修築資金融資あっせん（利子補助）
63	住宅設備改善費等の助成
◆	居宅介護
◆	意思疎通支援事業の実施
◆	日常生活用具等の給付・貸与

4-2

介護をしている家庭等への支援

64♡	日中一時支援事業の実施
65♡	重度心身障害者（児）巡回入浴サービスの実施
66♡	心身障害者（児）緊急一時介護の実施
67♡	重度脳性麻痺者介護事業の実施
68♡	重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

4-3

住み慣れた地域での暮らしの支援

69☆	グループホームの整備・支援体制強化支援
70	福祉ホーム運営費補助事業の実施
71	居住系施設等の研究・検討
72	高齢者等住宅あっせん事業
73	すみだすまい安心ネットワーク事業
74	高齢者等家賃等債務保証制度
◆☆	地域生活支援拠点等の面的整備
◆	グループホームによる地域生活の推進
◆	精神障害者地域移行支援・地域定着支援の実施
◆	住宅入居等支援事業の実施（居住サポート事業）

4-4

所得の保障及び医療費の助成

75	障害（基礎）年金（国制度）の支給
76	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（国制度）の支給
77	児童扶養手当・特別児童扶養手当（国制度）の支給
78	重度心身障害者手当（都制度）の支給
79	心身障害者福祉手当（区制度）の支給
80	児童育成（育成・障害）手当（区制度）の支給
81	心身障害者医療費助成（都制度）の実施
82	自立支援医療（更生医療）の実施
83	自立支援医療（育成医療）の実施
84	自立支援医療（精神通院）の実施
85	小児精神入院医療費助成制度（都制度）の実施
86	難病患者医療費公費負担制度（都制度）の実施
87	障害福祉サービス等の利用者負担の軽減
88	日中活動系サービス利用者の昼食費一部助成の実施
89	日中活動系サービス利用者の交通費助成の実施
90	グループホーム入居者家賃補助事業の実施

【事業計画】

4-1 日常生活を支えるサービスの充実

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を送ることができるよう、訪問系サービスを充実していくとともに、短期入所、医療的ケアを含めた支援の充実など、個々の状況や必要性に応じてサービスを提供できる基盤の整備を、民間事業者等と連携して推進します。

	事業名	事業内容
50 ☆	短期入所施設の運営支援 [障害者福祉課]	・ 重度障害者を受け入れる短期入所施設の運営事業者に対し、支援体制を強化するための補助を実施します。 ・ 区内への事業所の誘導や、施設整備について検討します。
51	重症心身障害児在宅療育支援事業（都事業）との連携 [向島保健センター、本所保健センター]	東京都が実施する訪問事業（訪問看護・訪問健康診査）と連携し、重症の障害児（者）の在宅療養を支援します。
52	ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成の実施 [障害者福祉課]	ねたきりの重度障害者（児）で、家庭で布団の洗たく乾燥が困難な方に対し、寝具洗たく乾燥サービスを実施します。
53	心身障害者理美容サービスの実施 [障害者福祉課]	理容院や美容院に出向くことが困難な心身障害者に対し、自宅に理容師または美容師を派遣する、訪問理美容サービスを実施します。
54	心身障害児（者）歯科相談及び健診等の実施 [保健計画課]	新保健施設等複合施設内「ひかり歯科相談室」において、障害児（者）の口腔の健康を維持するための歯科健診、歯科保健指導、予防処置等を行います。
55	在宅リハビリテーション支援の実施 [保健計画課]	在宅でのリハビリテーションを必要な方や介護負担の軽減が必要なその家族、また介護予防のための運動習慣の獲得を希望する方に対して、在宅リハビリコーディネーター（理学療法士等）が助言やサポートをします。
56	保健師による訪問指導の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	保健師が訪問を行い、関係機関との連携と調整のもと、療養指導、適切な医療を受けるための支援を行います。
57	補装具費（購入・修理等）の支給 [障害者福祉課]	身体障害者手帳所持者で補装具を必要とする人に対し、補装具費（購入・修理・借受け）を支給します。
58	重度心身障害者（児）紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施 [障害者福祉課]	3歳以上の常時失禁又は寝たきりの在宅の重度心身障害者（児）でおむつが必要な人に対し、紙おむつ等を支給します。病院指定のおむつを使用している場合にはおむつ代（上限あり）を支給します。
59	心身障害者福祉電話サービスの実施 [障害者福祉課]	心身障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の確保を図るため、電話を持たない低所得者に対し、固定電話の設置工事費及び基本料金の助成を行います。
60	補助犬の給付 [障害者福祉課]	都内に概ね1年以上居住する18歳以上の身体障害者で、要件を満たしている在宅者に、盲導犬・介助犬・聴導犬の補助犬を給付します。

事業名	事業内容
61 中等度難聴児の補聴器購入費助成の実施 [障害者福祉課]	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、早期の補聴器装用を促すことで、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。
62 住宅修築資金融資あっせん（利子補助） [住宅課]	心身障害者のための専用室を設けるなど、修繕、増改築等を行う際の資金の融資あっせん・利子の補助を行います。
63 住宅設備改善費等の助成 [障害者福祉課、不燃・耐震促進課]	・重度の身体障害者（児）に対し、居住する住宅の改善に要する費用の助成を行います。 ・住宅設備改善費の助成を受け、木造住宅の耐震改修の助成を同時に受ける場合、耐震改修の助成率等を優遇して助成します。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

◆ 居宅介護 [障害者福祉課、保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	P90「(1) 訪問系サービス」参照
◆ 意思疎通支援事業の実施 [障害者福祉課]	P133「(1) 必須事業 ⑥意思疎通支援事業」参照
◆ 日常生活用具等の給付・貸与 [障害者福祉課、保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	P134「(1) 必須事業 ⑦日常生活用具給付等事業」参照

4-2 介護をしている家庭等への支援

ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、短期入所や日中一時支援等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組めます。

事業名	事業内容
64 日中一時支援事業の実施 ♡ [障害者福祉課]	介護を行う家族等の事情により、日中に一時的な支援が必要な障害者に対して区の委託先施設で支援を行います。
65 重度心身障害者（児）巡回入浴サービスの実施 ♡ [障害者福祉課]	家族等による介護では入浴が困難な重度障害者（児）に対して、週1回（7月から9月までは週2回）、自宅に巡回入浴車を派遣して入浴サービスを実施します。
66 心身障害者（児）緊急一時介護の実施 ♡ [障害者福祉課]	心身障害者（児）の保護者が、疾病、事故その他の事情により一時的に要介護者を介護することが困難となった場合において、介護を委託した費用の一部を助成します。 自宅で保護できない場合、病院や施設で介護します。
67 重度脳性麻痺者介護事業の実施 ♡ [障害者福祉課]	日常生活において単独での行動が困難な在宅の重度脳性麻痺者を家族が介護する場合、月12回まで介護人手当を支給します。
68 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業 ♡ [障害者福祉課]	在宅重度心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向きケアを代替し、家族の休養を図り、健康保持と福祉の向上を図ります。

4-3 住み慣れた地域での暮らしの支援

障害のある人の介護者が不在となった後も、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、民間事業者等の誘導も含めたグループホームの整備と運営を支援するとともに、居住支援機能であるグループホームと地域支援機能を兼ね備えた地域生活支援拠点等の整備を進めます。

事業名	事業内容
69 グループホームの整備・支援体制強化支援 ☆ [障害者福祉課]	重度障害者を対象とするグループホームを整備する民間事業者等を誘導し、整備を支援します。また、重度障害者を受け入れる事業者に対し、支援体制を強化するための補助を実施します。
70 福祉ホーム運営費補助事業の実施 [障害者福祉課]	身体障害者が利用する障害者総合支援法に基づく福祉ホームに対し、運営経費の一部を補助します。
71 居住系施設等の研究・検討 [障害者福祉課]	障害特性に応じた支援ニーズについて調査し、区内の居住系施設等のあり方について研究、検討をしていきます。

事業名	事業内容
高齢者等住宅あっせん事業 72 [住宅課]	自分で住宅を見つけられない障害者等に、（公社）東京都宅地建物取引業協会第三ブロック墨田区支部の協力により、住宅を紹介・あっせんします。
すみだすまい安心ネットワーク事業 73 [住宅課]	・不動産業界や居住支援団体、福祉部門等の多様な主体と連携し、住宅確保に配慮を要する世帯の民間賃貸住宅の入居を支援します。 ・貸主・借主ともに安心できるよう、入居の際は必要に応じて見守りや安否確認等のサポートを提供します。
高齢者等家賃等債務保証制度 74 [住宅課]	保証人がいないために民間賃貸住宅に入居することが困難な障害者世帯等の入居を支援するため、保証会社を活用し、支払った保証料の一部を助成します。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

◆ ☆ 地域生活支援拠点等の面的整備 [障害者福祉課]	P85「(3) 地域生活支援の充実」参照
◆ グループホームによる地域生活の推進 [障害者福祉課]	P108「(3) 居住系サービス ②共同生活援助」参照
◆ 精神障害者地域移行支援・地域定着支援の実施 [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	P123「(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③精神障害者の地域移行支援、④精神障害者の地域定着支援」参照
◆ 住宅入居等支援事業の実施（居住サポート事業） [住宅課]	P132「(1) 必須事業 ③相談支援事業 ウ住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」参照

4-4 所得の保障及び医療費等の助成

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、国や都、区の制度に基づき年金・手当を給付し、一定水準の所得保障を行います。また、障害のある人が必要な医療や福祉サービスを受けた際の助成を行います。

事業名	事業内容
75 障害（基礎）年金（国制度）の支給 [国保年金課]	障害（基礎）年金の受付を行います。
76 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（国制度）の支給 [障害者福祉課]	・精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の人に特別障害者手当を支給します。 ・精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の人に障害児福祉手当を支給します。 ・従来の福祉手当（昭和61年廃止）を受給していた20歳以上の重度障害者で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれも受給していない人に、経過的に福祉手当を支給します。
77 児童扶養手当・特別児童扶養手当（国制度）の支給 [子育て支援課]	・父または母に重度の障害がある等の状況で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人に対し、児童扶養手当を支給します。 ・20歳未満の障害児を養育している人に対し、特別児童扶養手当を支給します。
78 重度心身障害者手当（都制度）の支給 [障害者福祉課]	心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護が必要な人に対し、重度心身障害者手当を支給します。
79 心身障害者福祉手当（区制度）の支給 [障害者福祉課]	心身に一定の障害等がある人に対し、心身障害者福祉手当を支給します。
80 児童育成（育成・障害）手当（区制度）の支給 [子育て支援課]	・父または母が重度の障害を有しながら、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に対し、育成手当を支給します。 ・20歳未満の障害児を扶養している人に対し、障害手当を支給します。
81 心身障害者医療費助成（都制度）の実施 [障害者福祉課]	身体障害者手帳1～2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人を対象に、医療費自己負担分の全額または一部を助成します。

事業名	事業内容
82 自立支援医療（更生医療）の実施 [障害者福祉課]	障害者総合支援法に基づき、身体障害者手帳を持つ18歳以上の人が、その障害の軽減や進行を防ぐために必要な医療を給付します。
83 自立支援医療（育成医療）の実施 [保健計画課]	障害者総合支援法に基づき、比較的短期間の治療により障害の除去・軽減が期待される児童に必要な医療を給付します。
84 自立支援医療（精神通院）の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	障害者総合支援法に基づき、通院による精神医療を継続的に要する人に対し必要な医療を給付します。
85 小児精神入院医療費助成制度（都制度）の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づき、小児精神入院医療費を助成します。
86 難病患者医療費公費負担制度（都制度）の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	東京都難病患者等に係る医療等の助成に関する規則に基づき、難病患者医療費を助成します。
87 障害福祉サービス等の利用者負担の軽減 [障害者福祉課]	・地域生活支援事業における利用者負担額について、障害福祉サービス等の利用者負担額と一体的に上限管理を行い、利用者負担の軽減を図ります。 ・児童発達支援に係る利用者負担額について、全額を補助します。
88 日中活動系サービス利用者の昼食費一部助成の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	日中活動系サービスの利用者に対する昼食費について、その一部を助成し、利用者負担の軽減を図ります。
89 日中活動系サービス利用者の交通費助成の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	日中活動系サービスの利用者に対する交通費を助成し、利用者負担の軽減を図ります。
90 グループホーム入居者家賃補助事業の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	グループホームを利用する障害者の経済的負担を軽減するため、利用者の家賃の一部を助成します。

（基本目標5）相談支援体制の充実及び情報の利用のしやすさを向上し、コ

ミュニケーションの充実を図る

障害の重度化や、複合的な福祉の課題、ニーズの多様化への対応に向けて、分野を横断し、ライフステージごとに切れ目のない一貫した相談支援の仕組みを整備します。また、誰もが不自由なく、必要な情報を得ることができるよう、取組を進めます。

【指標】	第5期	第5期	第6期
悩みごとを相談する相手がいる方の割合	目標	現状	目標
相談する相手がいると答えた方の割合	90.0%以上	87.4%	90.0%以上

出典：計画策定アンケート調査

施策の方向

実施事業（☆：重点事業 ◆：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業）

5-1

相談先の確保と権利擁護の推進

91	障害者虐待防止センターの運営
92	発達障害に関する支援体制づくり
93	地域福祉権利擁護事業の実施
94	財産保全管理サービスの実施
95	こころの健康相談等の実施
◆☆	障害者に対する相談体制の充実
◆	地域活動支援センターにおける相談支援の実施
◆☆	基幹相談支援センター事業
◆	聴覚障害者生活支援事業の実施
◆	成年後見制度の実施

5-2

情報のバリアフリーの推進

96	公式ウェブサイト等の充実
97	「障害者福祉の手引き（フレイフレーマイペース）」の配布
98	障害に配慮した資料の作成
99	対面朗読サービスの実施
100	視覚障害者等への図書サービスの実施
101	障害者宅・施設等への図書館サービスの実施
102	資料館だよりの点字版の発行
103	「声のたより」の発行
104	講演会等における手話通訳者等の配置
105	I C T機器の利用促進

【事業計画】

5-1 相談先の確保と権利擁護

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送るには、障害福祉、高齢福祉、児童福祉などの従来の福祉制度を基本としつつも、本人や家族の相談内容に応じて、それらを横断的に調整する必要があります。世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、総合的な相談支援を提供できる体制整備を進めます。

あわせて、選択や意思決定が困難で、判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知や利用の促進を行います。また、障害のある人、配慮を要する子ども等の虐待を防止するため、積極的な広報・啓発活動や、関係機関との連絡会や協議会等とのネットワークの強化を推進します。

事業名	事業内容
91 障害者虐待防止センターの運営 [障害者福祉課]	障害者虐待防止法に基づき、障害者福祉課内に設置した墨田区障害者虐待防止センターを運営し、虐待の早期発見や防止に努めます。
92 発達障害に関する支援体制づくり [保健予防課]	発達障害に関する情報交換や、全庁的な連絡調整を行うため、関係機関による調整会議等を開催します。
93 地域福祉権利擁護事業の実施 [厚生課]	判断力が不十分であるため、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な障害者等に対し、サービスの利用援助等を行います。
94 財産保全管理サービスの実施 [厚生課]	知的障害者等の重要書類を預かり、権利を守る財産保全サービスを実施します。
95 こころの健康相談等の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	保健センターにおける精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導により、精神保健全般に関するこころの健康相談を行います。〔こころの健康相談・酒害等依存症相談・思春期相談〕

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

◆ ☆ 障害者に対する相談体制の充実 [障害者福祉課、向島保健センター、本所保健センター]	P111「(4) 相談支援」参照
◆ 地域活動支援センターにおける相談支援の実施 [保健予防課]	P136「(1) 必須事業 ⑩地域活動支援センター」参照
◆ ☆ 障害者基幹相談支援センター事業 [障害者福祉課]	相談支援の中核的な役割を担う機関として3障害に係る相談支援業務を総合的に実施し、地域の相談支援体制の強化を図ります。 P127「(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組 ①基幹相談支援センターの設置、②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化」参照

◆ 聴覚障害者生活支援事業の実施 [障害者福祉課]	P134「(1) 必須事業 ⑥意思疎通支援事業 イ手話通訳者設置事業」参照
◆ 成年後見制度の実施 [厚生課]	P133「(1) 必須事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業」参照

5-2 情報のバリアフリーの推進

視覚障害や聴覚障害のある人など、情報を自ら得ることが難しい人も、障害のない人と同様に、必要な情報を手に入れることができるよう、区のホームページのアクセシビリティ（利便性）の向上、区政情報等の点字版や録音テープ版の発行、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の配置などを通じて、障害の特性に配慮した、わかりやすい情報提供を推進します。

また、電話リレーサービス法の施行や墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例などを踏まえ、聴覚、言語機能、視覚等の障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の設置等により、社会生活における円滑な意思疎通の確保に努めます。また、障害のある人の利便性や情報収集力向上のため、ICT機器の利用の促進を図ります。令和4年5月に施行された、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、情報を得る手段の確保に留まらず、コミュニケーションの充実を図っていきます。

事業名	事業内容
96 公式ウェブサイト等の充実 [広報広聴担当、障害者福祉課]	区のホームページ上のアクセシビリティの向上を図るとともに、公式ウェブサイトを充実し、福祉サービス、イベント・講座など、区内の障害者や障害者団体に向けた情報提供を行います。
97 「障害者福祉の手引き（フレイママイペース）」の配布 [障害者福祉課]	区内の障害者（児）が利用できる福祉サービスや生活に役立つ情報を掲載した手引き（冊子・音声版）を配布します。
98 障害に配慮した資料の作成 [広報広聴担当、ひきふね図書館]	資料等の点訳を行います。 録音図書等の作成のための参考資料の収集を行います。
99 対面朗読サービスの実施 [ひきふね図書館]	視覚障害者等に対し、図書館で図書の対面朗読を実施します。
100 視覚障害者等への図書サービスの実施 [ひきふね図書館]	視覚障害者等に対し、点字図書、録音図書、拡大写本などの障害者資料の貸出等を実施します。
101 障害者宅・施設等への図書館サービスの実施 [ひきふね図書館]	図書館の利用が困難な視覚障害者等に対し、郵送による録音雑誌、録音図書等の貸出しサービスを行います。 知的障害者施設や高齢者施設への貸出しサービスを実施します。
102 資料館だよりの点字版の発行 [すみだ郷土文化資料館]	視覚障害者にすみだ郷土文化資料館の事業や展示内容等の情報を提供するため、ボランティアとの連携のもと、資料館だより「みやこどり」の点字版を発行します。

	事業名	事業内容
103	「声のたより」の発行 [厚生課]	区内在住の視覚障害者で希望する人に対し、「区のお知らせ」「区議会だより」等の録音版を郵送します。
104	講演会等における手話通訳者等の配置 [関係各課]	区が主催する事業で、聴覚障害者の人が参加する場合に、手話通訳者・要約筆記者を配置します。
105	I C T機器の利用促進 [障害者福祉課]	「身体障害者福祉センター」（事業番号 24 参照）において、各種の講座を通じて時代に即した情報リテラシーの向上に努めます。

（基本目標6）安全・安心に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、障害に対する理解促進と合理的な配慮が進むよう区民・事業者への啓発に取り組むほか、障害の有無に関わらず全ての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

指標	第5期	第5期	第6期
配慮を受けられずに困ることはないと思う方の割合	目標	現状	目標
「配慮を受けられずに困ることはない」と回答した方の割合	50.0%以上	50.9%	現状水準以上

出典：計画策定アンケート調査

施策の方向

実施事業（☆：重点事業 ◆：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業）

6-1

障害の理解の推進

- 106☆ 障害者週間啓発行事の実施
- 107☆ 障害者問題に関する啓発の実施
- 108 障害者差別解消法普及啓発事業
- 109 家庭教育学級補助金
- 110 職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進

6-2

ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

- 111☆ 公共建築物等の改善整備
- 112 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導
- 113☆ 道路のバリアフリー整備
- 114 京成曳舟駅周辺道路整備事業
- 115 無電柱化整備事業（旧道路景観整備事業）
- 116 福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施
- 117 交通安全施設対策の実施
- 118 歩行者・自転車通行空間再整備事業
- 119 障害者交通安全等意見交換会の実施
- 120 あんしんバリアフリーマップの運営
- 121 江東内部河川整備事業
- 122 交通バリアフリー事業
- 123 公園等新設・再整備事業

6-3

安全・安心な暮らしの支援

- 124 緊急通報・火災安全システムの設置
- 125 家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業
- 126 災害時要配慮者サポート隊の結成支援
- 127☆ 地域社会における障害者救護体制の充実
- 128 ふれあい収集（ごみの収集）の実施
- 129 ヘルプカードの配布
- 130 防犯パトロールカーによる巡回警備の実施
- 131 消費者問題に関する啓発の実施

【事業計画】

6-1 障害の理解の促進

障害者差別解消法や障害者雇用促進法、バリアフリー法の改正、東京都障害者への理解促進および差別解消の推進に関する条例などを踏まえ、事業者・区民・行政が協力し「誰もが心を通わす暮らしやすいまち」となるよう、あらゆる機会を通じて、障害の特性や障害のある人への理解を促進するための普及・啓発、教育を推進します。

	事業名	事業内容
106 ☆	障害者週間啓発行事の実施 [障害者福祉課]	障害者及びその家族が交流し、地域の人々との相互理解を図る機会として、障害者週間に合わせてイベントを実施します。
107 ☆	障害者問題に関する啓発の実施 [広報広聴担当、障害者福祉課]	区主催事業や作業所等のイベント等の機会を通じて、啓発活動を行います。 区のお知らせ「すみだ」の紙面や区政情報番組「ウィークリーすみだ」の映像などを通じて各種の障害者施策、障害のある方等に関する正しい知識の普及を行い、区民の理解の推進を図ります。
108	障害者差別解消法普及啓発事業 [障害者福祉課]	障害者差別解消法の区民・事業者に対する理解啓発事業を実施します。区職員に対する理解促進を進めます。
109	家庭教育学級補助金 [地域教育支援課]	各団体等が自主的に開催する家庭教育学級を開催するために要する経費の一部に補助金を交付します。
110	職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進 [職員課、障害者福祉課]	特別区職員研修所などが実施する研修への職員の派遣を積極的に行うとともに、区職員へ福祉研修等を行い、障害者に対する理解の推進と、職員の資質の向上を図ります。 職員課では、区職員へ福祉に関する研修を実施するほか、特別区職員研修所に職員を派遣し、障害者に対する理解の推進と、職員の資質の向上を図ります。

6-2 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

公共施設や学校、道路、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。また、バリアフリーの考え方を一歩進めて、はじめから「全ての人が利用しやすい」ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進し、区民、事業者、行政等が一体となって、障害のある人も自由に行動し、趣味やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などに参加することができる環境づくりを進めます。

加えて、バリアフリー法の改正などに伴い、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のための計画の作成を目指し、公共交通事業者等と連携しながら、施設などのハード面における改善と、障害のある人への意識の啓発などのソフト面の取組の推進を検討します。また、公共施設を改築する際には、ユニバーサルシートの設置を積極的に推進し、民間事業者に対しても理解が深まるよう普及啓発に努めます。

事業名	事業内容
公共建築物等の改善整備 [庶務課、土木管理課、道路公園課] 111 ☆	・バリアフリースイールの設置、エレベーター等の設置、階段の手すりの設置など、区の公共建築物、学校等のバリアフリー化を進めます。 ・視覚障害者音声誘導装置の設置を推進します。 ・トイレ改修を実施する際は、車いすでの利用がしやすい整備を検討する等、学校施設のバリアフリー化に努めます。
民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導 [建築指導課、都市計画課] 112	バリアフリー法、東京都福祉のまちづくり条例、墨田区集合住宅条例及び開発指導要綱に基づき、民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。
道路のバリアフリー整備 ☆ [道路公園課] 113	歩道の段差を解消することにより、障害者、高齢者等の歩行者及び車いす等の円滑な通行の確保に努めます。
京成曳舟駅周辺道路整備事業 [都市整備課、拠点整備課] 114	地域住民が安心・快適に暮らし、駅利用者や来街者が安全・安心に移動することができるよう、京成曳舟駅前交通広場の整備や地区を周回する道路の拡幅整備を行います(令和7年度完了予定)。
無電柱化整備事業（旧道路景観整備事業） [道路公園課] 115	墨田区無電柱化整備計画に基づき、区道の無電柱化を計画的・効率的に実施するとともに、道路のバリアフリー化や景観整備を合わせて実施し、都市景観の向上に配慮した、安全で快適な道路空間を整備します。
福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施 [厚生課] 116	病院、公衆浴場等の公共的性格をもつ建築物を、墨田区福祉のまちづくり施設整備助成金交付要綱に基づき改善する場合において、その整備経費の一部を助成します。（整備工事費の1／2を限度とし、かつ上限額は整備内容による）
交通安全施設対策の実施 [土木管理課、産業振興課] 117	障害者等歩行者の通行安全確保のため、道路上の商品等の除去、放置自転車等の撤去などを行います。
歩行者・自転車通行空間再整備事業 [道路公園課] 118	「墨田区自転車利用総合計画」における自転車幹線ルート及び自転車支線ルートについて、歩行者と自転車の通行空間を分離することにより、相互に安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。
障害者交通安全等意見交換会の実施 [土木管理課] 119	障害者団体との意見交換を通じて交通安全施策の充実を図るため、「障害者交通安全等意見交換会」を実施します。
あんしんバリアフリーマップの運営 [厚生課] 120	平成22年度作成のバリアフリーマップの充実を図るため、施設等の更新及び新規施設等の調査を実施します。
江東内部河川整備事業 [都市整備課] 121	墨田区の水辺を十分に活かし、都市生活にうまいとやすらぎを与える水と緑の骨格軸を整備します。
交通バリアフリー事業 [厚生課] 122	全ての人が安全かつ快適に駅を利用できるように、鉄道事業者に対し補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化を促進します。

事業名	事業内容
公園等新設・再整備事業 123 (新規) [道路公園課]	公園等の再整備に合わせ、インクルーシブ遊具の整備を進めます。

6-3 安全・安心な暮らしの支援

災害などの緊急時に、対応が困難な障害のある人を支援するとともに、地域と区との連携による救護体制を整備し、障害のある人が安心して生活できる地域づくりを推進します。また、感染症の流行などの非常事態において、従来どおりのサービス提供や支援が困難な際における対応策の検討や、行政の役割の明確化・体系化を目指します。

日々の生活においては、犯罪の被害に巻き込まれることを未然に防ぐため、パトロールカーによる巡回警備、消費者問題に関する啓発などを実施します。

事業名	事業内容
緊急通報・火災安全システムの設置 124 [障害者福祉課]	ひとり暮らしの重度身体障害者が急病時等の緊急事態に陥った際に、家庭内に設置した発信機により「受信センター」に通報が入り、現場急行員の急行指示や東京消防庁へ救急車等の出動を要請します。また、平常時には健康・介護相談やお伺いコールを行います。
家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業 [防災課、障害者福祉課]	地震による被害の軽減を図るため、家具転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムを取り付けます。
災害時要配慮者サポート隊の結成支援 126 [防災課]	住民の助けあいにより、災害時に支援が必要な人の手助けをする「災害時要配慮者サポート隊」を各町会に結成し、住民の助けあいシステムを通じて、障害者や高齢者等の災害時の安全確保を図ります。
地域社会における障害者救護体制の充実 [防災課、障害者福祉課] 127 ☆	・町会等のサポート隊結成を促進し、要配慮者避難支援プランに基づく避難支援に取り組みます。 ・大規模水害に対応した要配慮者の事前避難について、障害者や高齢者の個別避難計画作成に取り組みます。 ・区民防災訓練や地域防災活動拠点会議等を通じ、避難所の救護体制の充実を図ります。 ・民間事業者等との協定締結等、福祉避難所の確保に努め、設置・運営体制の整備を図ります。 ・障害者や高齢者等、要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めます。
ふれあい収集（ごみの収集）の実施 128 [すみだ清掃事務所]	高齢者及び障害者のみの世帯のうち、集積所への排出が困難な世帯を対象に、ごみ・資源の戸別収集、粗大ごみの運び出しを実施します。

事業名	事業内容
129 ヘルプカードの配布 [障害者福祉課]	障害者が災害時や緊急時に周囲の人に手助けをもとめるためのヘルプカードの配布を行います。
130 防犯パトロールカーによる巡回 警備の実施 [安全支援課]	犯罪の発生を未然に防ぐため、警察車両に類似の塗装を施し青色回転灯を搭載した防犯パトロールカーで、毎日、区内全域の巡回パトロールを実施しています。この事業を通じて、障害者の安全・安心の確保を図ります。
131 消費者問題に関する啓発の実施 [産業振興課]	障害者（施設）に対し、悪質商法の手口や消費生活のトラブルなどの情報提供を行い、くらしの安全と消費生活向上を図ります。

（基本目標 7）サービスの質を確保する

障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、サービス提供事業所の適正な運営を支援します。

指標	第 5 期	第 5 期	第 6 期
過去 3 年間に第三者評価を受審したサービス提供事業所数	目標	現状	目標
第三者評価を受審した区内の事業所数	29 事業所以上	掲載予定	現状水準以上

出典：とうきょう福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価結果

施策の方向

実施事業（☆：重点事業 ◆：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業
♡：家族支援）

7-1

適正な事業所運営の支援

132 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化

133☆ 障害福祉サービス第三者評価制度の推進

134 民間障害福祉サービス事業所への運営支援

135☆ 指導監査の実施

7-2

事業者や団体の支援

136 事業所の人材育成・ICT 化等の支援

137 心身障害者団体への運営費補助の実施

138♡ 精神障害者・家族への支援

139♡ 難病患者への支援

140♡ 高次脳機能障害の患者・家族への支援

7-3

ボランティアの育成

141 ボランティア育成講座の実施

142 ボランティアに対する支援

◆ 手話通訳者の育成

○事業計画

7-1 適正な事業所運営の支援

サービス提供事業所に対する第三者評価制度の推進や指導監査の実施により、サービスの質の確保と適正な運営を進めます。

事業名	事業内容
障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化 [厚生課] 132	- すみだ福祉サービス権利擁護センターにおける、福祉サービス利用に際しての苦情対応体制の機能強化を図ります。 - 必要に応じて、専門家による苦情解決第三者機関「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」が、苦情解決にむけて事業者との調整を行います。

事業名	事業内容
133 障害福祉サービス第三者評価制度の推進 ☆ [厚生課、障害者福祉課、保健予防課]	第三者の評価機関が、専門的・客観的な立場から、福祉施設のサービス等を評価し、その結果を公表する「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。
134 民間障害福祉サービス事業所への運営支援 [障害者福祉課、保健予防課]	障害者に作業指導や生活支援等を行う民間法人が運営する事業所に対し、運営費の助成を行い、事業所の充実を支援します。
135 指導監査の実施 ☆ [厚生課、障害者福祉課、保健予防課]	障害福祉サービス事業所等の運営の適正化を図るため、指導監査を行います。

7-2 事業者や団体の支援

障害福祉サービスの安定的な供給の確保や民間事業者の専門性等の活用のため、民間事業者やサービス提供者への支援・連携を推進します。さらに、事業者に対する人材確保についても支援をしていきます。

また、当事者団体や、障害のある人の家族、家族会への支援を通じて、当事者同士・家族同士の交流や支えあいを促進します。

事業名	事業内容
136 事業所の人材育成・ICT化等の支援 [障害者福祉課]	・区内事業所に対し、事業運営安定化やICT化、感染症予防等に係る研修等の支援を行います。 ・障害者を介護する人材の育成研修や、事業所のICT化・介護ロボットの導入等について、研修や助成金等に関する情報提供を行います。
137 心身障害者団体への運営費補助の実施 [障害者福祉課]	墨田区障害者団体連合会を通じて、心身障害者団体の運営を支援します。
138 精神障害者・家族への支援 ♡ [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	精神障害者本人やその家族が、正しく病気を理解し交流することで、地域で安定して生活できるように支援します。
139 難病患者への支援 ♡ [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	難病患者本人やその家族が、正しく病気を理解し、交流をすることで、地域で安定して生活できるよう支援します。支援のための関係機関による協議の場を設けます。
140 高次脳機能障害の患者・家族への支援 ♡ [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	・交通事故等で脳機能に障害を受けることによって起こる高次脳機能障害について、区民や企業等に理解の推進を図ります。 ・高次脳機能障害の人の地域での自立生活、家族への支援を実施します。

7-3 ボランティアの育成

障害のある人と障害のない人が「支える側」、「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが互いに助け合える地域を目指し、ボランティアの育成を進めます。

事業名	事業内容
ボランティア育成講座の実施 [ひきふね図書館、厚生課] 141	・視覚障害者等への図書館サービスを充実するため、音訳者等を養成する講座を開催します。 ・ボランティア講座やボランティア講習会等を開催し、区民ボランティアを育成します。
ボランティアに対する支援 [総務課、ひきふね図書館、障害者福祉課] 142	・ボランティア活動中の不測の事故に対する補償をするために、区が保険の掛け金を全額負担する墨田区ボランティア保険制度でボランティア活動を支援します。 ・対面朗読、録音図書・点字図書・拡大写本製作に係わる奉仕者に対し、謝礼を支払います。

障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

◆ 手話通訳者の育成 [障害者福祉課]	P135「(1) 必須事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業」参照
-------------------------------	-------------------------------

第3章

墨田区障害福祉計画 【第7期】

墨田区障害児福祉計画 【第3期】

1 計画の策定に当たって

(1) 計画の目的と位置づけ

墨田区障害福祉計画【第7期】及び墨田区障害児福祉計画【第3期】（以下「本福祉計画」といいます。）は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、次の事項を定め、サービスの円滑な実施を確保することを目的としています。

- ① 国の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）に基づく令和8年度における指定項目の成果目標
- ② 各年度における障害者総合支援法、児童福祉法、及びその他関連事業に係るサービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

また、本福祉計画は、「墨田区障害者行動計画」の一部を担うものであり、同行動計画と併せて、「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に策定しています。同行動計画が障害者総合支援法に基づく施策を含めた、区の障害者施策全体の計画を定めているのに対し、本福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく施策について定めた計画となっており、サービスの円滑な実施を確保することを目的としています。計画期間は3年です。

（「墨田区障害福祉総合計画」については、「P1 はじめに」を参照）

(2) 計画の基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して作成します。

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組み
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保・定着
- ⑦障害者の社会参加を支える取組の定着

(3) 計画期間

本福祉計画は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間を計画期間としています。

計画名	計画期間
墨田区障害福祉計画【第 1 期】	平成 18 年度～平成 20 年度 (2006 年度～2008 年度)
墨田区障害福祉計画【第 2 期】	平成 21 年度～平成 23 年度 (2009 年度～2011 年度)
墨田区障害福祉計画【第 3 期】	平成 24 年度～平成 26 年度 (2012 年度～2014 年度)
墨田区障害福祉計画【第 4 期】	平成 27 年度～平成 29 年度 (2015 年度～2017 年度)
墨田区障害福祉計画【第 5 期】 墨田区障害児福祉計画【第 1 期】	平成 30 年度～令和 2 年度 (2018 年度～2020 年度)
墨田区障害福祉計画【第 6 期】 墨田区障害児福祉計画【第 2 期】	令和 3 年度～令和 5 年度 (2021 年度～2023 年度)
墨田区障害福祉計画【第 7 期】 墨田区障害児福祉計画【第 3 期】	令和 6 年度～令和 8 年度 (2024 年度～2026 年度)

（４）計画の策定体制

① 計画の策定体制

本福祉計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、医療機関、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討を行うとともに、区内における障害者団体等の代表者などを含む「墨田区障害者施策推進協議会」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定に当たっては、国の基本指針によるサービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを踏まえるほか、パブリック・コメント等を実施し、広く区民の意見を聴取し策定しています。

② 計画の評価

墨田区地域自立支援協議会において事業実績について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、サービス提供体制の更なる計画的な整備の検討を行うこととします。

2 基本指針に定める成果目標

本福祉計画では、国の定めた基本指針とともに障害福祉計画等の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえ、次の項目について、これまでの実績及び地域の実情も踏まえて数値目標を設定します。

成果目標(1)

福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標(2)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標(3)

地域生活支援の充実

成果目標(4)

福祉施設から一般就労への移行等

成果目標(5)

障害児支援の提供体制の整備等

成果目標(6)

相談支援体制の充実・強化等

成果目標(7)

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者のうち、令和 8 年度末における地域生活に移行する方の数値目標と令和 8 年度末における施設入所者数の見込みを設定します。

【国の基本指針】

- ① 令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 令和 8 年度末時点の施設入所者数を、令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 % 以上削減することを基本とする。

【区の考え方】

- ① 地域生活移行者数

国の基本指針を踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で、令和 4 年度末時点の施設入所者数である 1 9 0 人の方のうち 6 % 以上に当たる 1 1 人以上の方が地域生活に移行すると見込みます。

- ② 令和 8 年度末の入所者数

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で、令和 4 年度末時点の施設入所者数である 1 9 0 人の方のうち 5 % に当たる 1 0 人以上を削減することとしています。しかしながら、東京都では現状維持とする方針を打ち出しており、区の実情に合わせ、令和 4 年度末の実績人数と同じ 1 9 0 人の方を見込みます。

その他、入所施設や病院などの関係機関と連携し、地域移行を希望する方の実態把握に努め、地域における生活が円滑に行えるよう、障害福祉サービスの適切な提供を行います。

また、重度身体障害者グループホームについても、令和 7 年度末の開設を目指して整備し、短期入所による地域生活体験の場を増設するほか、居住を支援するための地域生活支援拠点を面的に整備していきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

【国の基本指針】

- ① 精神障害者の精神病棟から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 32.5. 3 日以上とすることを基本とする。
- ② 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備により、地域移行が可能となることを鑑み、令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を設定する。
- ③ 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については 68.9 % 以上、入院後 6 か月時点の退院率については 84.5 % 以上及び入院後 1 年時点の退院率については 91 % 以上とすることを基本とする。

【区の考え方】

令和 4 年度、精神障害者地域生活支援協議会で協議を行い、入院中の精神障害者等が地域生活への移行を体験できる事業として「自立生活体験事業」を開始しました。こうした事業を通し、入院中の精神障害者等の地域移行支援を推進します。

(3) 地域生活支援の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点等について、区における必要な機能の検証をしていきます。

【国の基本指針】

- ① 令和８年度までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ② 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

【区の考え方】

- ① 令和２年度末に開設した重度知的障害者向けグループホームは、地域生活支援拠点と位置づけ、緊急時の受入れ及び体験の機会の提供を行っています。令和６年度以降は、知的・身体・精神障害を問わず、地域における複数の機関が分担して必要な機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点として整備します。
- ② 強度行動障害を有する方に関する支援ニーズを把握するとともに、本人の高齢化や医療的ケアを必要とする方への対応を含め、必要な支援体制の整備について検討していきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和８年度までに一般就労に移行する人等の目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ① 一般就労への移行者数：令和３年度実績の 1.28 倍以上とすること。
- ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上とすること。【新規】
- ③ 就労定着支援事業の利用者数：令和３年度末実績の 1.41 倍以上とすること。
- ④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすること。

【区の考え方】

- ① 就労に特化した相談支援事業所を整備し、障害のある方の希望や能力に合う仕事探しを支援していきます。
- ② 特別支援学校と連携し、卒業後の進路選択を支援していきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児を支援するための提供体制等に関する目標を設定します。

【国の基本指針】

- ① 令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置すること。
- ② すべての市区町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築をすること。
- ③ 令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保すること。
- ④ 令和８年度末までに、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【区の考え方】

- ① 児童発達支援センターみつばち園で実施している保育所等訪問事業について、他事業所と連携しながら、体制を拡充していきます。
- ② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）については、関連部署と連携し、推進していきます。
- ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所が安定的に運営できるよう、支援します。
- ④ 医療的ケア児に関する協議会及び医療的ケア児に関する庁内連携会議を継続的に開催し、医療的ケア児に係る課題の共有化と解決に努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを統括する役割を担い、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携体制を構築します。

（６）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するための目標を設定します。

【国の基本指針】

- ① 令和８年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。【新規】

【区の考え方】

- ① 障害者基幹相談支援センターが計画相談支援事業所の育成・支援を行うなど、相談支援体制の強化を図ります。
- ② 墨田区地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等について、地域の実情に応じて協議できるよう、協議会の体制を整備します。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

自立支援給付費の請求に係る審査結果（過誤納等の情報）の共有や障害福祉サービス等事業所に対する指導監査に係る目標を設定します。

【国の基本指針】

- ① 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定すること。
- ② 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定すること。

【区の考え方】

- ① 障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、毎月１回の請求期日ごとに年１２回、審査結果を事業所や関係自治体等と共有します。
- ② 東京都福祉保健局と連携し、計画的な指導監査を実施します。

3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその見込の考え方及び確保方策

ここでは、各事業別に各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。

用語の説明について

- ◆「人日分」とは、当月において実際に利用した延べ人数を指します。
- ◆「人数」とは、実利用人数を指します。当月において複数回利用しても1人とします。

実績及び見込み量の数値について

- ◆以下の項目については、各年度最終月（3月）の実績値を基に、見込み値を算出しています。
 - （1）訪問系サービス（2）日中活動系サービス（3）居住系サービス①～③（5）障害児通所支援
- ◆以下の項目については、各年度における月平均の実績値を基に、見込み値を算出しています。
 - （3）居住系サービス④（4）計画相談（6）障害児相談①障害児相談支援（8）発達障害者等に対する支援③～⑦
- ◆以下の項目については、各年度における年間の実績値を基に、見込み値を算出しています。
 - （6）障害児相談②（7）発達障害者等に対する支援（8）発達障害者等に対する支援①（9）相談支援体制の充実・強化のための取組
- ◆見込の考え方及び確保方策にて「国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます」と表記している内容については、国が作成している「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」に沿い、過去のサービス量実績の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法である、幾何平均または算術平均にて算出しています。
- ◆『♡』が表示されている項目については、障害福祉サービス等の必要な量の見込みの項目として令和6年度に新設または変更される事業です。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

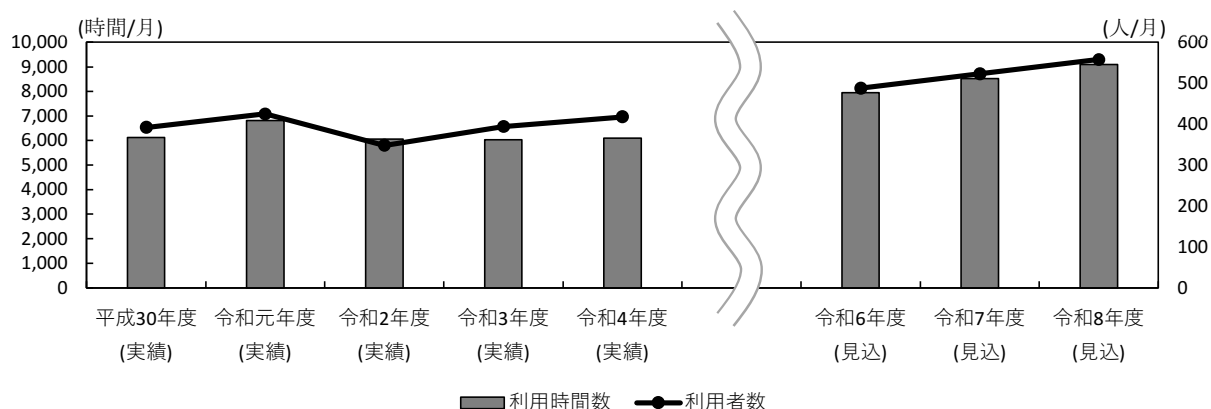
✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用時間数(時間/月)、平均利用時間(時間/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	392	425	348	394	418	488	523	558
利用時間数	6,130	6,816	6,054	6,027	6,097	7,954	8,525	9,095
平均利用時間	15.6	16.0	17.4	15.3	14.6			



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて算出します。現在、区内居宅介護事業所は55か所あります。また、訪問看護事業所は35か所あります。事業者が適正な運営ができるよう情報提供等をしつつ、必要量に対するサービス提供量の確保に努めます。

② 重度訪問介護

✦国の基本指針

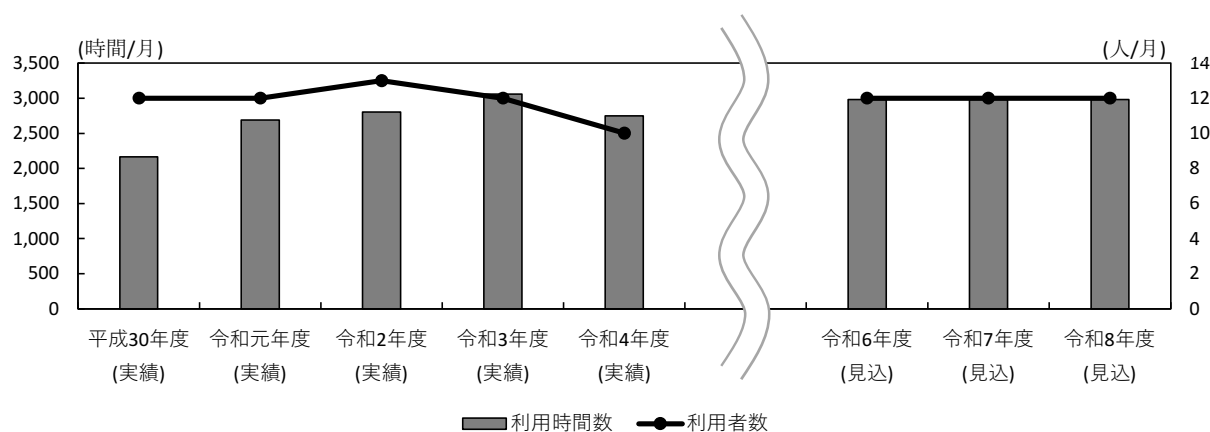
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に 重度訪問介護 の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用時間数(時間/月)、平均利用時間(時間/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	12	12	13	12	10	12	12	12
利用時間数	2,162	2,690	2,802	3,057	2,749	2,981	2,981	2,981

平均利用時間	180.2	224.2	215.5	254.8	274.9
--------	-------	-------	-------	-------	-------



✦見込の考え方及び確保方策

過去の実績から利用者、利用時間ともに横ばいで推移していくことが予想されるため、過去3年間の一人当たりの平均利用時間数と過去3年間の平均年間利用者数にて算出します。現在、区内重度訪問介護事業所は46か所あります。事業者が適正な運営ができるよう情報提供等をしつつ、必要量に対するサービス提供量の確保に努めます。

③ 同行援護

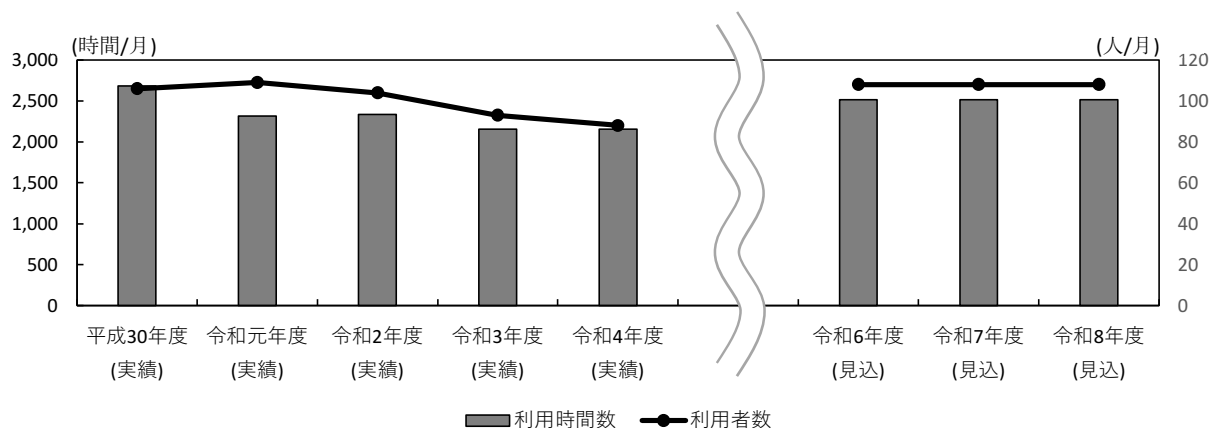
✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用時間数(時間/月)、平均利用時間(時間/人・月)

項目	第5期					第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	106	109	104	93	88	108	108	108
利用時間数	2,685	2,315	2,335	2,157	2,157	2,516	2,516	2,516
平均利用時間	25.3	21.2	22.5	23.2	24.5			



✦見込の考え方及び確保方策

コロナ禍以前に近い実績に回復し、推移していくことを見込み、平成30年度、令和元年度の一人当たりの平均利用時間数と平均年間利用者数にて算出します。現在、区内同行援護事業所は27か所あります。事業者が適正な運営ができるよう情報提供等をしつつ、必要量に対するサービス提供量の確保に努めます。

④ 行動援護

✦国の基本指針

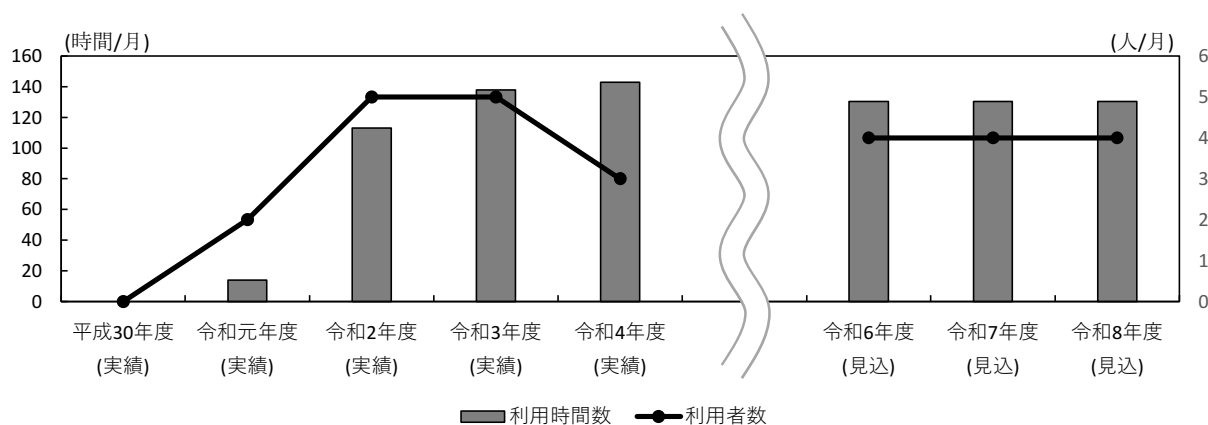
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用時間数(時間/月)、平均利用時間(時間/人・月)

項目	第5期					第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	0	2	5	5	3	4	4	4
利用時間数	0	14	113	138	143	130	130	130

平均利用時間	0	7.0	22.6	27.6	47.7
--------	---	-----	------	------	------



✦見込の考え方及び確保方策

過去の実績から利用者数に急激な変動は予想されず、横ばいで推移していくことが見込まれるため、過去3年間の一人当たりの平均利用時間数と過去3年間の平均年間利用者数にて算出します。現在、区内行動援護事業所は1か所あります。事業者が適正な運営ができるよう情報提供等をしつつ、必要量に対するサービス提供量の確保に努めます。

⑤ 重度障害者等包括支援

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に 重度障害者等包括支援 の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用時間数(時間/月)、平均利用時間(時間/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
利用時間数	0	0	0	0	0	0	0	0
平均利用時間	0	0	0	0	0			

✦見込の考え方及び確保方策

過去の実績から人数及び時間数増が現在と同水準で推移していくと推計して必要量を見込みます。現在、区内重度障害者等包括支援事業所はありません。他区の動向を注視し、引き続き情報収集を行います。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

✦国の基本指針

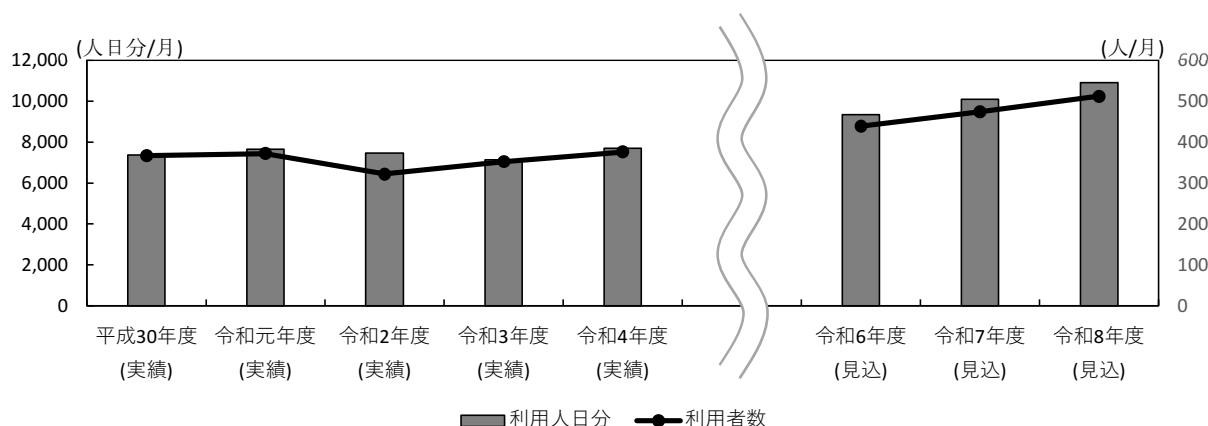
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	367	372	322	352	376	439	474	512
利用人日分	7,358	7,654	7,462	7,142	7,702	9,351	10,096	10,906

平均利用日数	20.0	20.6	23.2	20.3	20.5			
--------	------	------	------	------	------	--	--	--



✦見込の考え方及び確保方策

特別支援学校の卒業生のうち、生活介護を利用すると見込まれる人数を踏まえるとともに、国の指針及び過去の実績を踏まえて算出します。区内生活介護事業所5か所における合計定員数は131人となっており、令和5年3月現在119人（区外施設利用者を含めると376人）の方が利用されています。また、身体障害者の受け入れ先については確保できていますが、知的障害者については就労継続支援B型へ通えなくなった利用者数が増加しているため、受け入れ先の拡充が必要です。区内事業所及び区外事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

② 自立訓練（機能訓練）

✦国の基本指針

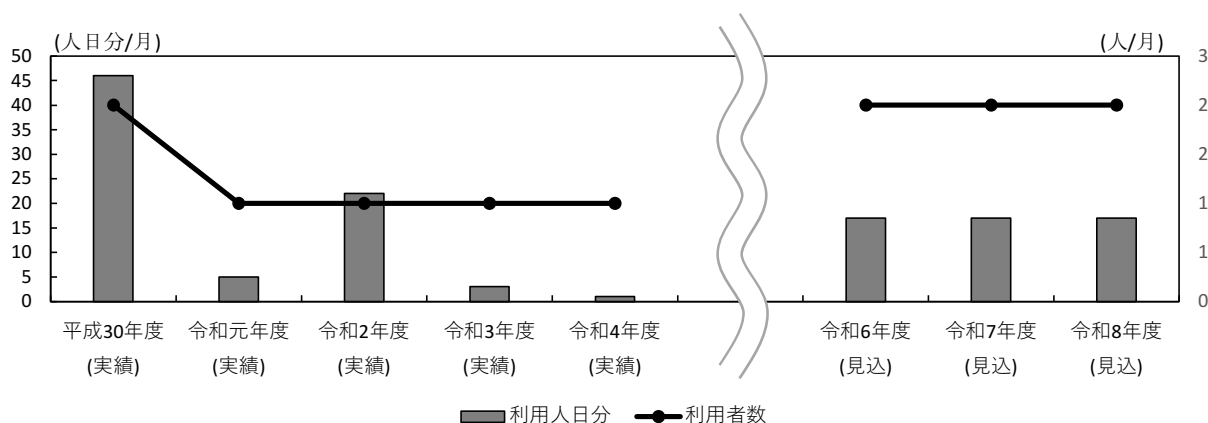
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第5期					第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	2	1	1	1	1	2	2	2
利用人日分	46	5	22	3	1	17	17	17

平均利用日数	23.0	5.0	22.0	3.0	1.0
--------	------	-----	------	-----	-----



✦見込の考え方及び確保方策

過去の利用実績から利用者数は横ばいで推移していくことが見込まれるため、過去3年間の平均年間利用者数を加味して算出します。現在、区内には、自立訓練（機能訓練）を提供している事業者はありません。引き続き、利用可能な施設の情報収集に努めていきます。

③ 自立訓練（生活訓練）

✦国の基本指針

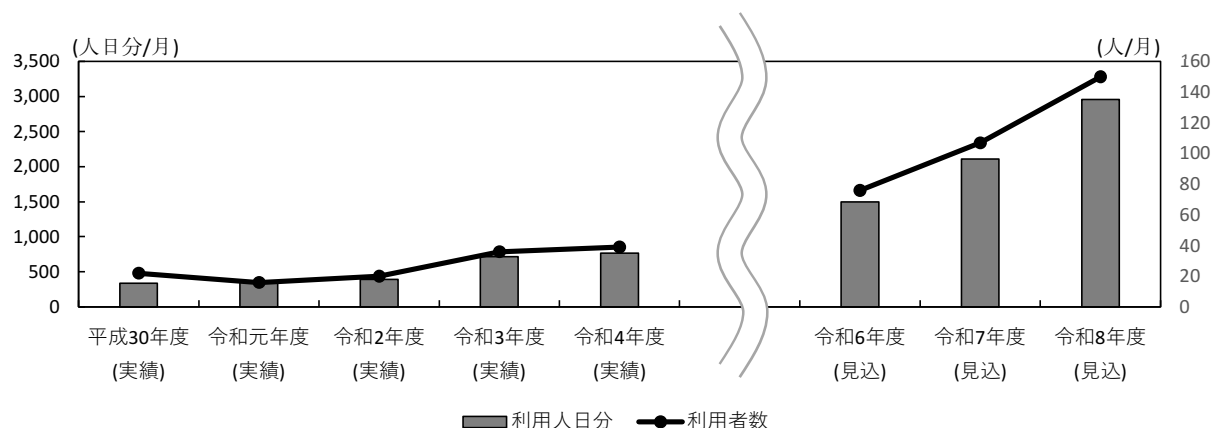
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用入日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	22	16	20	36	39	76	107	150
利用入日分	338	358	394	713	765	1,497	2,108	2,955

平均利用日数	15.4	22.4	19.7	19.8	19.6
--------	------	------	------	------	------



✦見込の考え方及び確保方策

令和5年3月現在、33人の方が自立訓練（生活訓練）を利用。国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。現在、区内には、自立訓練（機能訓練）を提供している事業者はありません。引き続き、利用可能な施設の情報収集に努めていきます。

④ 就労選択支援

✦国の基本指針

障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	-	-	-
利用人日分	-	-	-

✦見込の考え方及び確保方策

令和 4 年 12 月 16 日公布の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律にて創設された事業で、施行期日は交付後 3 年以内の政令で定める日とされています。令和 7 年度から施行されると仮定し、民間事業所との情報連携を図り、情報収集を行います。

⑤ 就労移行支援

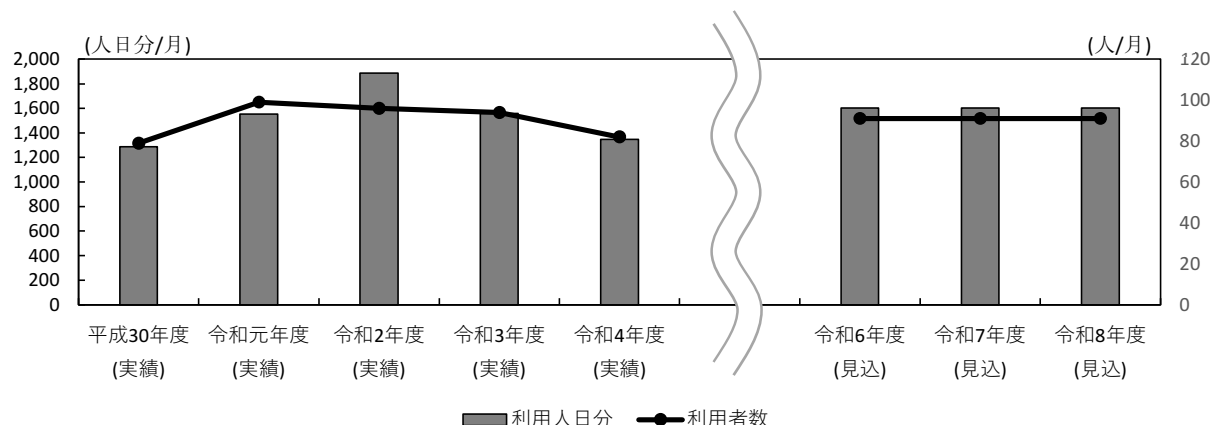
✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	79	99	96	94	82	91	91	91
利用人日分	1,288	1,554	1,887	1,558	1,347	1,602	1,602	1,602
平均利用日数	16.3	15.7	19.7	16.6	16.4			



✦見込の考え方及び確保方策

過去の利用実績より、一定の利用者数で推移していくことを見込み、過去3年間の一人当たりの平均利用日数と平均年間利用者数にて算出します。区内には、就労移行支援事業所が8か所あり、合計定員数は139人となっています。令和5年3月現在40人（区外施設利用者を含めると82人）の方が利用されており、当面は受け入れが十分確保されている状況にあります。

⑥ 就労継続支援（A型）

✦国の基本指針

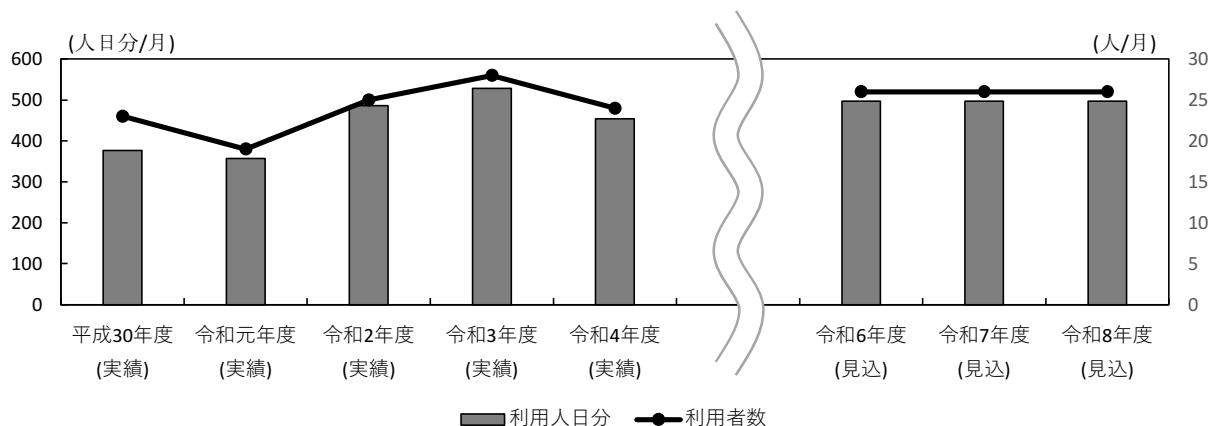
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に 就労継続支援 A 型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 A 型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	23	19	25	28	24	26	26	26
利用人日分	377	357	486	528	454	497	497	497

平均利用日数	16.4	18.8	19.4	18.9	18.9			
--------	------	------	------	------	------	--	--	--



✦見込の考え方及び確保方策

過去の実績から利用者数に急激な変動は予想されず、横ばいで推移していくことが見込まれるため、過去3年間の一人当たりの平均利用日数と平均年間利用者数にて算出します。区内には、就労継続支援（A型）事業所はありませんが、事業特性として近隣区等の事業所を利用することが考えられます。令和5年3月現在、24人の方が就労継続支援（A型）を利用されています。引き続き、民間事業所と連携を図り、必要な情報提供を行っていきます。

⑦ 就労継続支援（B型）

✦国の基本指針

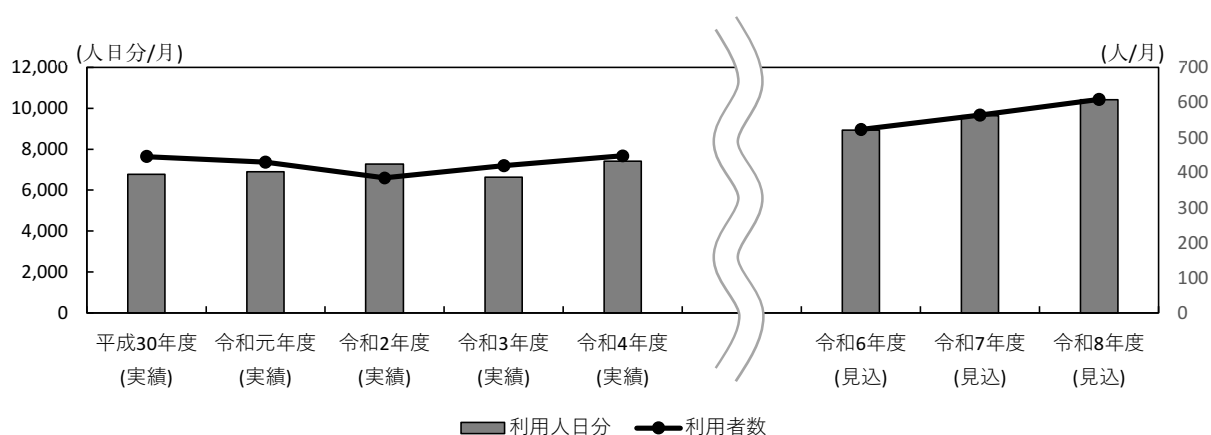
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用入日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第5期					第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	446	430	385	420	448	523	564	609
利用入日分	6,775	6,901	7,279	6,642	7,417	8,943	9,644	10,414

平均利用日数	15.2	16.0	18.9	15.8	16.6
--------	------	------	------	------	------



✦見込の考え方及び確保方策

就労継続支援（B型）については、特別支援学校の卒業生のうち、就労継続支援（B型）を利用することが見込まれる人数を踏まえるとともに、国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。令和5年3月現在、区内には事業所が17か所あり、合計定員数は469人となっています。令和5年3月現在351人（区外施設利用者を含めると448人）の方が利用されており、当面は受け入れが十分確保されている状況にあります。

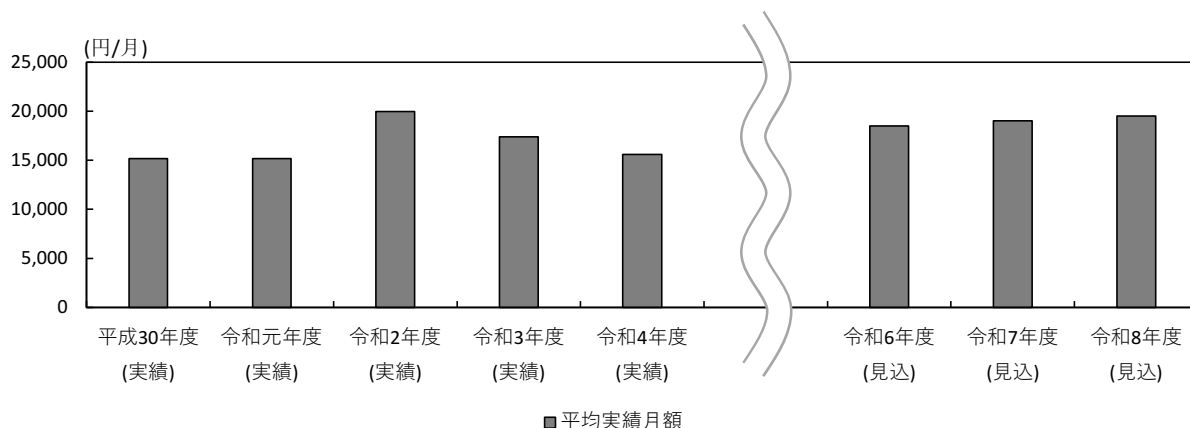
✦工賃の実績及び必要量の見込

単位：平均実績月額(円/月)、平均時給額(円/時間)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
平均実績月額	15,161	15,165	19,961	17,380	15,586	18,500	19,000	19,500

平均時給額	279	292	240	198	178
-------	-----	-----	-----	-----	-----

※都平均実績月額は令和2年度は14,777円(都平均時給額246円)、令和3年度は15,563円(都平均時給額250円)



✦目標水準の考え方

令和3年度以降、就労継続支援（B型）における工賃は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受注案件の減失等により、減少傾向が続きました。しかし、同感染症が5類感染症に移行し、今後は社会経済環境が好転していく見通しであるため、令和5年度は令和3年度の水準まで回復すると見込み、平均目標月額を18,000円と設定しました。

また、令和6年度以降の平均目標月額も、徐々にコロナ前の社会経済環境の水準まで回復していくことを見込んで設定します。

【参考】東京都の目標工賃額

※令和6年度～8年度の工賃額を掲載予定※

✦工賃向上の取組

就労継続支援（B型）は、官公需、企業等からの作業受注及び自主生産品の商品開発を継続するとともに、JANコード（世界共通の商品識別コード）の使用による販売機会の拡充等、共同販売を通じた新規取組を実施し、工賃向上を図っていきます。

⑧ 就労定着支援

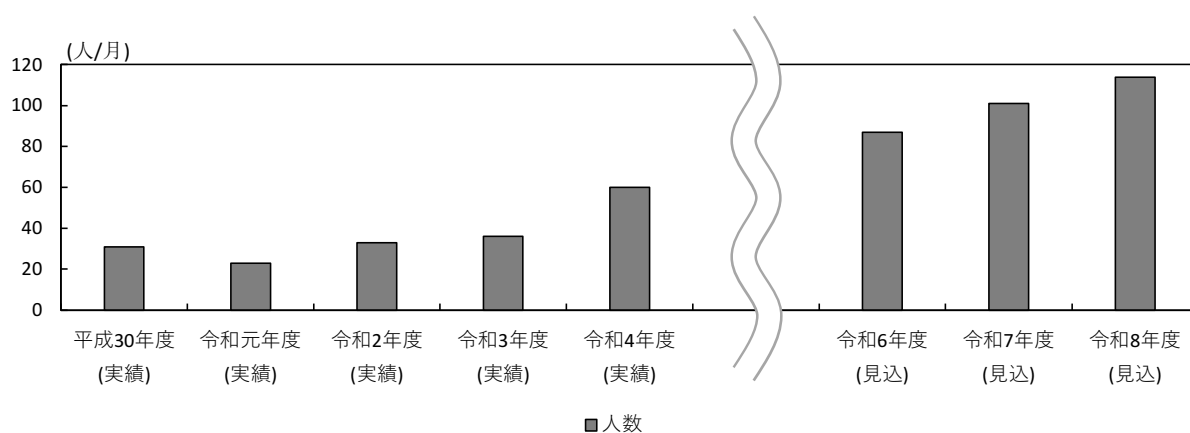
✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数	31	23	33	36	60	87	101	114



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。区内にある6事業所及び区外事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

⑨ 療養介護

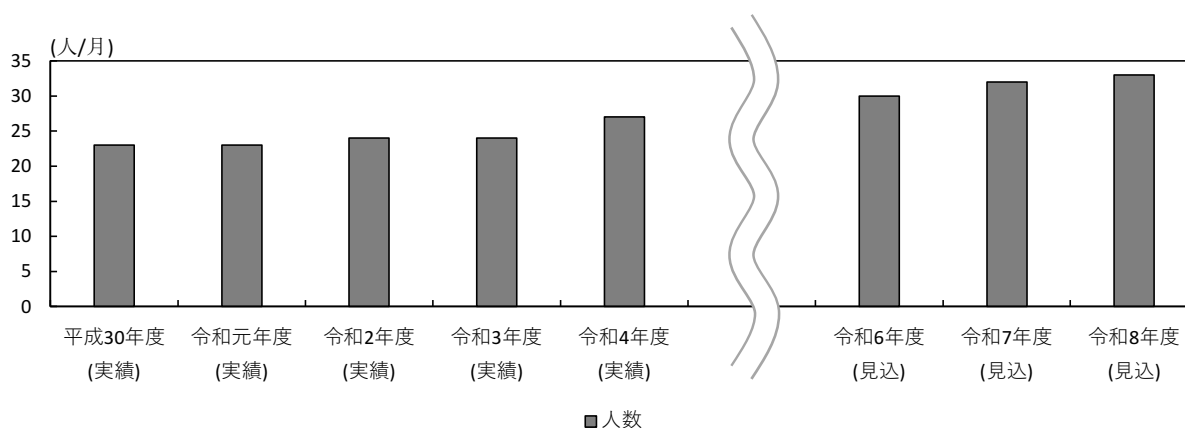
✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数	23	23	24	24	27	30	32	33



✦見込の考え方及び確保方策

区では令和5年3月現在、療養介護事業利用者は27人の方で、全て区外の医療機関を利用。国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。今後もサービスを必要とする障害のある方やサービス提供事業者の状況の把握に努め、病院等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

⑩ 短期入所（福祉型、医療型）

✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

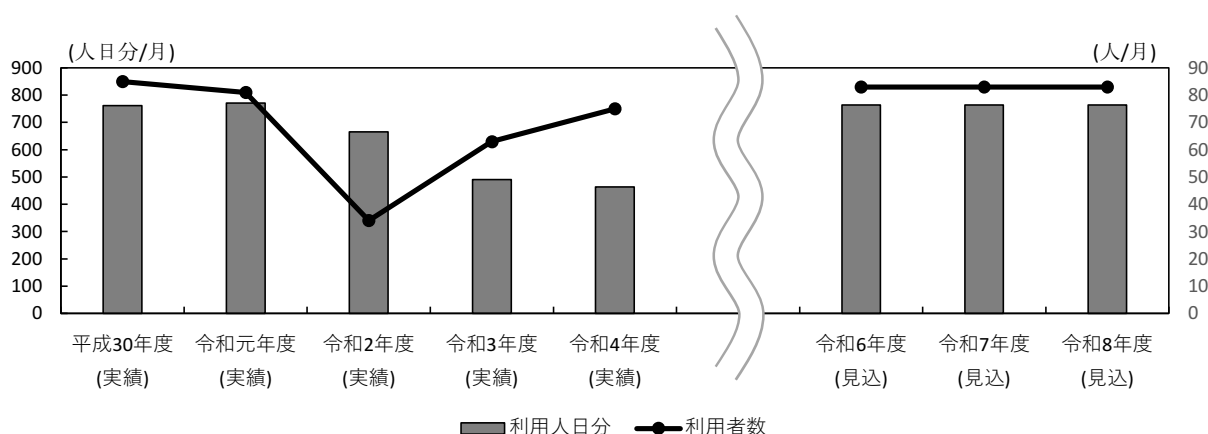
✦実績及び必要量の見込

【福祉型】

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	85	81	34	63	75	83	83	83
利用人日分	761	771	666	491	463	764	764	764

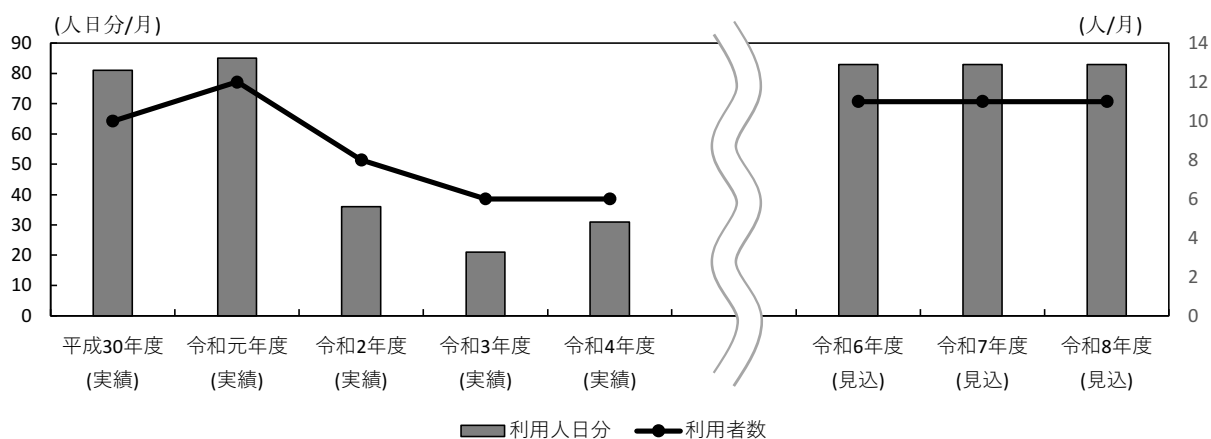
平均利用日数	9.0	9.5	19.6	7.8	6.2			
--------	-----	-----	------	-----	-----	--	--	--



【医療型】

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	10	12	8	6	6	11	11	11
利用人日分	81	85	36	21	31	83	83	83
平均利用日数	8.1	7.1	4.5	3.5	5.2			



✧見込の考え方及び確保方策

区内では、福祉型として2事業所で短期入所を実施しています。医療型とともに、コロナ禍以前に近い実績で推移していくと推計して必要量を見込み、平成30年度、令和元年度の一人当たりの平均利用日数と平均年間利用者数にて算出します。現在、医療型の短期入所施設の受け入れ体制が不足しています。必要量の増加に対応するため、新たに整備する重度身体障害者のグループホームにおいて、短期入所の受入体制を整備していきます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

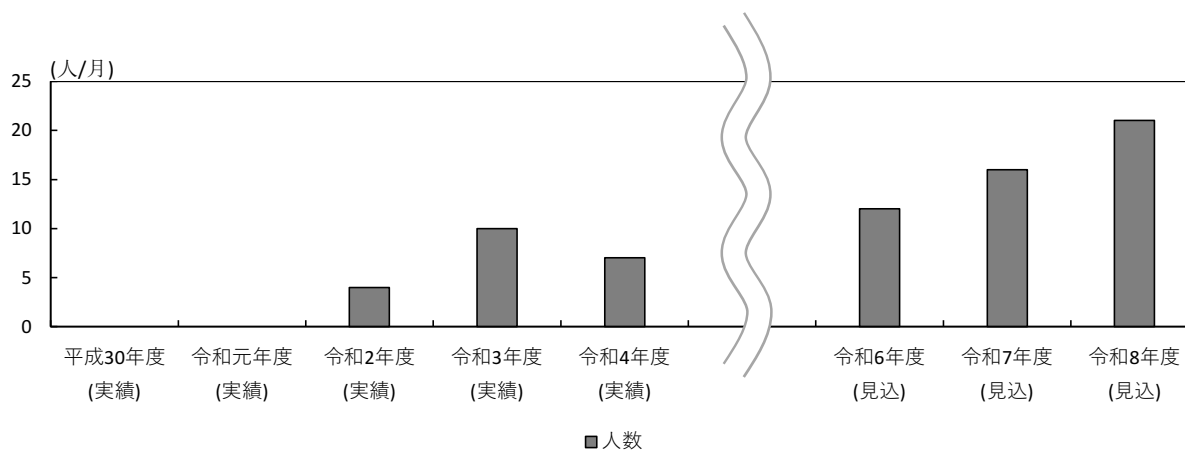
✦国の基本指針

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数	0	0	4	10	7	12	16	21



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。区内にある2事業所及び区外事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

② 共同生活援助

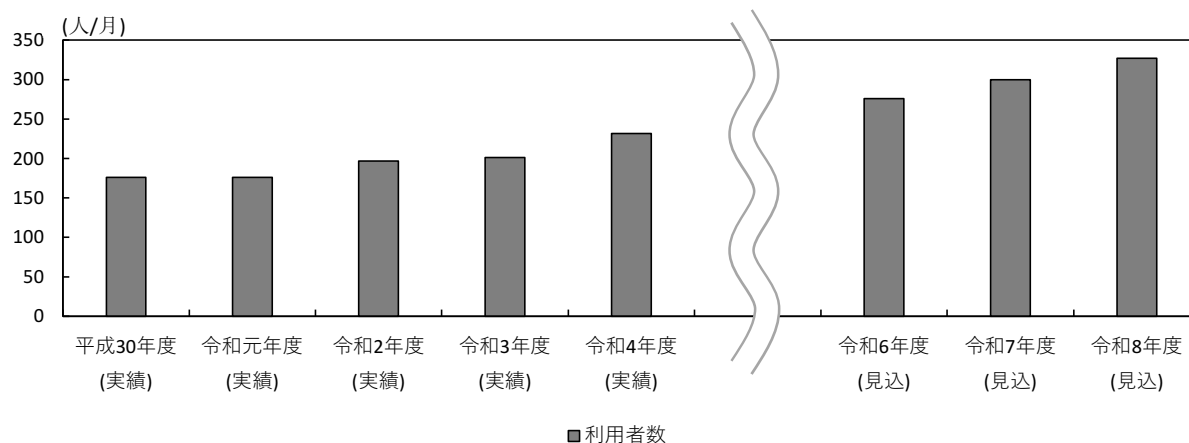
✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。また、重度障害者について利用者数の見込みを設定することが望ましい。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	176	176	197	201	232	276	300	327
内、重度障害者の 実績人数	14	14	21	20	22	22	30	30



✦見込の考え方及び確保方策

令和5年3月現在、232人の方がグループホームを利用されています。利用者数については、国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。重度障害者の人数については、施設の定員に対しての重度障害者の利用割合より算出します。

令和5年3月現在、区内には10事業者がグループホームを運営しています。また、区外の62事業所を区民が利用されています。また、重度の障害のある方が入居するGHについては、区が主体的に整備する必要がある、令和7年度末に末に重度身体障害者のグループホームを開設する予定です。

現在、障害の程度が軽度から中程度の方が入居するグループホームについては、受け入れ体制が不足しています。障害のある方が住み慣れた地域で暮らし続ける上で整備が必要なため、民間事業者の誘導を図り、計画的な整備促進に努めていきます。

③ 施設入所支援

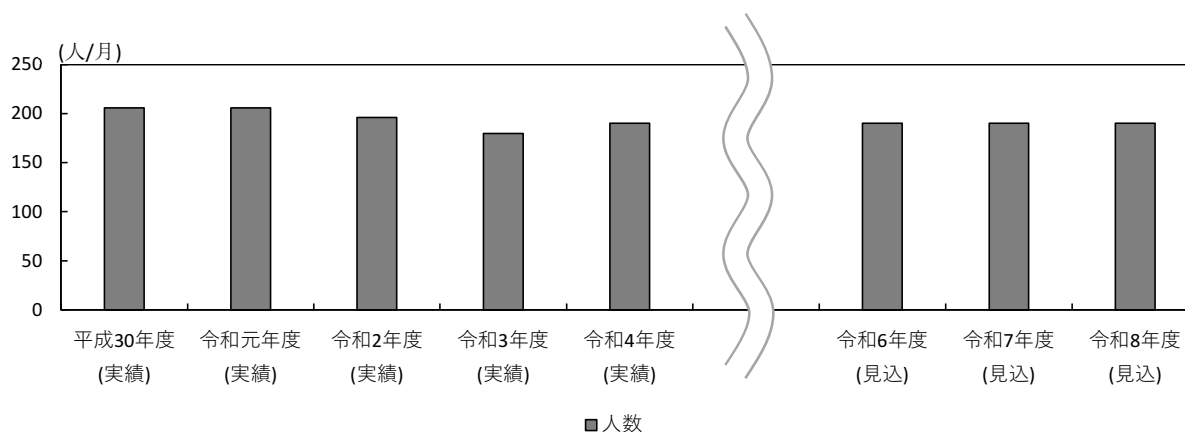
✦国の基本指針

令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：（人/月）

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
人数	206	206	196	180	190	190	190	190



✦見込の考え方及び確保方策

入所待機登録者数を踏まえて必要量を見込みます。施設入所支援の実施事業者等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

④ 地域生活支援拠点等

✦国の基本指針

地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

✦必要量の見込

単位：(回/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
実施回数(年間)	1	1	1

✦見込の考え方及び確保方策

事業者や関係機関とともに検証等を進めていきます。知的・身体・精神障害を問わず、地域における複数の機関が分担して必要な機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点として整備します。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

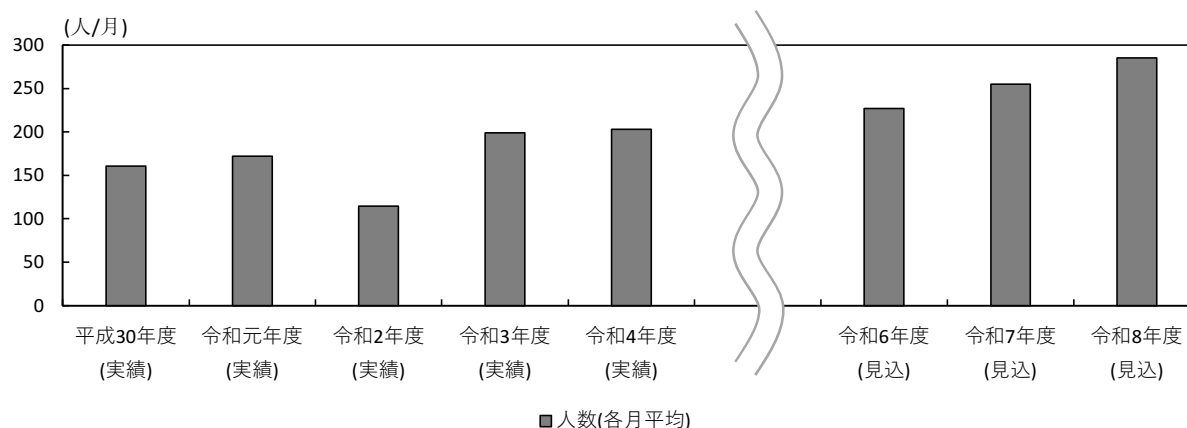
✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(各月平均)	161	172	115	199	203	227	255	285



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。障害福祉サービスを利用する障害のある方全員を対象とすることとされていることから、区内にある事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

② 地域移行支援

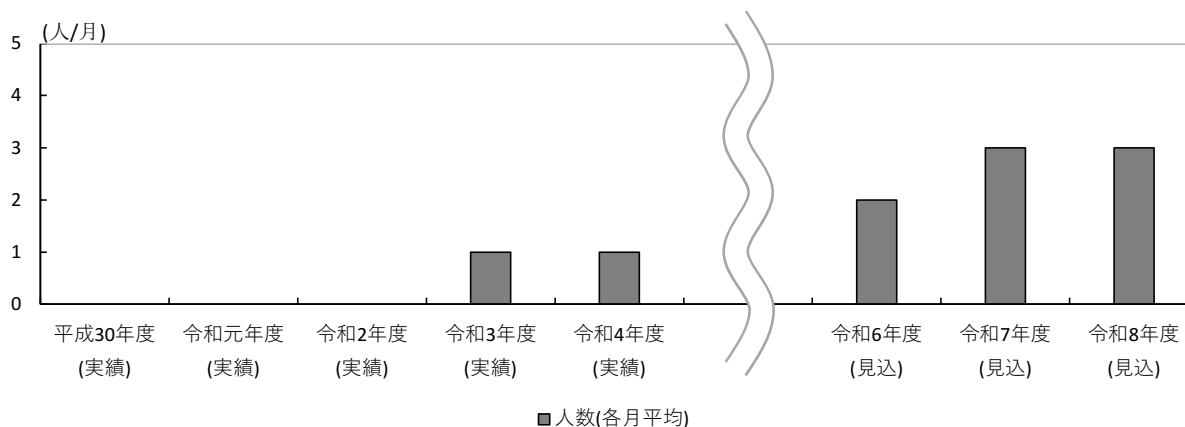
✦国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(各月平均)	0	0	0	1	1	2	3	3



✦見込の考え方及び確保方策

令和5年3月現在、4人の方が地域移行支援を利用されています。国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。障害者基幹相談支援センターにおいて、施設入所者等数の実態把握や地域移行を希望する方の意向調査を行い、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援が受けられるよう、相談支援事業所と連携・調整を図りながら地域移行を推進していきます。

③ 地域定着支援

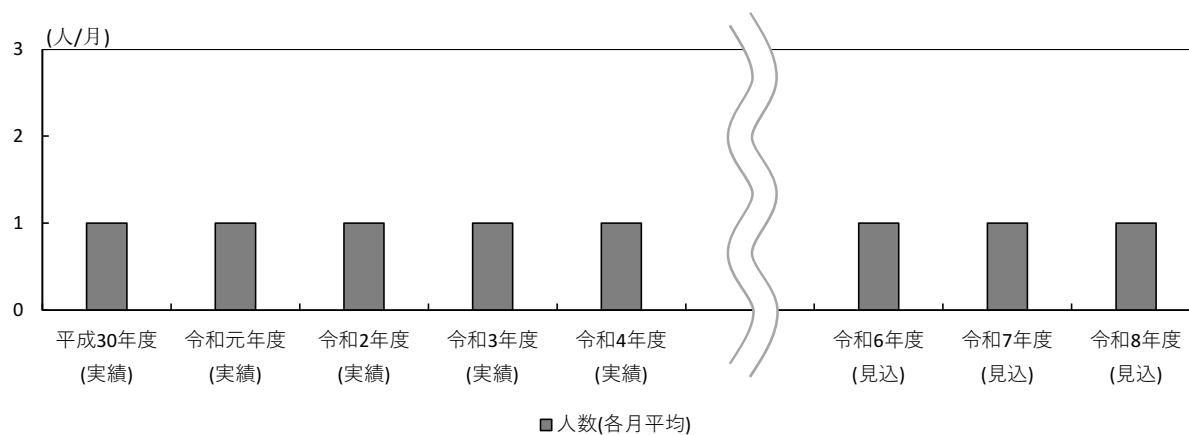
✦国の基本指針

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(各月平均)	1	1	1	1	1	1	1	1



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。相談支援事業所より定期的な訪問や連絡を行い、地域での定着を支援していきます。

(5) 障害児通所支援

① 児童発達支援

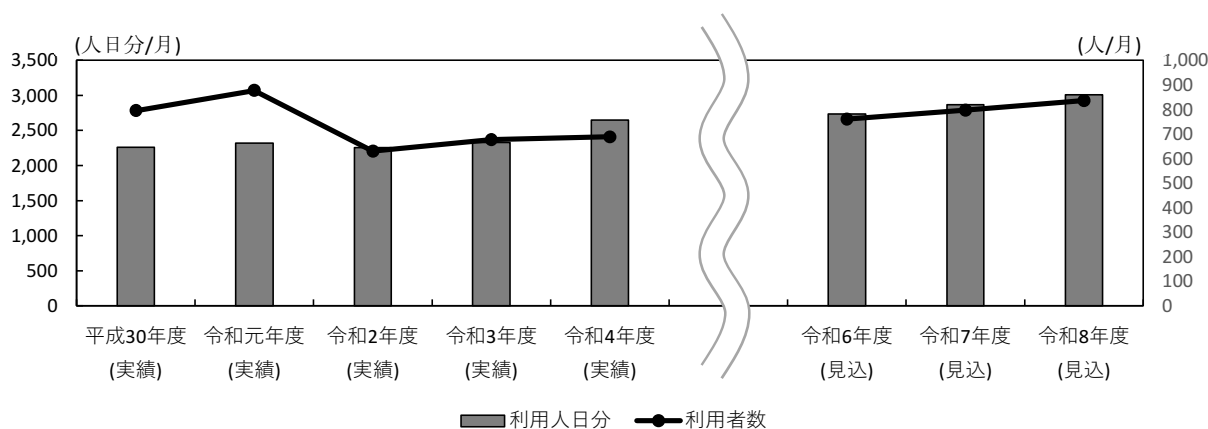
✦国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第1期			第2期		第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	795	877	630	677	688	760	797	836
利用人日分	2,262	2,319	2,256	2,329	2,648	2,736	2,869	3,010
平均利用日数	2.8	2.6	3.6	3.4	3.8			



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。なお、令和6年度から福祉型・医療型の別が廃止されることから、見込値には旧医療型を利用していた児童数を含みます。現在、医療的ケア児に対応できる児童発達支援事業所は、区内には1か所もなく、受け入れ体制が不足しています。児童発達支援センターの機能を拡充するとともに、区内外に民間事業者による児童発達支援事業所の開設が予想されることから、情報共有を図りつつ、量及び質の確保に努めます。

② 居宅訪問型児童発達支援

✦国の基本指針

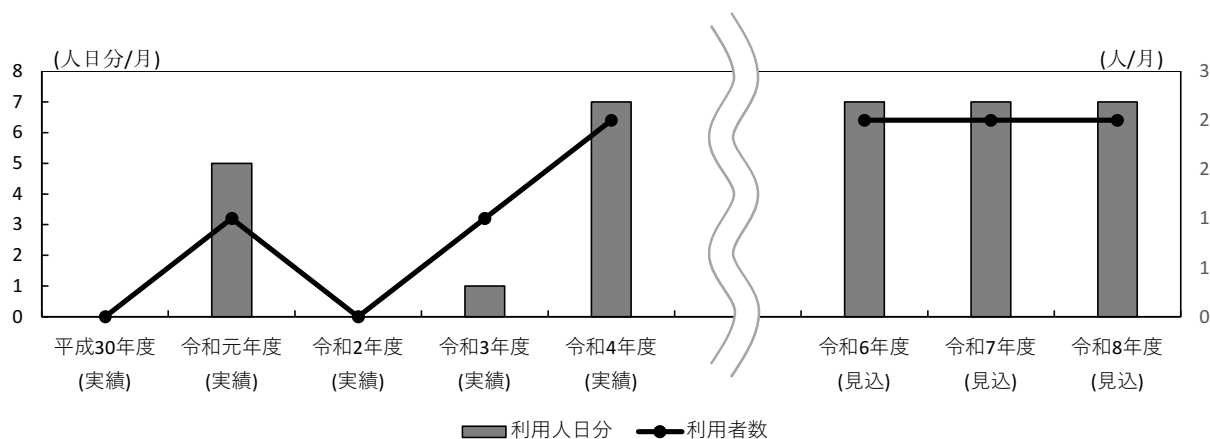
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第1期			第2期		第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	0	1	0	1	2	2	2	2
利用人日分	0	5	0	1	7	7	7	7

平均利用日数	0	5.0	0	1.0	3.5			
--------	---	-----	---	-----	-----	--	--	--



✦見込の考え方及び確保方策

過去の実績等を踏まえ、必要量を見込みます。児童発達支援センターの機能を拡充するとともに、保育所と連携を図りながら必要量を見込みます。

③ 放課後等デイサービス

✦国の基本指針

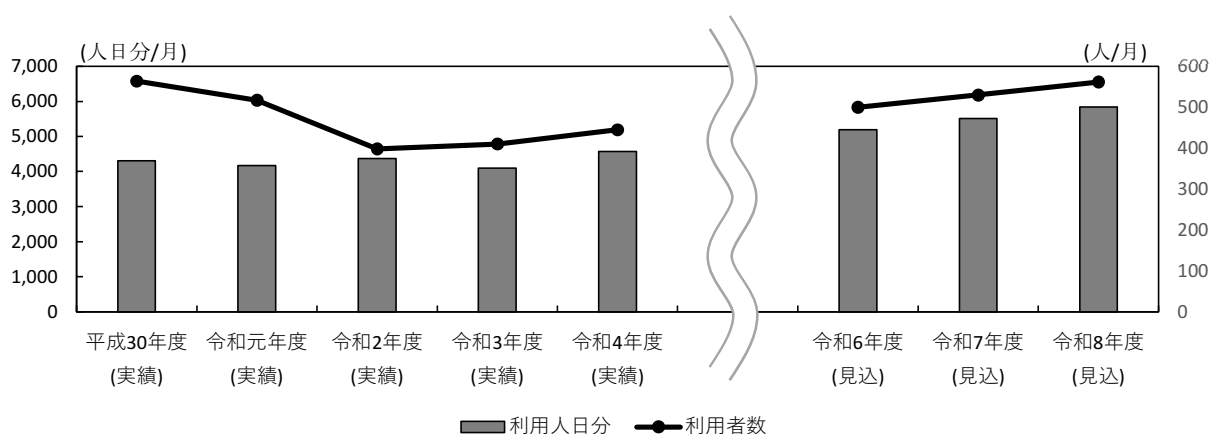
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第1期			第2期		第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	564	517	398	410	445	500	530	562
利用人日分	4,306	4,172	4,379	4,093	4,577	5,200	5,512	5,845

平均利用日数	7.6	8.1	11.0	10.0	10.3
--------	-----	-----	------	------	------



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。現在、放課後デイサービスの利用者数は年々増加傾向にあり、受け入れ体制が不足してきています。一方、区内外に民間事業者による放課後等デイサービスの開設が今後とも続くことが予想されるため、量及び質の確保と情報共有を図っていきます。

④ 保育所等訪問支援

✦国の基本指針

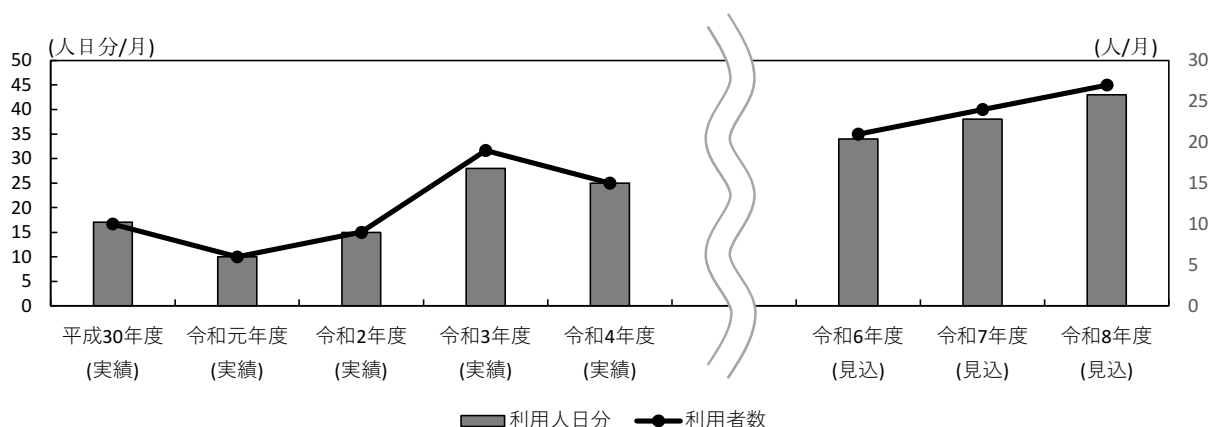
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用人日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第1期			第2期		第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数	10	6	9	19	15	21	24	27
利用人日分	17	10	15	28	25	34	38	43

平均利用日数	1.7	1.7	1.7	1.5	1.7
--------	-----	-----	-----	-----	-----



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。区立の児童発達支援センター及び民間事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。

(6) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

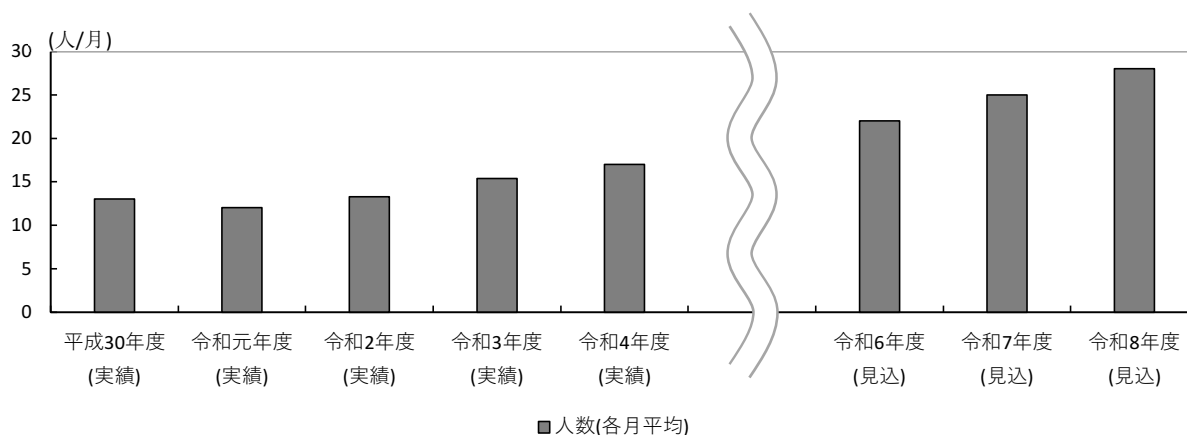
✦国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している者の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第1期			第2期		第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(各月平均)	13	12	13.3	15.4	17.0	22	25	28



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。区内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に障害児相談支援事業所の開設を呼びかけるとともに、既存の事業所とも連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

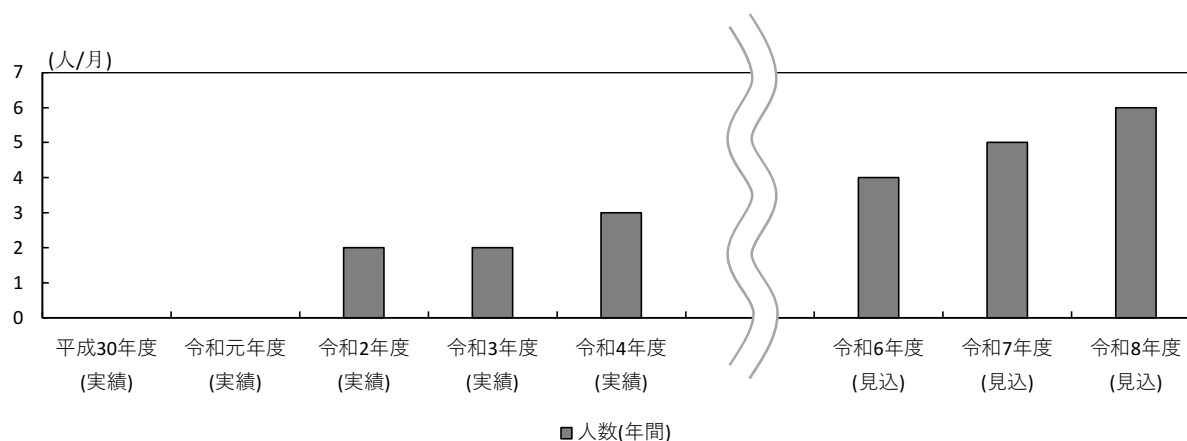
✦国の基本指針

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/年)

項目	第1期			第2期		第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(年間)			2	2	3	4	5	6



✦見込の考え方及び確保方策

国の基本指針をもとに、必要量を見込みます。医療的ケア児コーディネーターに対する研修や支援体制を拡充し、必要量の確保とともに質の向上を図ります。

(7) 発達障害者等に対する支援

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

✦国の基本指針

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。

✦必要量の見込

単位：(人/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(年間)	50	50	50

✦見込の考え方及び確保方策

すみだステップハウスおおぞらにじの子が主催する保護者教室（みつばち園・にじの子卒園児の保護者による講演）の参加人数を見込みます。児童発達支援センターが中心となり、ペアレントトレーニングやプログラムを行う体制を整備していきます。

② ペアレントメンターの人数

✦国の基本指針

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

✦見込の考え方及び確保方策

本区においては①の保護者教室を通じた支援を行っていきます。

③ ピアサポートの活動への参加人数

✦国の基本指針

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

単位：(人/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(年間)	6	7	8

✦見込の考え方及び確保方策

すみだステップハウスおおぞらにじの子が主催する保護者教室（みつばち園・にじの子卒園児の保護者による講演）の参加人数を見込みます。障害福祉サービス事業所、地域活動支援センターと連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

✦国の基本指針

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(回/年)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
開催回数(年間)	2	2	2	2	2	2	2	2

✦見込の考え方及び確保方策

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者による協議の場を設置し、今後も毎年、同程度の開催を予定しています。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

✦国の基本指針

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/年)

参加者数 (年間延べ)	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
保健	2	2	2	4	2	6	6	6
医療（精神科）	2	2	4	4	4	6	6	6
医療（精神科以外）	6	6	9	5	5	6	6	6
福祉	10	12	10	11	12	14	14	14
介護	0	0	0	0	0	1	1	1
当事者及び家族	1	2	2	2	2	2	2	2

✦見込の考え方及び確保方策

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者による協議の場を設置し、今後も毎年、同程度の参加者数を見込みます。

③ 精神障害者の地域移行支援

✦国の基本指針

現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(各月平均)	0	0	1	1	1	1	1	1

✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。指定一般相談支援事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

④ 精神障害者の地域定着支援

✦国の基本指針

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(各月平均)	1	1	1	1	1	1	1	1

✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。指定一般相談支援事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

⑤ 精神障害者の共同生活援助

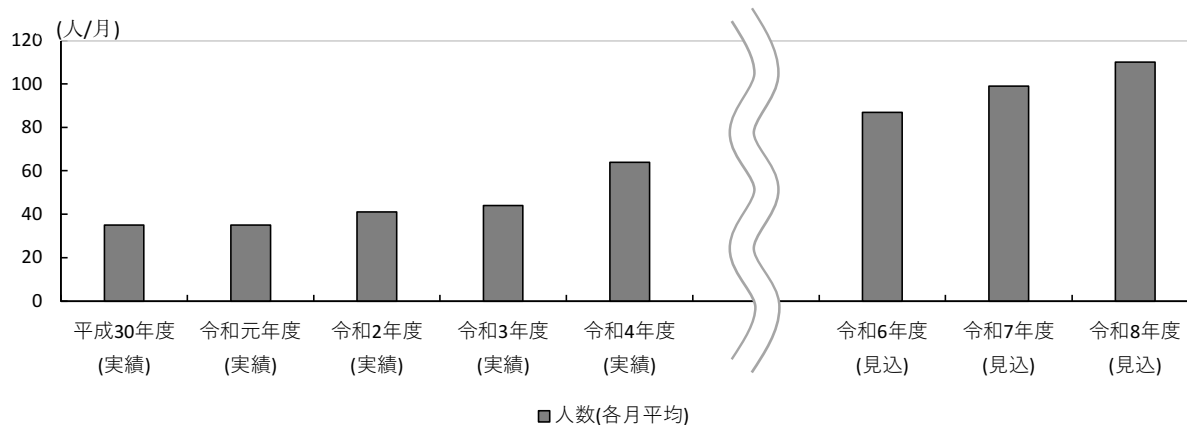
✦国の基本指針

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(各月平均)	35	35	41	44	64	87	99	110



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。グループホームの整備については、障害のある方が住み慣れた地域で暮らし続けるうえで必要なものであり、入院中の精神障害者が地域生活を送るために不可欠なもののため、民間事業者の誘導を図る等計画的な整備促進に努めていきます。

⑥ 精神障害者の自立生活援助

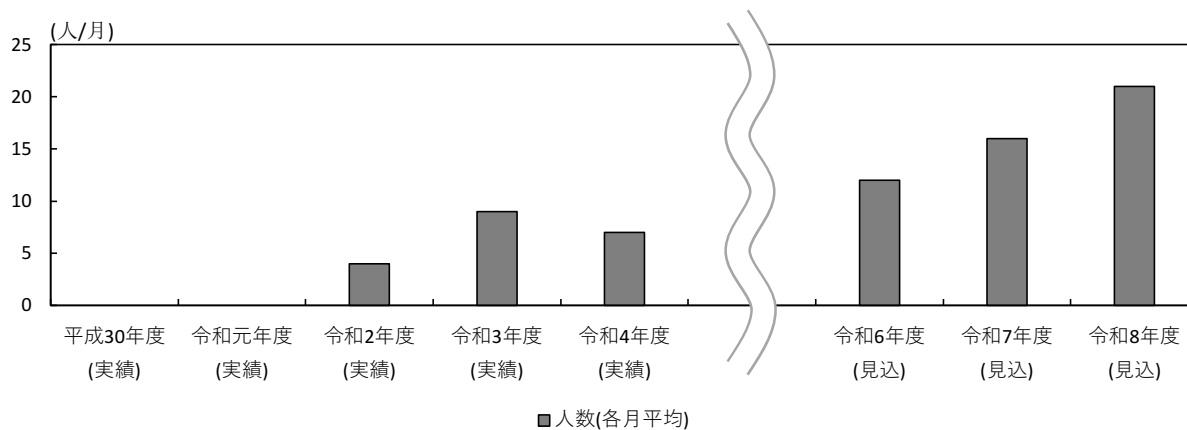
✦国の基本指針

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：(人/月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
人数(各月平均)	0	0	4	9	7	12	16	21



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。障害福祉サービス事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

⑦ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）

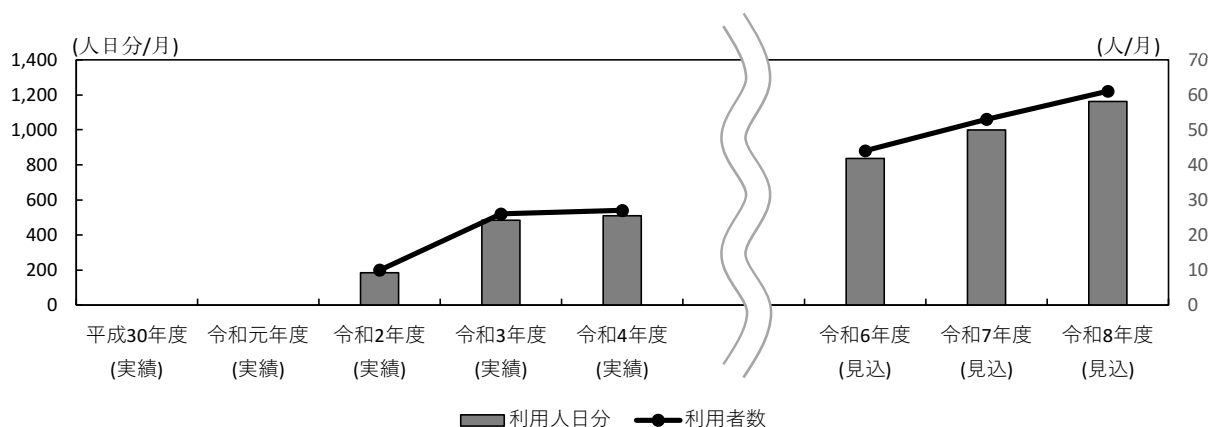
✦国の基本指針

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

✦実績及び必要量の見込

単位：利用者(人/月)、利用入日分(人日分/月)、平均利用日数(日/人・月)

項目	第5期			第6期		第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用者数			10	26	27	44	53	61
利用入日分			184	484	510	836	999	1,162
平均利用日数			18.4	18.6	18.9			



✦見込の考え方及び確保方策

国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を見込みます。障害福祉サービス事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 基幹相談支援センターの設置

✦国の基本指針

基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。

✦必要量の見込

単位：(有/無)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
設置の有無	有	有	有

✦見込の考え方及び確保方策

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行地域定着、権利擁護虐待防止の4つの機能をもった基幹相談支援センターを設置します。

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

✦国の基本指針

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の見込みを設定する。

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

【専門的な指導・助言延べ件数】

単位：(件/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
年間延べ件数	12	48	48

【研修・事例検討会の実施回数】

単位：(回/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
実施回数	4	4	4

【相談支援事業所連絡会等の実施回数】

単位：(回/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
実施回数	2	2	2

✦見込の考え方及び確保方策

区内の障害福祉サービス利用者数及び相談支援事業所数から必要量を見込みます。地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門職を配置し、相談支援事業所に対する専門的な助言、研修や事例検討会等による人材育成の支援、相談支援事業所連絡会等による地域の相談機関との連携の強化を図ります。

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善



✦国の基本指針

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の配置数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

【事例検討実施回数】

単位：(回/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
実施回数	1	1	1

【参加事業者・機関数】

単位：(箇所/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
参加事業者・機関数	21	21	21

【専門部会の配置数】

単位：(回/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
実施回数	4	4	5

✦見込の考え方及び確保方策

協議会における個別事例の検討等を通じて地域の課題を抽出し、事業所と解決に向けた新たなサービス基盤の開発・改善を図ります。

(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

✦国の基本指針

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

✦必要量の見込

単位：(人/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
参加人数(年間延べ)	15	15	15

✦見込の考え方及び確保方策

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員に対して実施する研修の参加人数を見込みます。都が主催する障害福祉サービス等の事業者説明会や区市町村の連絡会に、区職員が参加します。

② 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

✦国の基本指針

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

✦必要量の見込

単位：(回/年)

項目	第7期		
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
実施回数(年間)	12	12	12

✦見込の考え方及び確保方策

障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数を見込みます。毎月1回の請求期日ごとに、審査結果を事業所や関係自治体等と共有します。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者総合支援法第77条の規定に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです。

本福祉計画では、墨田区が実施する事業の内容を定めるとともに、各年度における事業の種類ごとの実施の有無又は量の見込み及び区の考え方を定めます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

✦実施の有無

単位：(有無/年)

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

✦区の考え方

障害者団体及び区民等と協働し、ノーマライゼーションの理念の実現を図るとともに、障害の理解と啓発を図ることを目的に、毎年12月に障害者週間記念事業として区民参加型の行事等を開催します。

また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法について、理解啓発事業を継続実施します。

② 自発的活動支援事業

✦実施の有無

単位：(有無/年)

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

✦区のかえ方

心の健康づくり対策事業

ア 家族会

精神障害のある方の家族を対象に、同じ悩みをもつ家族が集まる場を設け、情報交換を通じて、精神疾患や福祉制度等に対する理解を深めることを目的に家族会を実施します。

イ こころの病を持つ方の家族のための連続講座

こころの病を持つ方の家族に対して、精神保健に関する正しい知識の普及と精神障害のある方に対する理解を深めるために啓発活動の一環として連続講座を実施します。

※デイケアは令和4年度に事業終了しました。

③ 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

✦必要量の見込

単位：実施見込み箇所数(箇所/年)、実利用見込み者数(人/年)

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 実施見込み箇所数	4	3	3
(2) 実利用見込み者数	1, 8 0 0	1, 8 5 0	1, 9 0 0

✦区の方針

障害のある方等の福祉に関する各般の問題につき、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある方等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を障害者福祉課、新保健施設等複合施設、精神障害者地域生活支援センター友の家で行います。なお、区北部に地域活動支援センターがないことから、区北部への設置を検討します。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

✦実施の有無

単位：(有無/年)

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業実施	有	有	有

✦区の方針

相談支援事業が円滑に実施されるよう、専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

✦実施の有無

単位：(有無/年)

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

✦区の方針

住宅に困窮する障害者世帯に対し、保証機関を活用した家賃債務保証及び保証料の一部助成を行うことにより、居住の安定を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

✦必要量の見込

単位：(人/年)

項目	第 7 期		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用見込み者数	5	5	5

✦区の方考え方

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害及び精神障害等のある方に対し、成年後見制度における区長の審判請求を行う際に必要な申し立て経費のほか、成年後見人等への報酬費用を助成することにより、本制度の活用を促進します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

✦実施の有無

単位：(有無/年)

項目	第 7 期		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施の有無	有	有	有

✦区の方考え方

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害及び精神障害等のある方に対し、墨田区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になる、法人後見を実施します。

⑥ 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

✦必要量の見込

単位：実利用見込み件数(件/年)

項目	第 7 期		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者派遣事業	1, 8 0 0	1, 8 2 5	1, 8 5 0
要約筆記者派遣事業	1 3 0	1 4 0	1 5 0

✦区の方考え方

聴覚に障害があるため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方に対し、区が手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、当事者等が社会生活において必要なコミュニケーション手段を確保します。

なお、実施に当たっては、社会福祉法人等に委託します。

イ 手話通訳者設置事業

✦必要量の見込

単位：(人/日)

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実設置見込み者数	2	2	2

※区庁舎においては、タブレット端末を活用したテレビ電話による遠隔手話通訳サービスを実施し、各窓口で手話通訳を行います。

✦区の方考え方

聴覚や言語機能に障害のある方からの相談を受け、生活全般を支えるために、すみだ障害者就労支援総合センター内で実施している聴覚障害者生活支援事業において、墨田区登録手話通訳者を配置します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

✦必要量の見込

単位：給付等見込み件数(件/年)

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護訓練支援用具	1 1	1 1	1 1
(2) 自立生活支援用具	5 0	5 0	5 0
(3) 在宅療養等支援用具	3 5	3 5	3 5
(4) 情報・意思疎通支援用具	6 0	6 0	6 0
(5) 排泄管理支援用具	4 0 0	4 0 0	4 0 0
(6) 住宅改修費	8	8	8

✦区の方考え方

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与します。

本区では障害者総合支援法施行以前から日常生活用具給付事業を実施しており、これまでの実績の平均値や障害のある方の増加等を踏まえて、必要量を見込みます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

✦必要量の見込

単位：(人/年)

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実養成研修修了見込み者数 (登録見込み者数)	8 (4)	10 (5)	12 (6)

✦区の方考え方

聴覚障害のある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施します。

⑨ 移動支援事業

✦必要量の見込

単位：実利用見込み者数(人/月)、延べ利用見込み時間数(時間/月)

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 実利用見込み者数	403	418	435
(2) 延べ利用見込み時間数	5,613	5,694	5,776

✦区の方考え方

障害のある方の地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な方に、ホームヘルパー等による外出のための支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター

✦必要量の見込

単位：実施見込み箇所数(箇所/月)、実利用見込み者数(人/月)

項目	第 7 期		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
(3) 実施見込み箇所数	1	1	1
(4) 実利用見込み者数	1 2 0	1 3 0	1 4 0

✦区の方考え方

これまでの実績の平均値等を踏まえて、必要量を見込みます。

地域活動支援センターについては、Ⅰ型による機能強化事業として、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を社会福祉法人に委託して実施します。なお、区北部に地域活動支援センターがないことから、区北部への設置を検討します。

⑪ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）

✦必要量の見込

単位(回/年)

項目	第 7 期		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
開催見込み回数	5	5	5

✦区の方考え方

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域移行支援、地域定着支援及びアウトリーチを推進します。

協議の場において、地域の課題を共有化した上で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。

(2) 任意事業

障害者総合支援法では、各自治体が独自の判断により、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定めています。本区では、任意の地域生活支援事業を以下のとおり実施しています。

1	福祉ホームの運営補助事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	日中一時支援事業

資料編

(1) 墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱

昭和57年4月10日
57墨厚厚発第178号

(趣旨)

第1条 墨田区障害者行動計画の推進及び改定に当たり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区附属機関の設置に関する条例(平成25年墨田区条例第5号)により設置した墨田区障害者施策推進協議会(以下「推進協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 推進協議会は、委員22人以内をもって構成する。

2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験を有する者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

(会長等)

第3条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員のうちから区長が選任する。

3 会長は、会議を主宰し、総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、次の事項を協議する。

(1) 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。

(2) 墨田区障害者行動計画の策定に関すること。

(3) 墨田区障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更に関すること。

(4) その他区長が必要と認める事項

(招集)

第5条 推進協議会は、区長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

(2) 墨田区障害者施策推進協議会委員

(令和5年6月1日現在)

NO	区分	所属等	氏 名
1	障害者団体等の 代表者	墨田区障害者団体連合会	庄司 道子
2		〃	三宅 裕
3		〃	浅岡ミサ子
4		〃	荘司 康男
5		〃	菊池 昌子
6		〃	三浦八重子
7		墨田区知的障害者相談員	八代 淳子
8		墨田区身体障害者相談員	小久保 明
9	学識経験者	墨田区社会福祉協議会	鎌形由美子
10		墨田区民生委員・児童委員協議会	伊藤 正廣
11		障害福祉サービス事業者	塩塚 靖基
12	区議会議員	墨田区議会議員	加藤ひろき
13		〃	小林しょう
14		〃	加納 進
15		〃	遠藤 ミホ
16		〃	井上ノエミ
17		〃	甲斐まりこ
18	関係行政機関等	東京都立墨田特別支援学校長	朝日 滋也
19		特別支援学級設置中学校代表 (本所中学校長)	松井 隆
20		墨田公共職業安定所 職業相談部長	小野寺信明
21		墨田区保健所長	杉下 由行

(敬称略)

(3) 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日

(設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、副区長とする。

4 本部員は、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会

企画経営室	行政経営担当課長
総務部	総務課長、人権同和・男女共同参画課長
区民部	窓口課長
地域力支援部	地域活動推進課長
産業観光部	産業振興課長
福祉保健部	厚生課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、介護保険課長、高齢者福祉課長、地域包括ケア推進担当副参事、相談支援担当副参事
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
子ども・子育て支援部	子育て支援課長、子育て政策課長、子ども施設課長、子育て支援総合センター館長
都市計画部	都市計画課長
都市計画部危機管理担当	防災課長、安全支援課長
都市整備部	都市整備課長
都市整備部環境担当	環境保全課長
教育委員会事務局	庶務課長、指導室長

(4) 墨田区障害者行動計画検討経過

墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第1回	令和5年8月31日(木)	・「第5期墨田区障害者行動計画」の進捗状況について ・「第6期墨田区障害者行動計画」の策定について
第2回	令和5年11月15日(水)	「墨田区障害福祉総合計画（第6期墨田区障害者行動計画）」の中間まとめについて
第3回	令和6年1月下旬予定	「墨田区障害福祉総合計画（第6期墨田区障害者行動計画）」（案）の最終報告について

墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第1回	令和5年7月11日(火)	・「第5期墨田区障害者行動計画」の進捗状況について ・「第6期墨田区障害者行動計画」の策定について
第2回	令和5年10月10日(火)	「墨田区障害福祉総合計画（第6期墨田区障害者行動計画）」の中間まとめについて
第3回	令和6年1月18日(木)	「墨田区障害福祉総合計画（第6期墨田区障害者行動計画）」（案）の最終報告について

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第1回	令和5年7月3日(月)	・「第5期墨田区障害者行動計画」の進捗状況について ・「第6期墨田区障害者行動計画」の策定について
第2回	令和5年10月4日(水)	「墨田区障害福祉総合計画（第6期墨田区障害者行動計画）」の中間まとめについて
第3回	令和6年1月中旬予定	「墨田区障害福祉総合計画（第6期墨田区障害者行動計画）」（案）の最終報告について

(5) 墨田区地域自立支援協議会に関する要綱

平成19年9月25日

19墨福障第764号

(目的)

第1条 墨田区における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の供給体制の整備並びに円滑な実施を確保し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、墨田区附属機関の設置に関する条例(平成25年墨田区条例第5号)により設置した墨田区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(協議会の組織)

第2条 協議会に、協議会全体会(以下「全体会」という。)を設置する。

2 協議会に、必要に応じて協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置することができる。

(全体会の構成)

第3条 全体会は、会長、副会長及び全体会委員25人以内をもって構成する。

2 全体会の委員は、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者、障害者団体等の代表者、その関係者、区職員その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会の会長等)

第4条 全体会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、全体会を統括する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(全体会の協議事項等)

第5条 全体会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 墨田区における障害福祉サービス体制に関すること。

(2) 墨田区における相談支援事業に関すること。

(3) 墨田区障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更並びに推進に関すること。

(4) 障害者及びその家族、障害福祉関係等機関並びに団体との連携に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めること。

2 会長は、前項の規定による協議の結果について、関係機関に報告するものとする。

(専門部会の構成)

第6条 専門部会は、座長及び専門部会委員で構成する。

2 専門部会委員は、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者、障害者団体等の代表者、その関係者、区職員等及びその他区長が必要と認める者のうちから、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長が選任し、福祉保健部保健衛生担当保健予防課が関わる事項の専門

部会は保健予防課長が選任する。両課に関わる事項の専門部会は、障害者福祉課長が保健予防課長と協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、専門部会の開催ごとに行う。

(専門部会の座長等)

第7条 専門部会には座長を置く。

2 座長は、福祉保健部障害者福祉課に関わる事項の専門部会については障害者福祉課長とし、福祉保健部保健衛生担当保健予防課に関わる事項の専門部会については保健予防課長とする。ただし、両課に関わる事項の専門部会の座長は、障害者福祉課長とする。

3 座長は、専門部会を統括する。

(専門部会の協議事項等)

第8条 専門部会は、会長から付託された事項を協議する。

2 座長は、前項の協議結果について、会長に報告するとともに、必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(招集)

第9条 全体会は会長が招集し、専門部会は各座長が招集する。

(守秘義務)

第10条 全体会及び専門部会に参加した者は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 全体会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理をする。

2 専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課に関わる事項の専門部会については福祉保健部障害者福祉課において処理し、福祉保健部保健衛生担当保健予防課に関わる事項の専門部会については福祉保健部保健衛生担当保健予防課が処理をする。ただし両課に関わる事項の専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が処理をする。

(報酬等)

第12条 全体会の委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、区の職員及び専門部会の委員に対しては、報酬及び謝礼を支給しない。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(6) 墨田区地域自立支援協議会委員

NO	区分	所属等	役職	氏名
1	学識 経験者	墨田区障害者審査会委員	山梨県立大学 人間福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授	柳田 正明
2	障害福祉 サービス 等事業者	特定非営利活動法人のぞみ	肢体不自由児者通所訓練所長	清水 裕三
3		社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	障害者支援部長	遠藤 稔
4		社会福祉法人 墨田さんさん会	ワクワク工房デイサービス 管理者	高塚 裕子
5		特定非営利活動法人 とらいあんぐる	事務局長	河野 元毅
6		墨田区	すみだ障害者就労支援 総合センター 所長	秋元しのぶ
7		社会福祉法人 おいてけ堀協会	事務局長 精神保健福祉士	柳 牧子
8		株式会社 ラックコーポレーション	ヘルスケア事業部兼看護事業 部兼新規事業部 部長	前田 輝和
9		東京都立墨東病院	課長代理 ソーシャルワーカー	菊池由生子
10		特定非営利活動法人 SJ	理事長	宮尾 正基
11	障害当事 者団体	墨田区障害者団体連合会	会長	庄司 道子
12		墨田区手をつなぐ親の会	副会長	折笠 春江
13		肢体不自由児者父母の会	会長	菊池 昌子
14		墨田区精神障害者家族会	会長	三浦八重子
15	行政関係 機関等	東京都立墨東特別支援学校	校長	田村康二郎
16		東京都立墨田特別支援学校	副校長	小山 寿子
17		墨田区民生委員・ 児童委員協議会	第二地区会長	齋藤 正樹
18		墨田公共職業安定所 (ハローワーク)	統括職業指導官	加藤 裕康
19		墨田区社会福祉協議会	事務局長	前田 恵子
20		墨田区	保健予防課長	杉山美奈子
21		墨田区	障害者福祉課長	瀧澤 俊享

(敬称略)

(7) 墨田区障害福祉計画・墨田区障害児福祉計画検討経過

墨田区地域自立支援協議会（全体会）検討経過

第1回	令和5年8月31日(木)	・「墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】」の進捗状況について ・「墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】」の策定について
第2回	令和5年11月16日(木)	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）」の中間まとめについて
第3回	令和6年1月下旬予定	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）」（案）の最終報告について

墨田区地域自立支援協議会（計画検討部会）検討経過

第1回	令和5年9月27日(水)	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）」の策定検討
-----	--------------	--

墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第1回	令和5年7月11日(火)	・「墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】」の進捗状況について ・「墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】」の策定について
第2回	令和5年10月10日(火)	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）」の中間まとめについて
第3回	令和6年1月18日(木)	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）」（案）の最終報告について

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第1回	令和5年7月3日(月)	「墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】」の進捗状況について ・「墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】」の策定について
第2回	令和5年10月4日(水)	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）」の中間まとめについて
第3回	令和6年1月中旬予定	「墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）」（案）の最終報告について

(8) 計画策定アンケート調査結果（概要）

実施期間：令和5年2月28日～3月24日

配布対象：日中活動系サービス利用者（身体障害、知的障害、精神障害）、身体障害者手帳及び愛の手帳保持者から無作為抽出

対象人数：1,061人

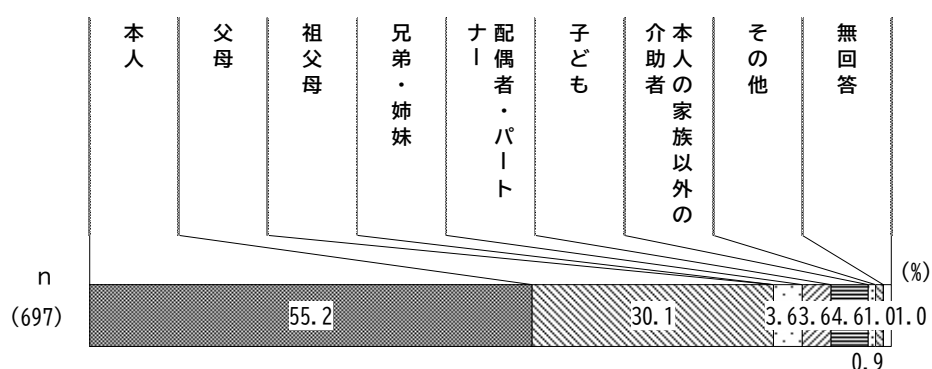
回答数：697

回収率：65.7%

設問数：74問

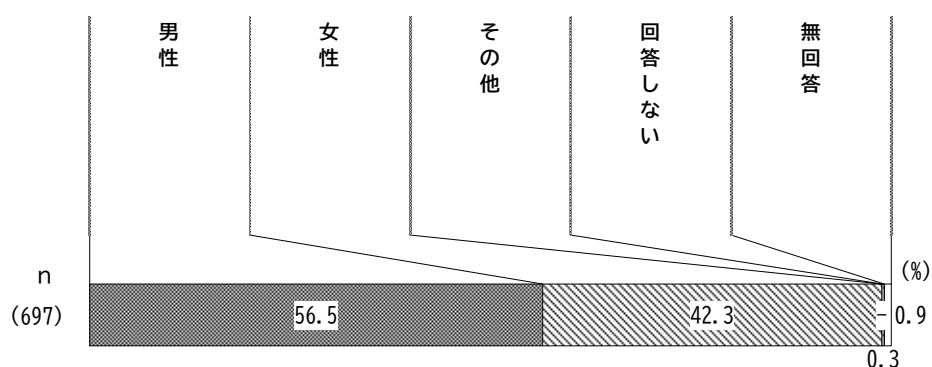
調査回答者

問1 回答者について

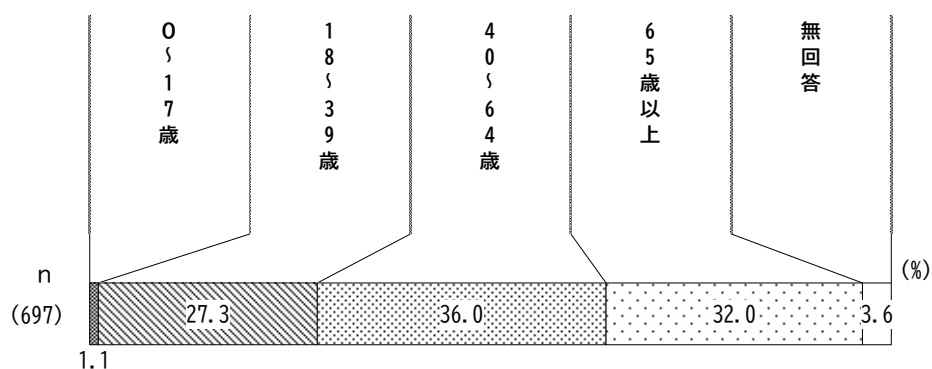


1. あなた（宛名の方）の性別・年齢について

問2 性別について

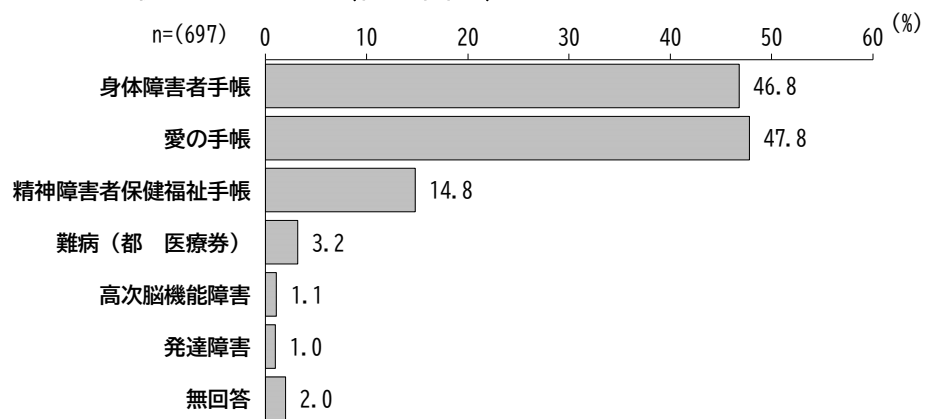


問2 年齢について

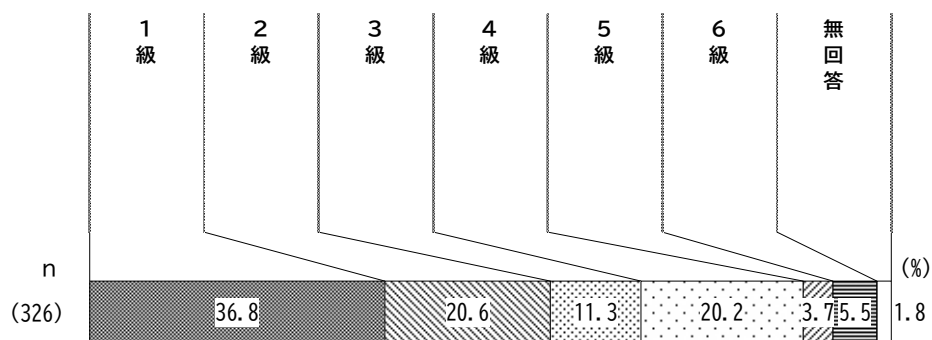


2. 障害や疾病の状況について

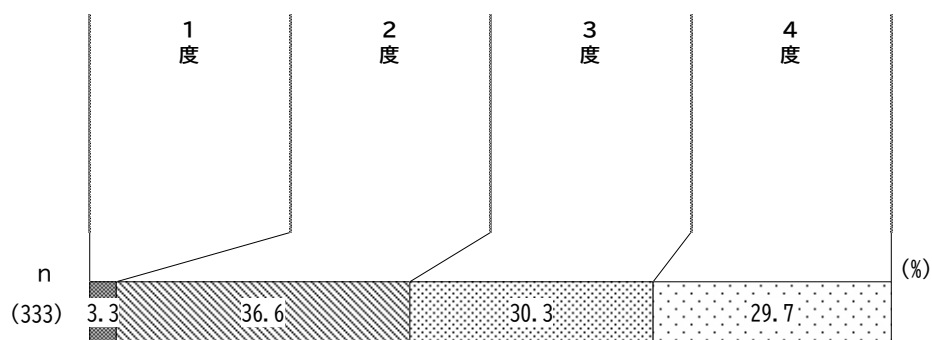
問3 (1) 障害や疾病の状況について（複数回答）



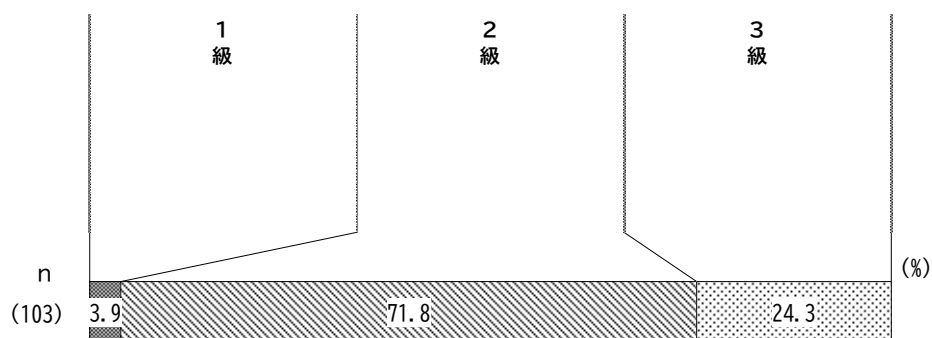
問3 (1) 「身体障害者手帳」と回答した方の等級



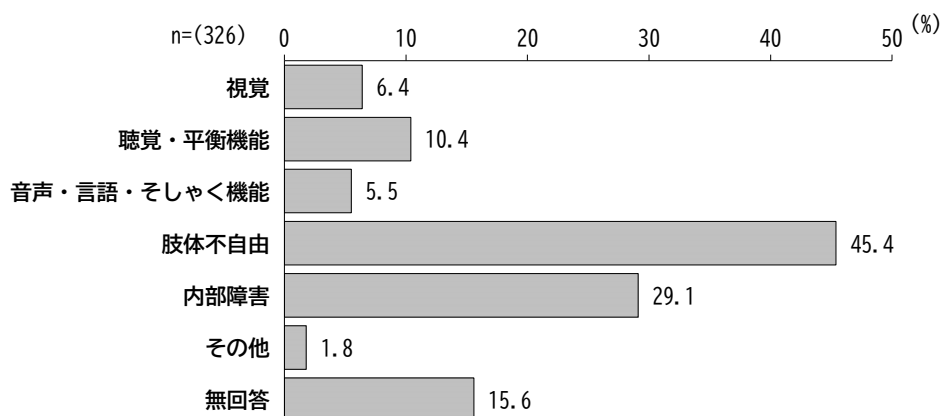
問3 (1) 「愛の手帳」と回答した方の程度



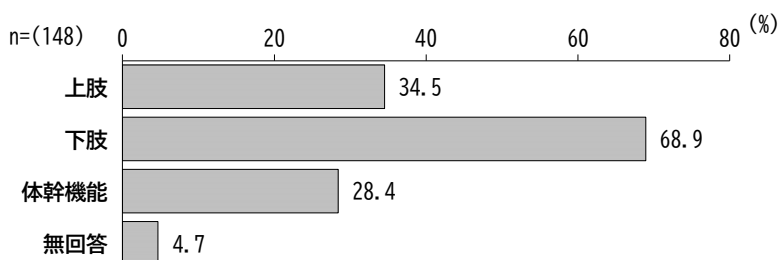
問3 (1) 「精神障害者保健福祉手帳」と回答した方の等級



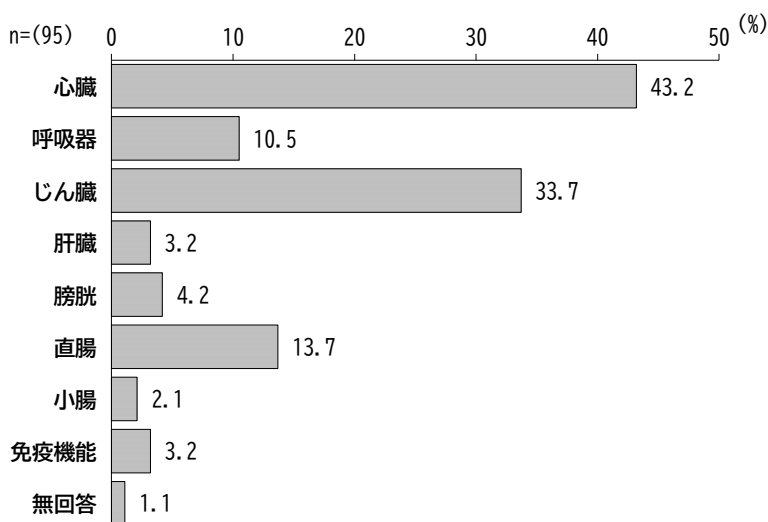
問 3 (2) 身体障害者手帳を持っている方の主な障害の部位 (複数回答)



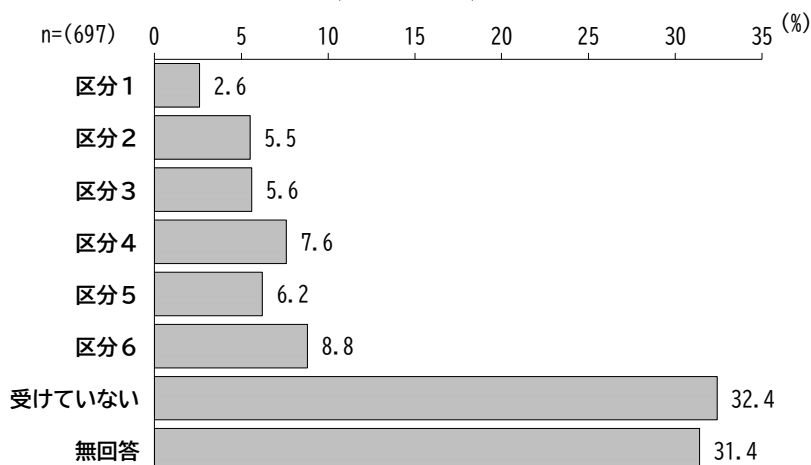
問 3 (2) 「肢体不自由」と回答した方の障害部位 (複数回答)



問 3 (2) 「内部障害」と回答した方の障害部位 (複数回答)

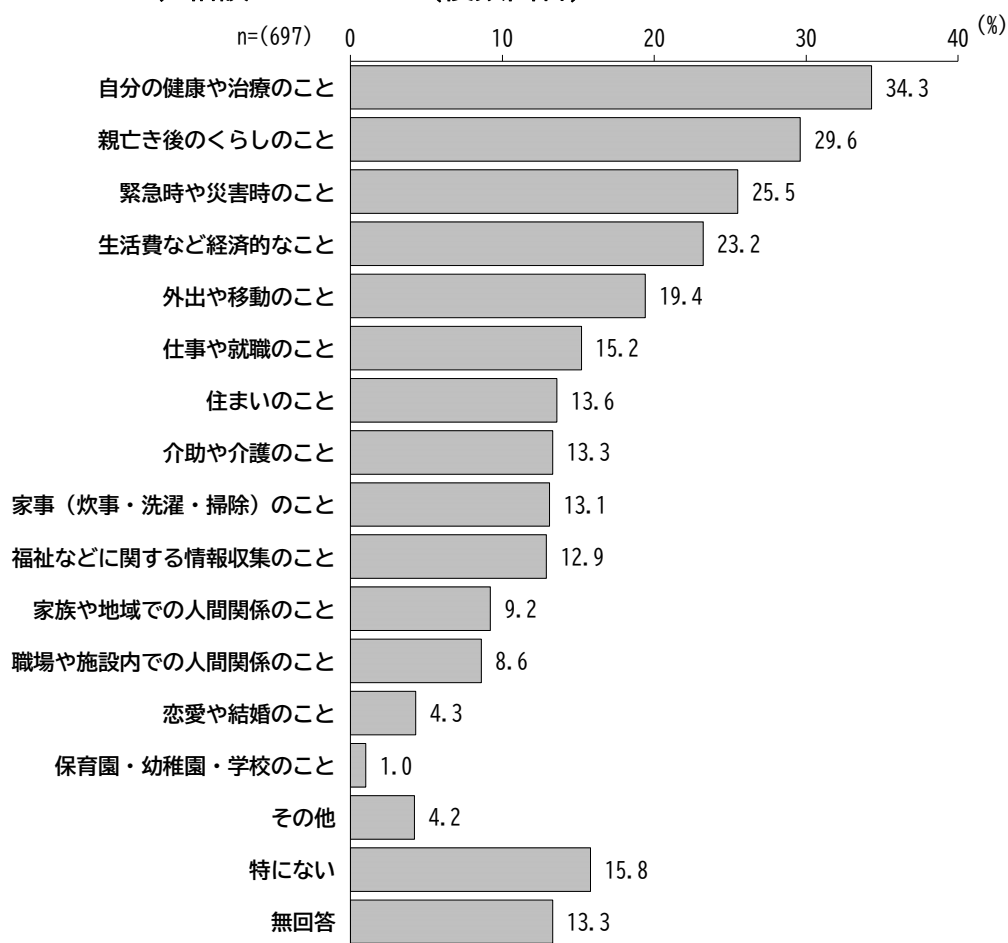


問 4 障害福祉サービスの障害支援区分の認定 (複数回答)

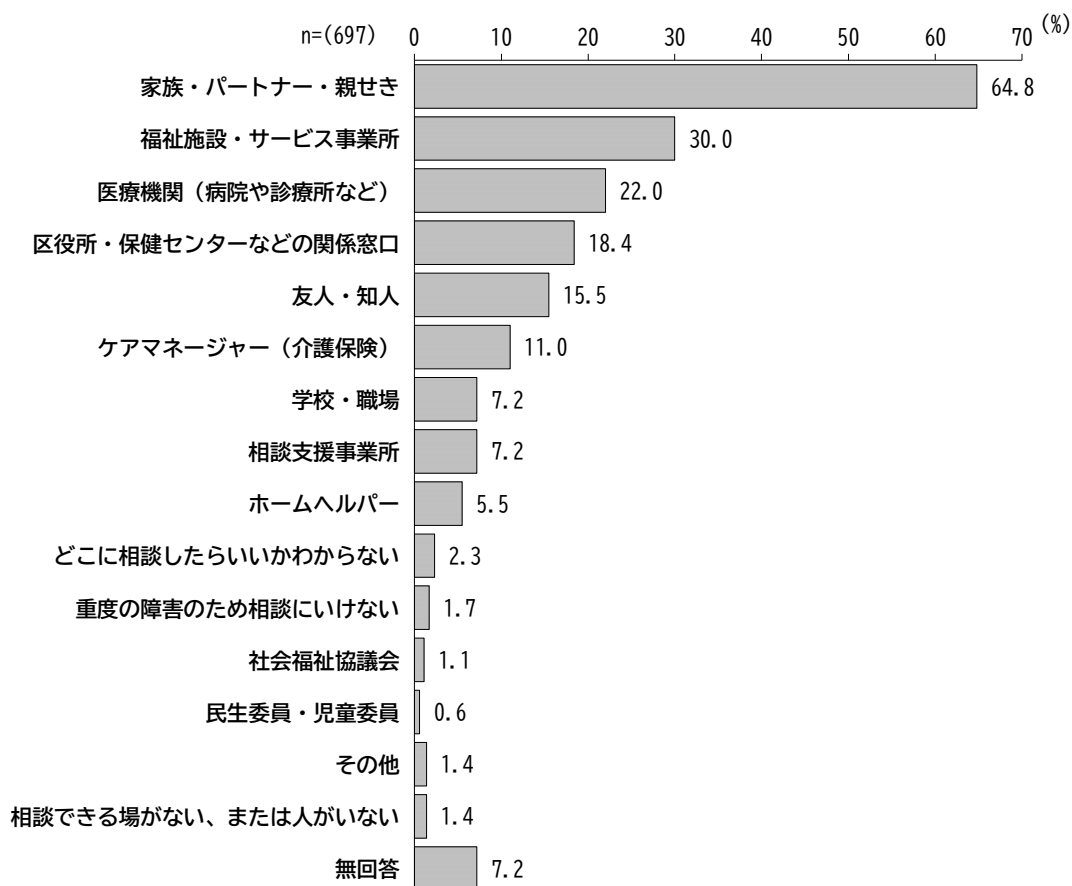


3. 相談について

問5 悩んでいること、相談したいこと（複数回答）

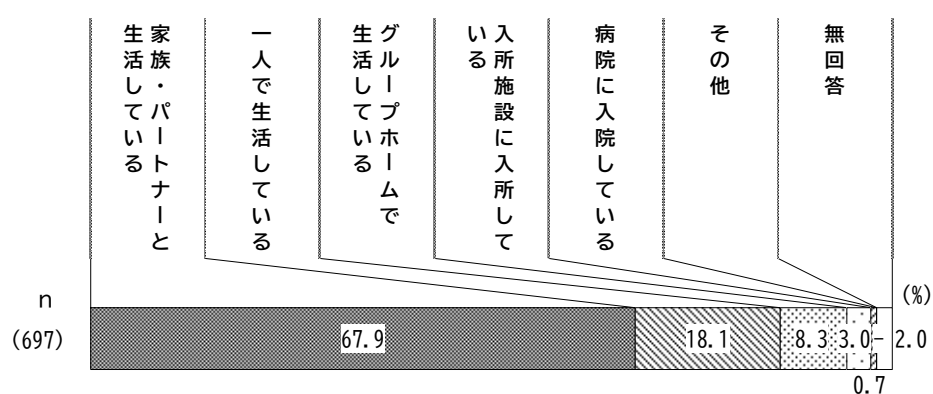


問6 悩み困りごとの相談先（複数回答）

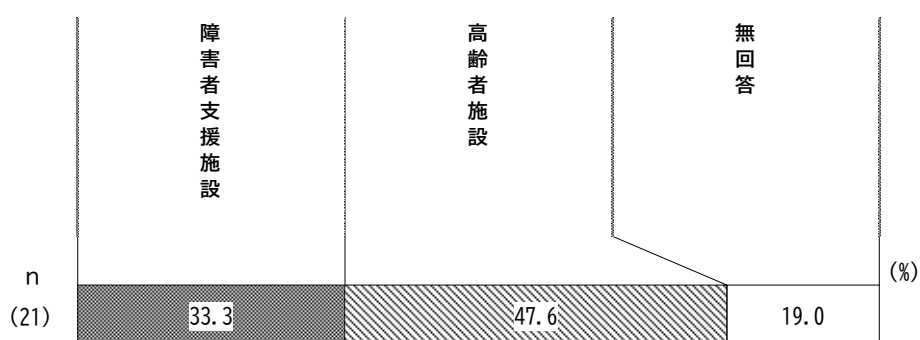


4. 住まいや暮らしについて

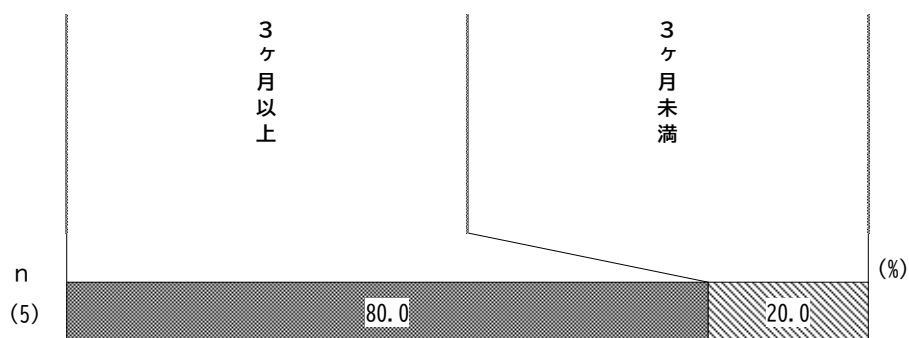
問7(1) 生活形態



問7(1) 「入所施設に入所している」と回答した方の施設

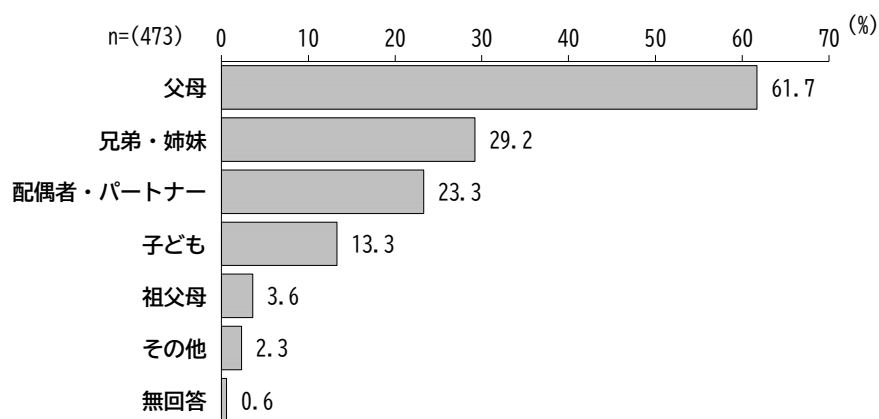


問7(1) 「病院に入院している」と回答した方の入院期間



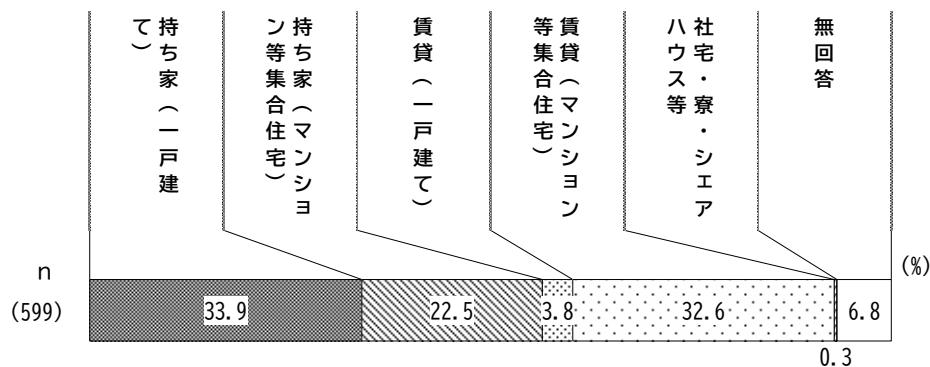
問 7 (1) で「家族・パートナーと生活している」と答えた方

問 7 (2) 現在、一緒に暮らしている人 (複数回答)

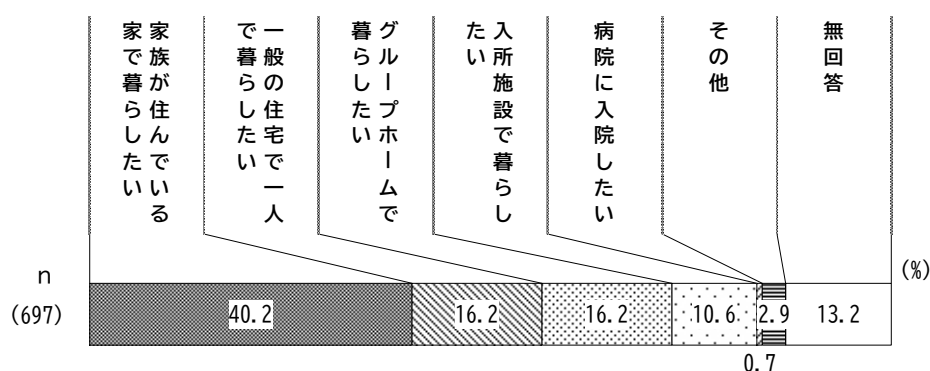


問 7 (1) で「家族・パートナーと生活している」「一人で生活している」「その他」と答えた方

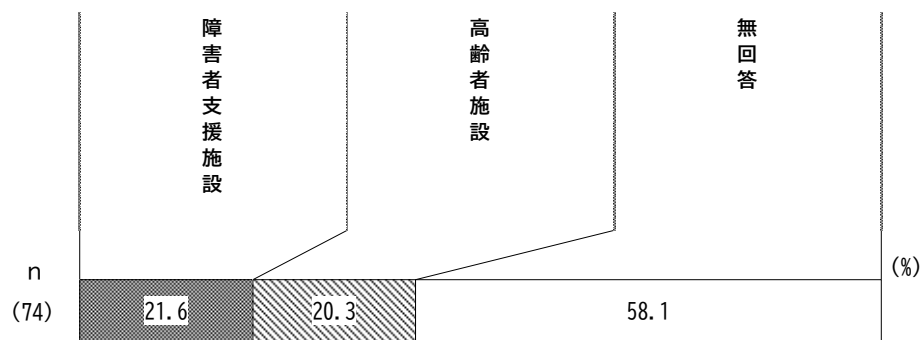
問 7 (3) 住居の種類



問 8 (1) 将来、どのような生活を望んでいるか

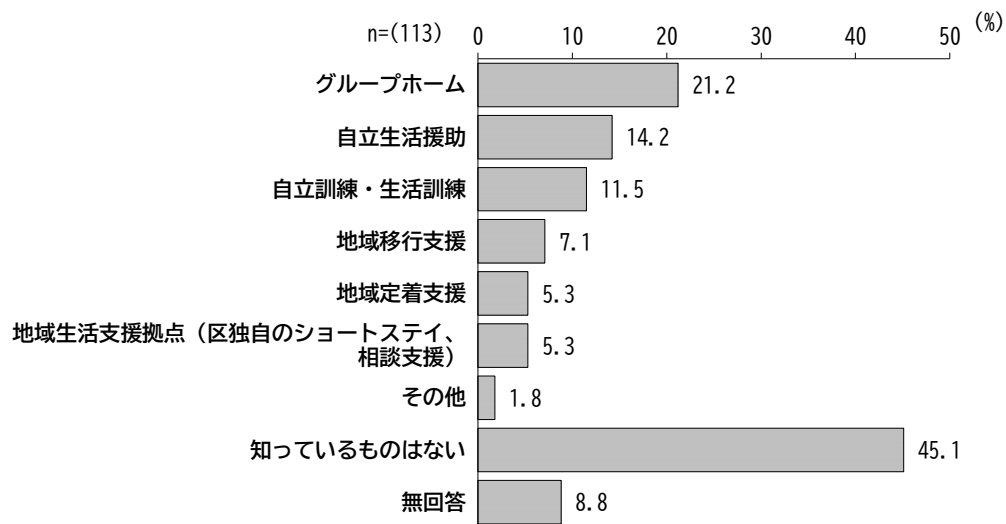


問 8 (1) 「入所施設で暮らしたい」と回答した方の施設



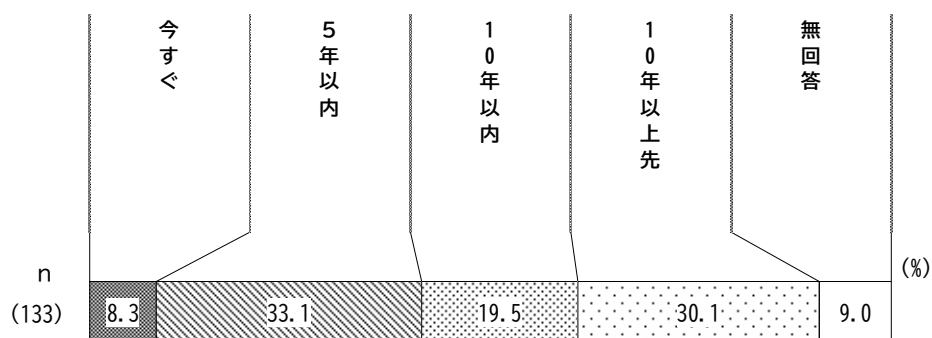
問 8 (1) で「一般の住宅で一人で暮らしたい」と答えた方

問 8 (2) 一人での生活を始める、続けるための支援について知っているもの（複数回答）



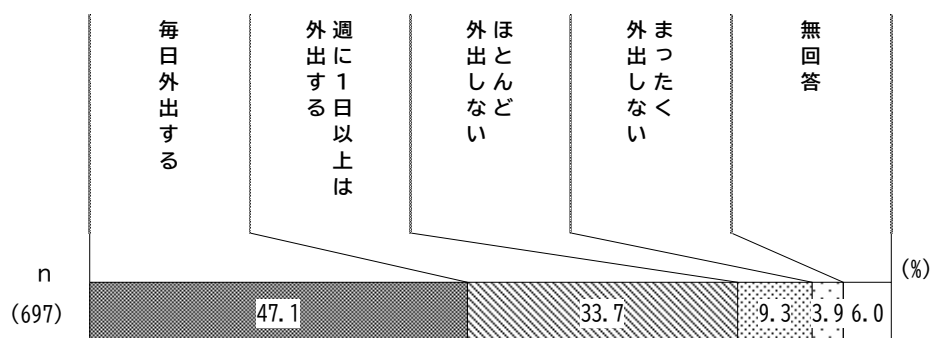
問 8 (1) で「グループホームで暮らしたい」「入所施設で暮らしたい」と答えた方のうち、現在入所していない方

問 8 (3) いつ頃から、グループホームや入所施設で暮らしたいか

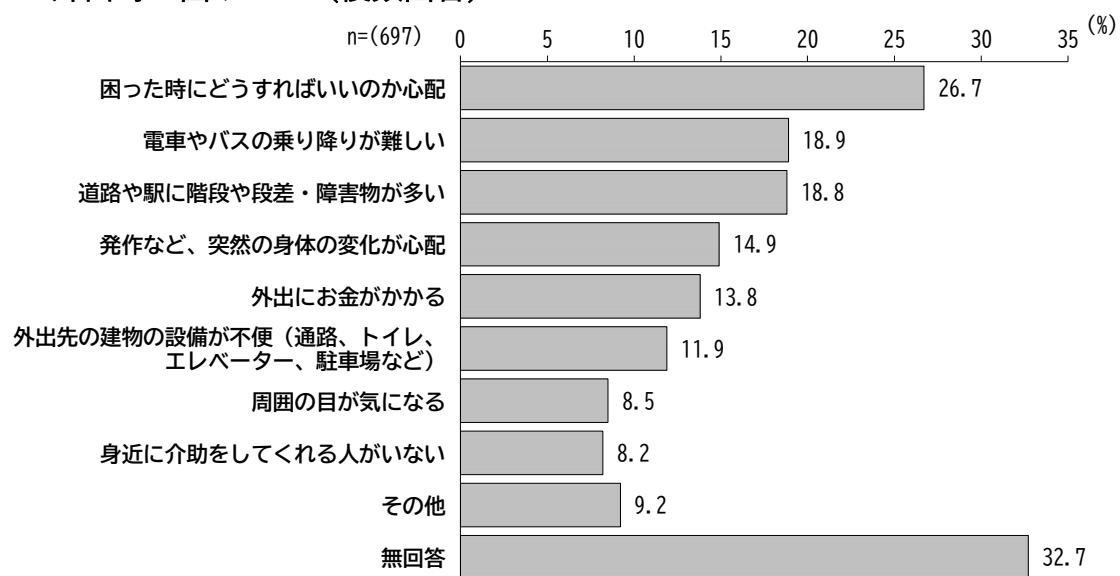


5. 外出について

問 9 1 週間に外出する頻度

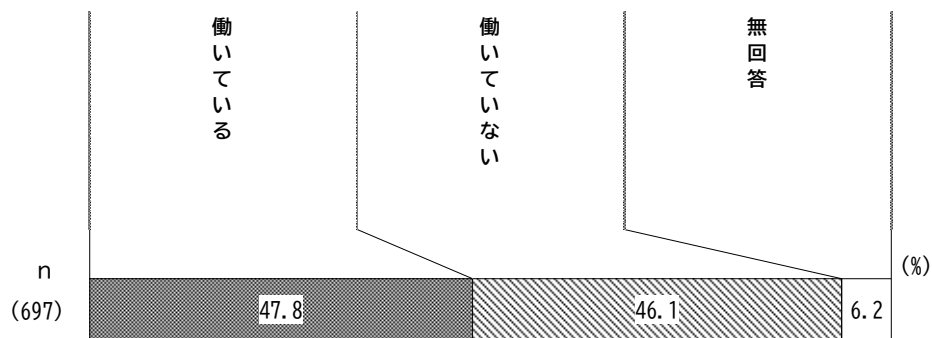


問 10 外出時の困りごと（複数回答）



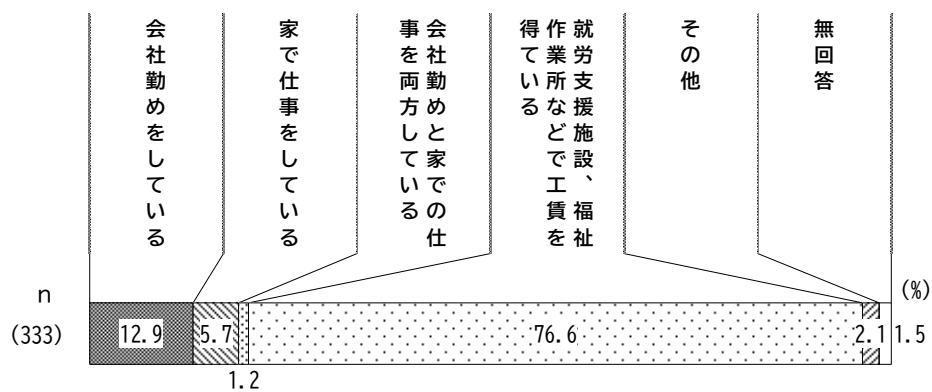
6. 働くことについて

問 11 (1) 仕事をしているか

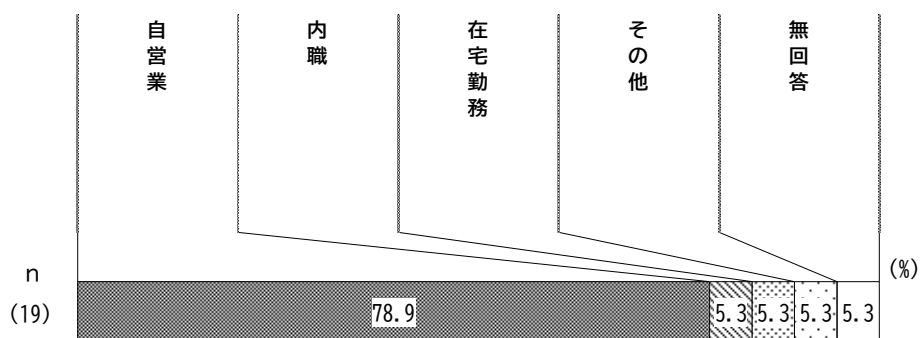


問 11 (1) で「働いている」と答えた方

問 11 (2) 働き方について

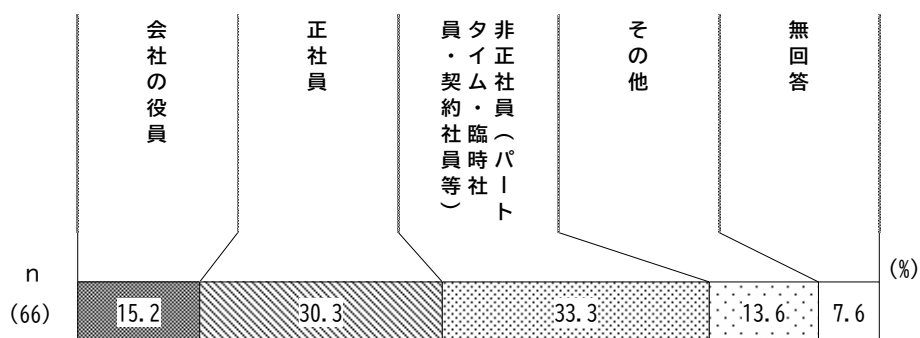


問 11 (2) 「家で仕事をしている」と回答した方の働き方



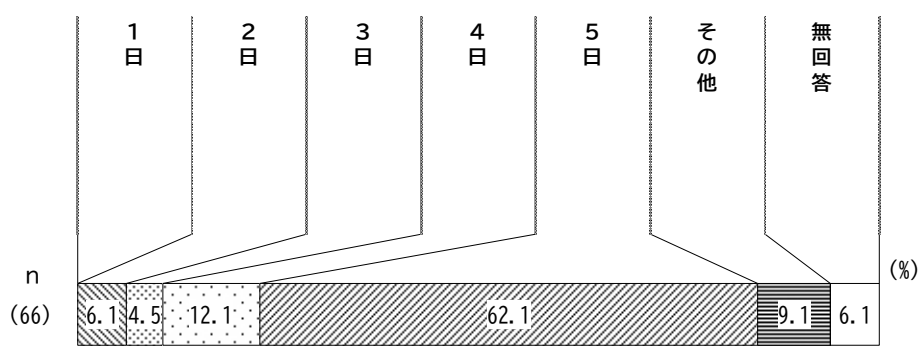
問 11（2）で「会社勤めをしている」「家で仕事をしている」「会社勤めと家での仕事を両方している」と答えた方

問 11（3） 雇用形態



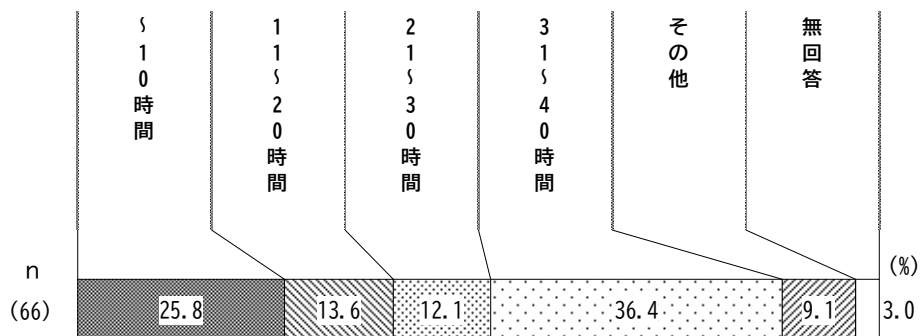
問 11（2）で「会社勤めをしている」「家で仕事をしている」「会社勤めと家での仕事を両方している」と答えた方

問 11（4） 平均的な一週間の就労日数



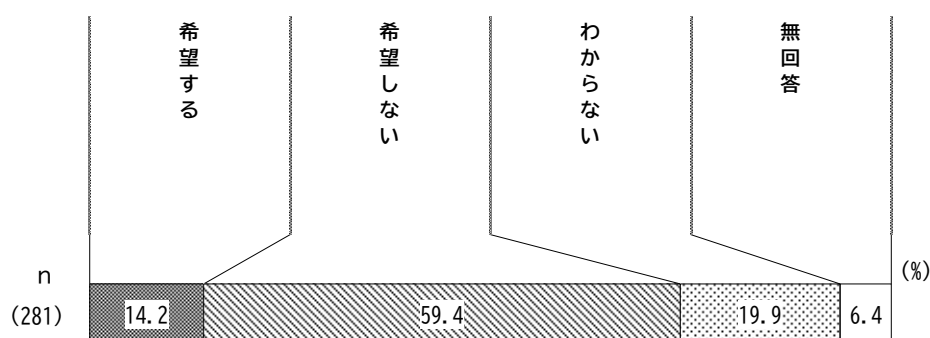
問 11（2）で「会社勤めをしている」「家で仕事をしている」「会社勤めと家での仕事を両方している」と答えた方

問 11（5） 平均的な一週間の労働時間



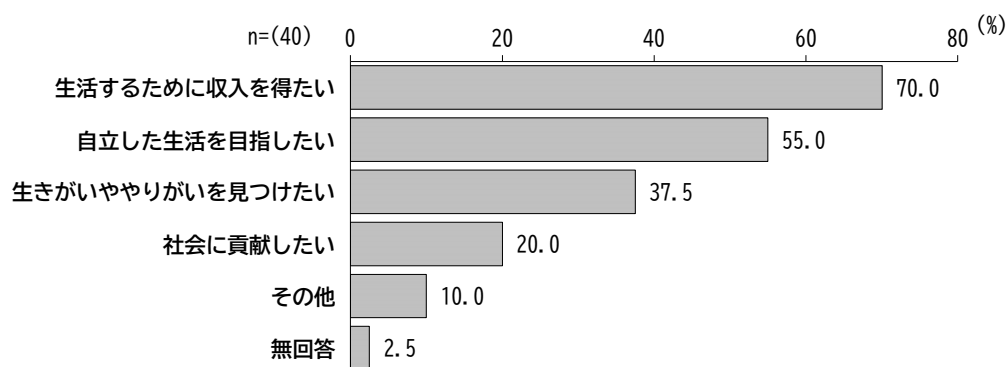
問 11（2）で「家で仕事をしている」「就労支援施設、福祉作業所等で工賃を得ている」「その他」と答えた方

問 11（6） 将来、一般就労（企業や官公庁で働くこと）を希望するか



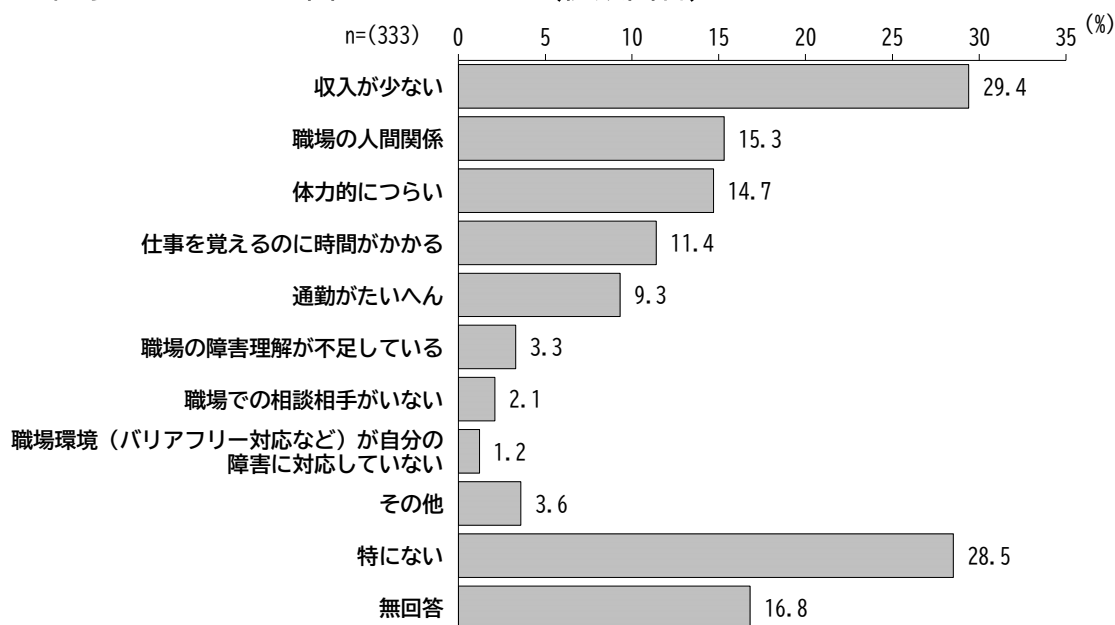
問 11（6）で「希望する」と答えた方

問 11（7） 一般就労したい理由（複数回答）



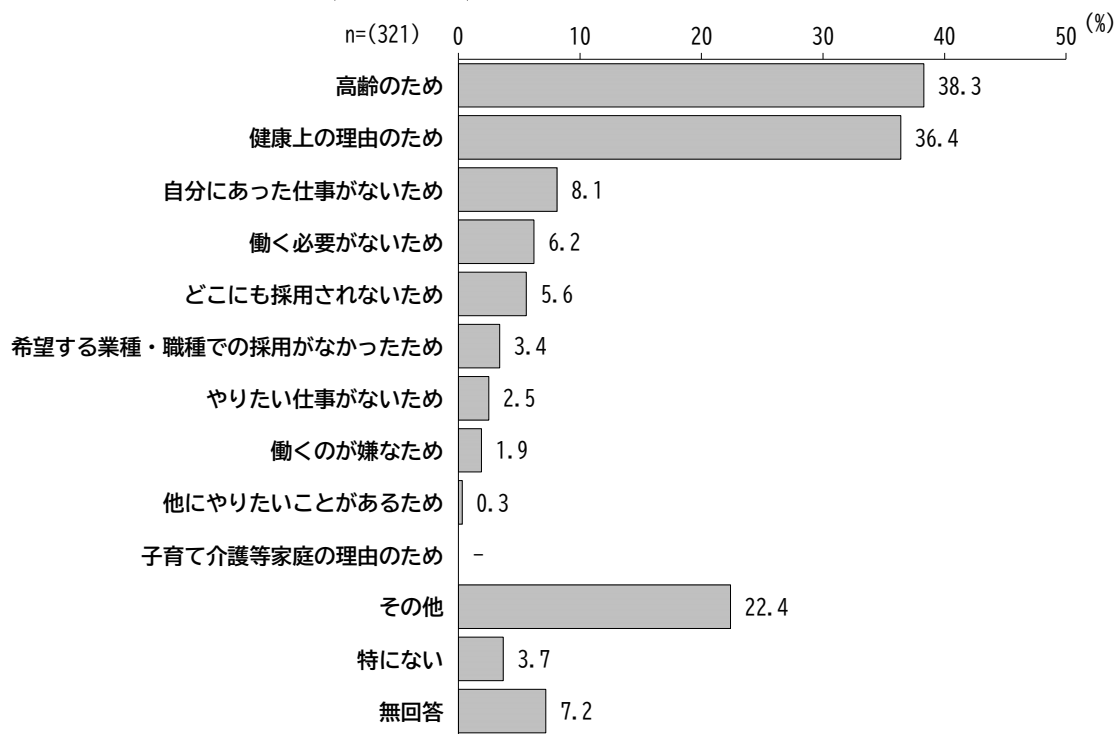
問 11（1）で「働いている」と答えた方

問 12 仕事をするうえで困っていること（複数回答）



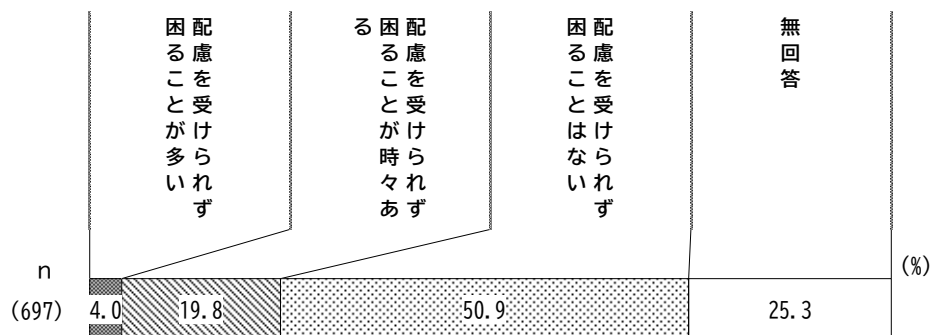
問 11 (1) で「働いていない」と答えた方

問 13 働いていない理由 (複数回答)



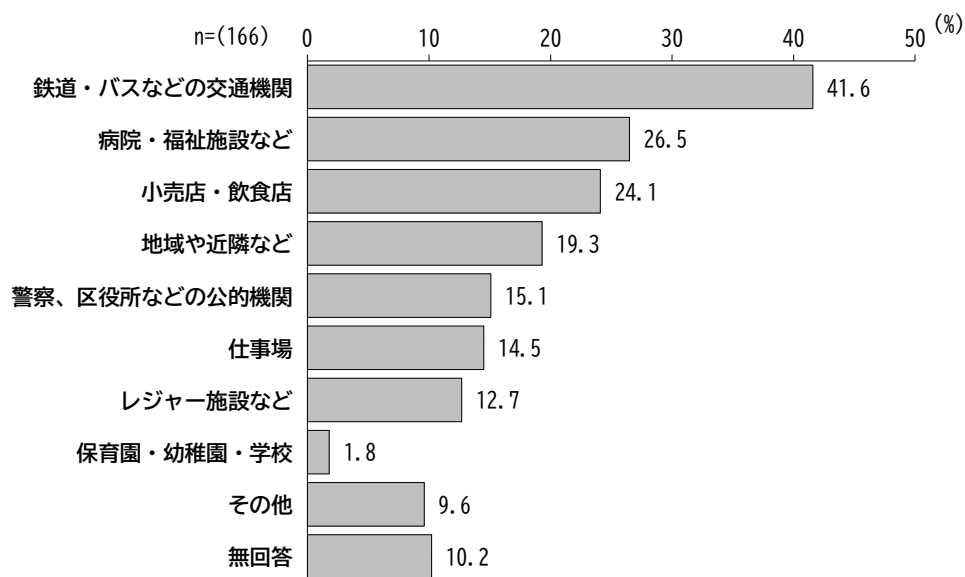
7. 日常生活での合理的配慮について

問 14 (1) 日常生活を送るうえで障害の状況にあう配慮を受けられずに困ること



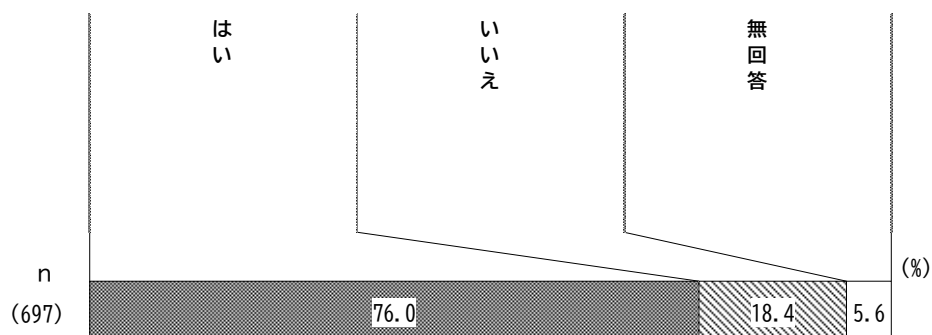
問 14（１）で「配慮を受けられず困ることが多い」「配慮を受けられず困ることが時々ある」と答えた方

問 14（２） 配慮を受けられず困る場所（複数回答）



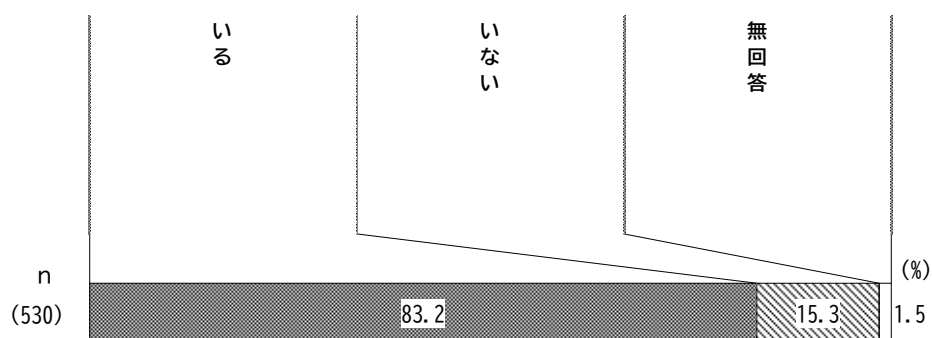
8. 災害時の避難などについて

問 15（１） いざいとうときに、誰かの助けが必要か



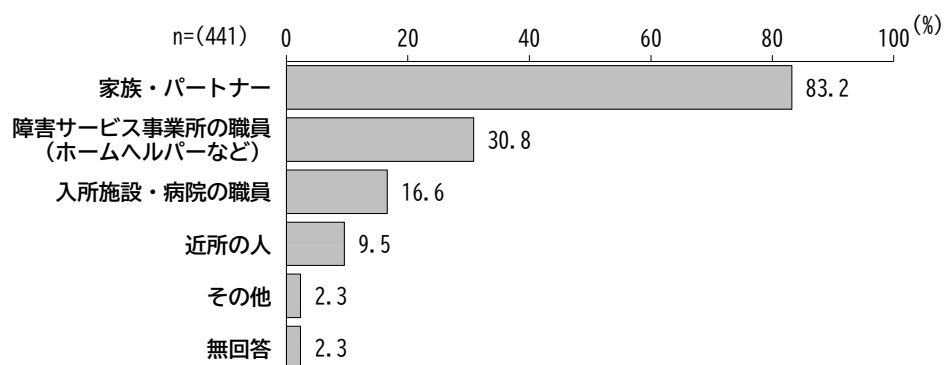
問 15（１）で「はい」と答えた方

問 15（２） いざいとうときに、助けてくれる人の有無



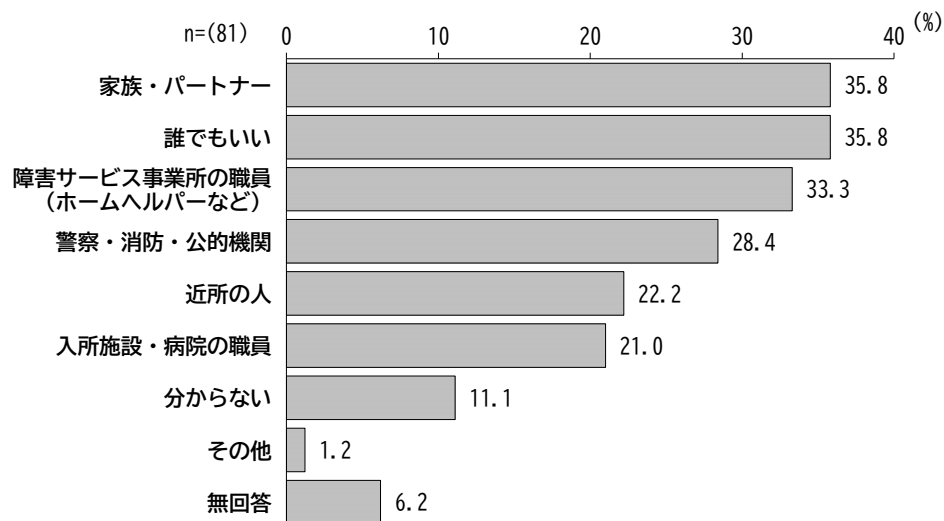
問 15 (2) で「いる」と答えた方

問 15 (3) いざいとうときに、助けてくれる人 (複数回答)

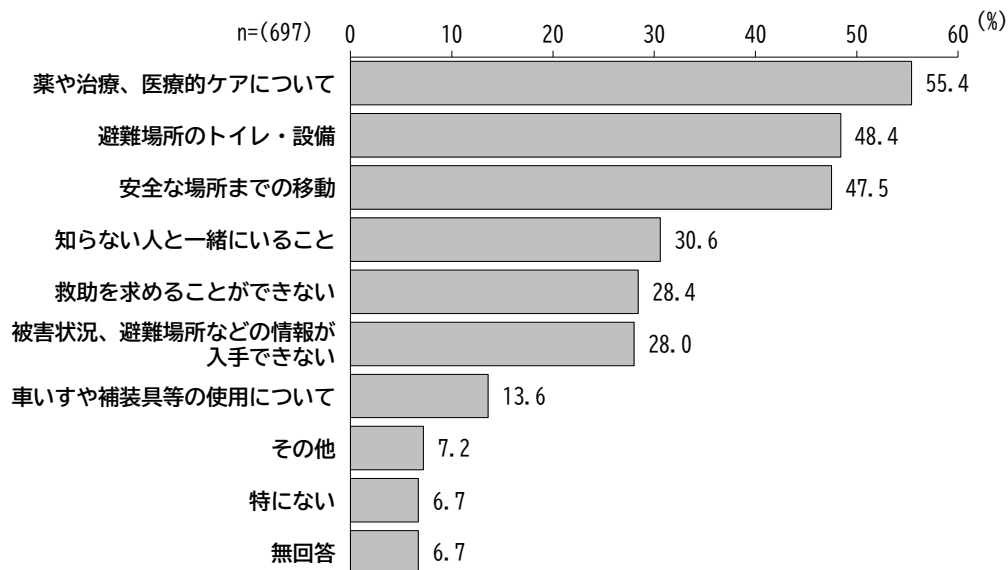


問 15 (2) で「いない」と答えた方

問 15 (4) いざというときに、助けを借りたい人 (複数回答)

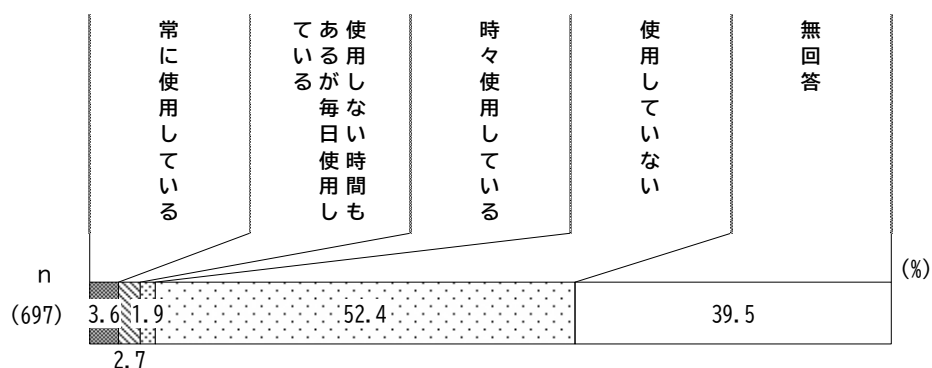


問 16 災害時に困ることや不安に思うこと (複数回答)



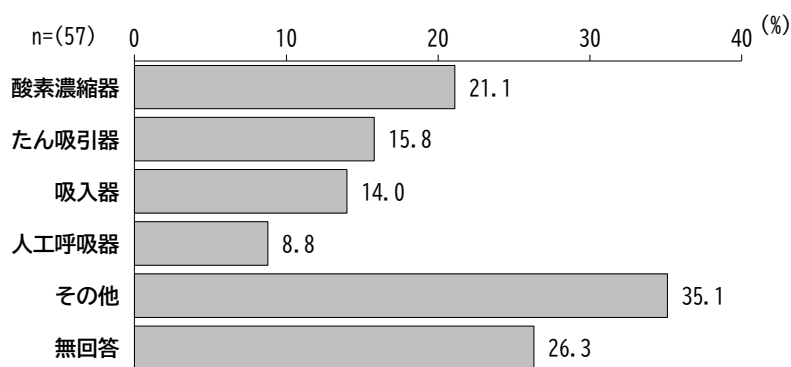
9. 医療的ケアについて

問 17（１） 医療的ケアに電源を必要とする機器の使用状況



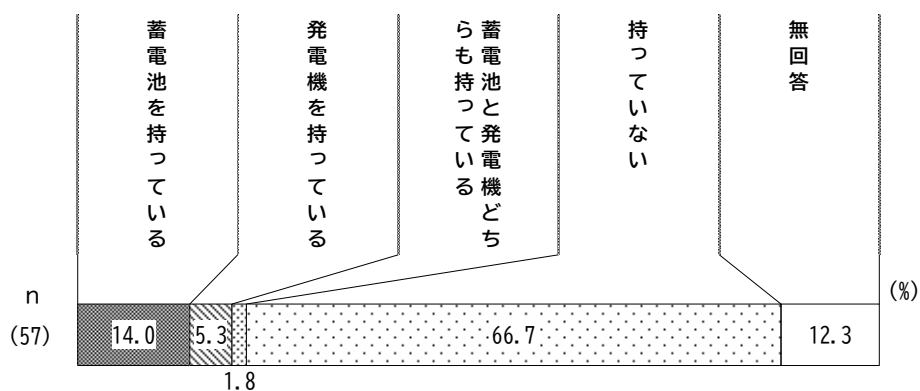
問 17（１）で「常に使用している」「使用していない時間もあるが毎日使用している」「時々使用している」と答えた方

問 17（２） 医療的ケアに必要な電源を必要とする機器（複数回答）



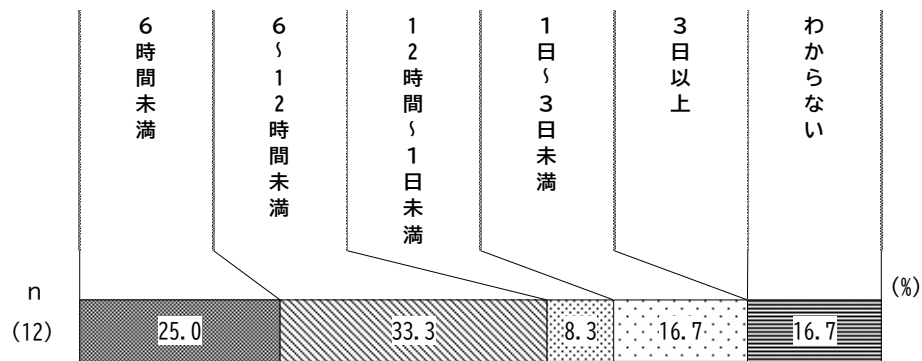
問 17（１）で「常に使用している」「使用していない時間もあるが毎日使用している」「時々使用している」と答えた方

問 17（３） 停電に備えた蓄電池や発電機の所有状況



問 17（3）で「蓄電池を持っている」「発電機を持っている」「蓄電池と発電機どちらも持っている」と答えた方

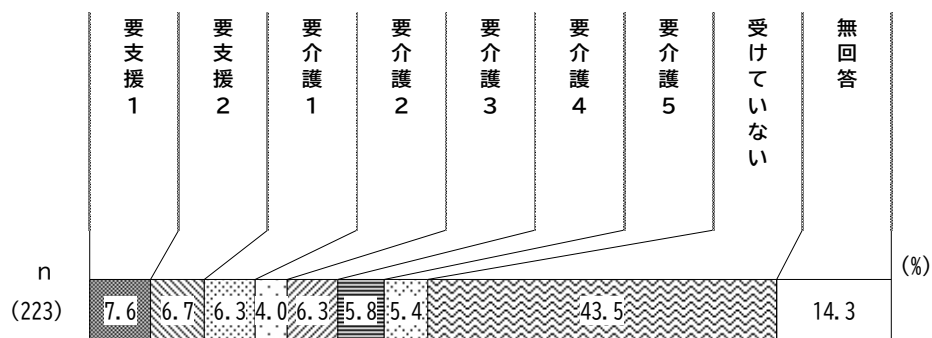
問 17（4） 蓄電池や発電機を使用した時、電源を必要とする機器の使用可能時間



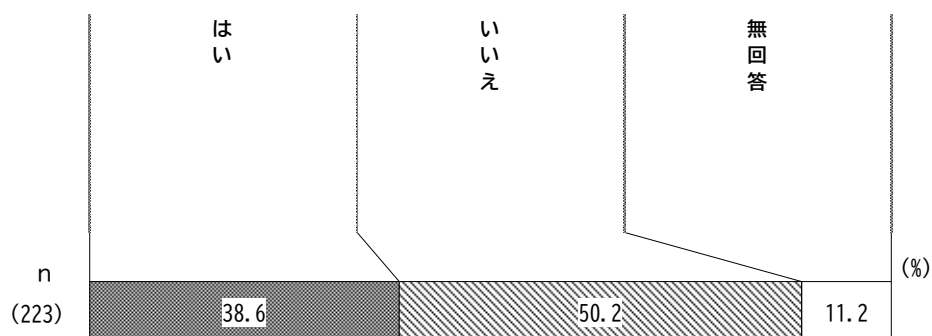
令和5年1月1日時点で65歳以上の方

10. 要介護認定や介護保険によるサービスについて

問 18（1） あなたの要支援・要介護度

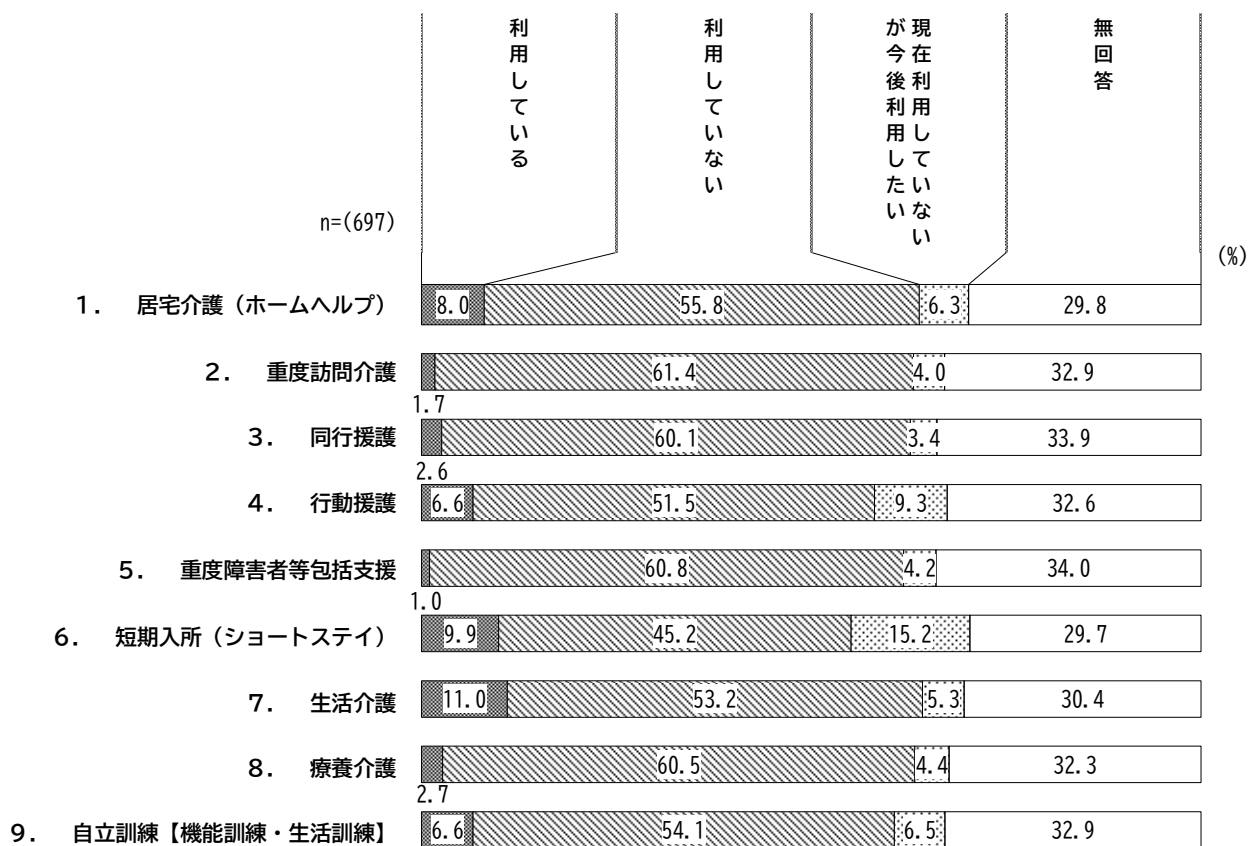


問 18（2） 介護保険によるサービスを利用しているか

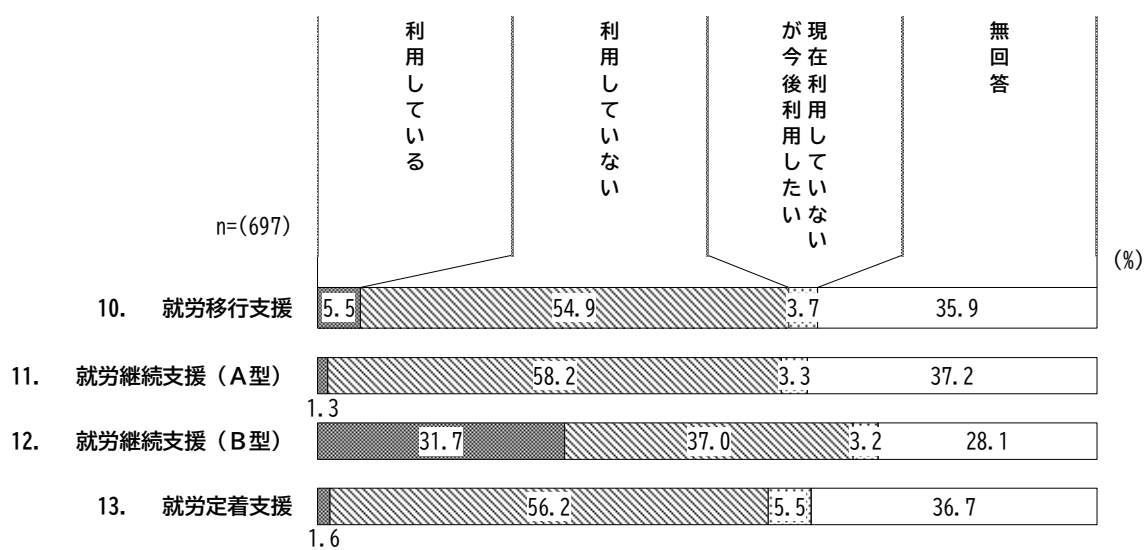


11. 障害福祉サービスの利用について

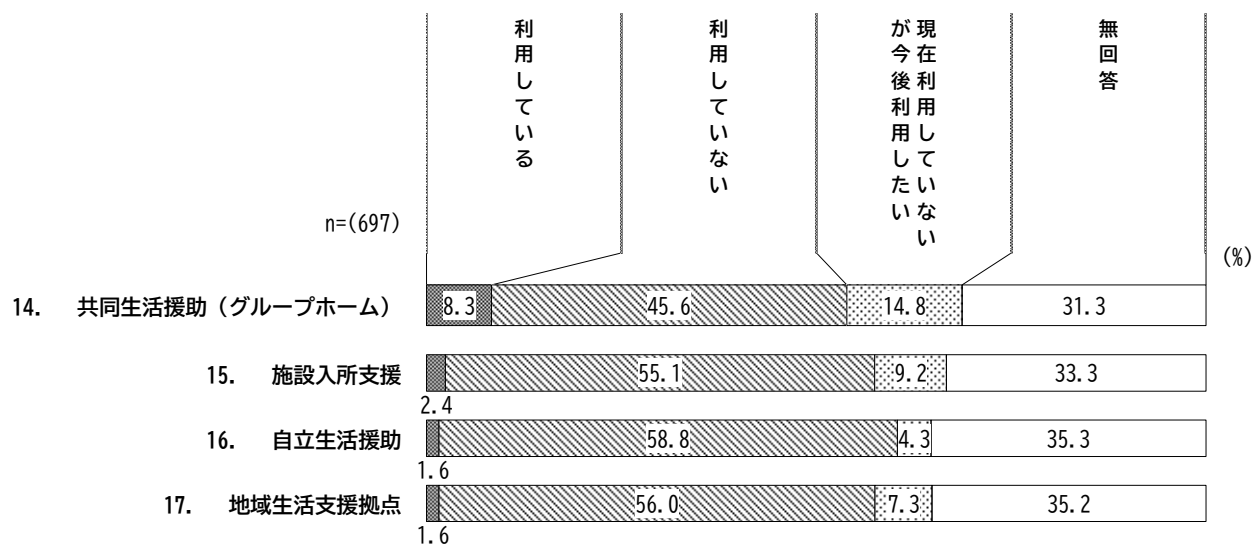
問 19 サービスの利用状況 日常生活について



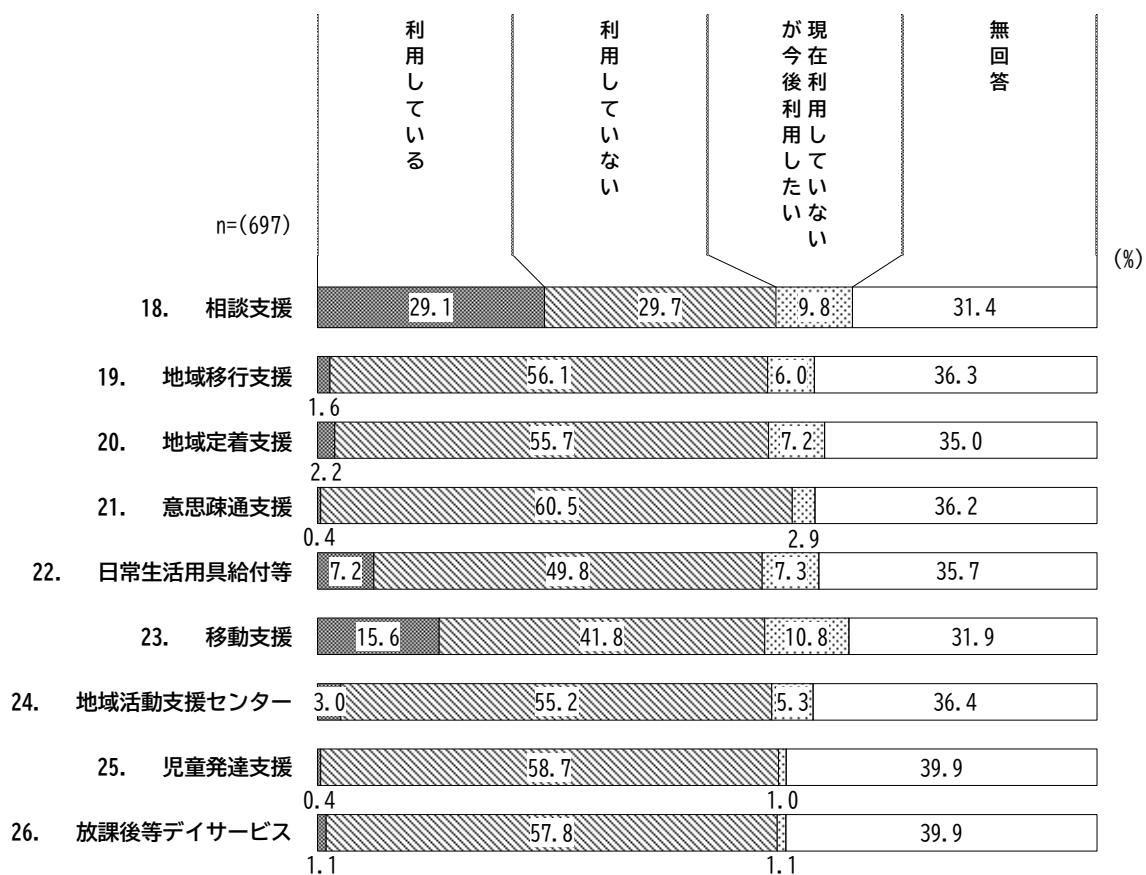
問 19 サービスの利用状況 就労について



問 19 サービスの利用状況
施設入所、居宅支援について

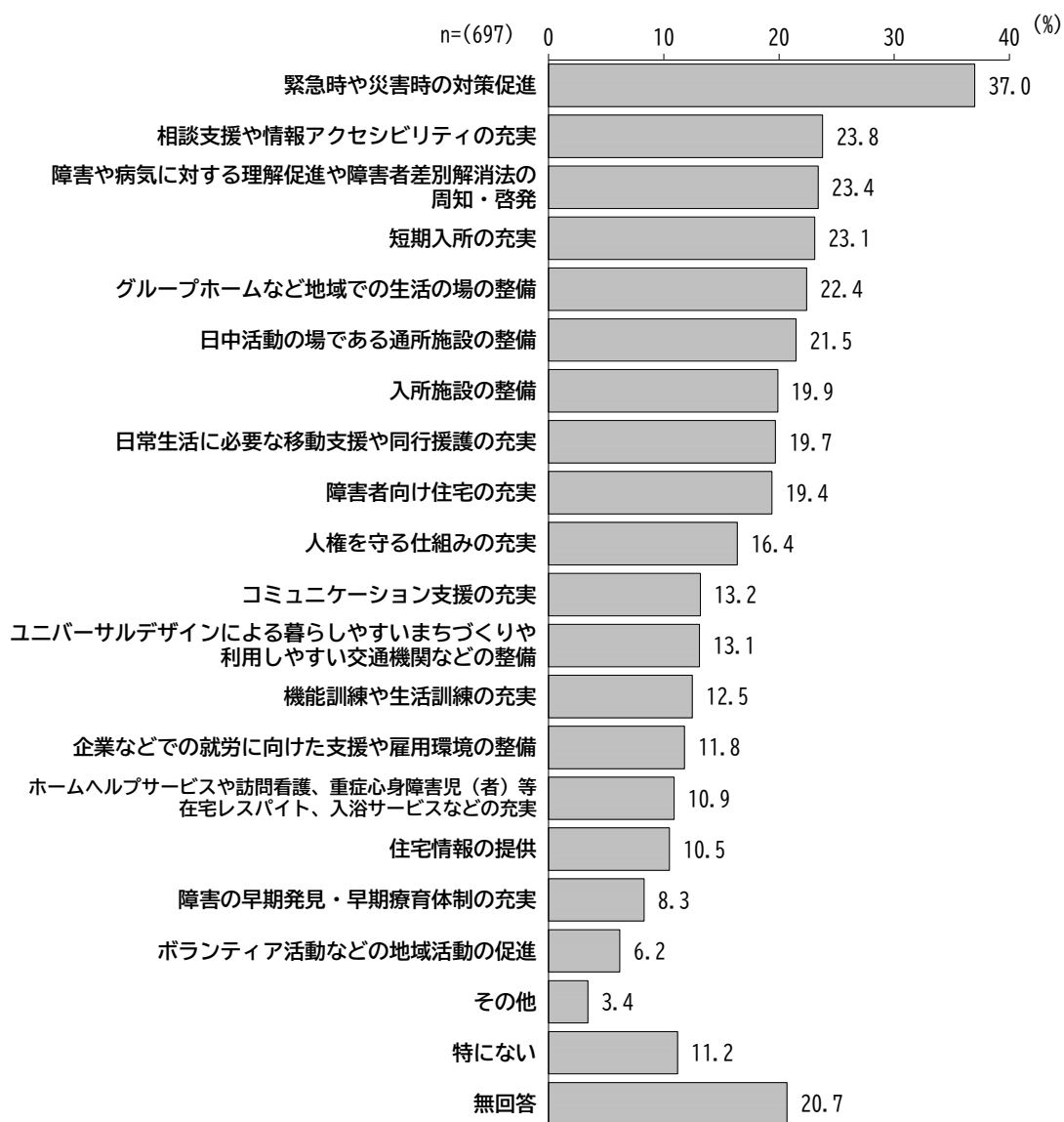


問 19 サービスの利用状況
その他



12. 障害のある方への福祉施策などについて

問 20 墨田区の障害者施策を推進するうえで特に力を入れてほしい施策（複数回答）



墨田区障害福祉総合計画
<令和6年度～令和8年度>

令和6年3月

発行：墨田区

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL (03) 5608-6466

FAX (03) 5608-6423

編集：墨田区福祉保健部障害者福祉課

裏紙